

# 官報

号  
国会会議録

外  
令和7年五月十六日

## ○第二百十七回 参議院会議録第十九号

令和七年五月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

令和七年五月十六日

午前十時開議

第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。城内実国務大臣。  
〔国務大臣城内実君登壇、拍手〕

○国務大臣(城内実君) 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

人工知能関連技術は、その適正かつ効果的な活用によって行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化、並びに新産業の創出をもたらすものとして経済社会の発展の基盤となる技術であるとともに、安全保障の観点からも重要な技術であります。近年、人工知能関連技術を巡る国際的な競争が激化する中、我が国において、人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、関連産業の国際競争力を向上させるための取組が不可欠となっております。

この法律案は、このような背景を踏まえ、人工知能戦略本部を内閣に設置するとともに、政府が人工知能基本計画を定め、これを推進するなどの所要の措置を講ずることにより、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。

以下、この法律案の内容及び趣旨について、その概要を御説明いたします。

第一に、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進について、基本理念及び国の責務等を定めさせていただきます。

第二に、基本的施策として、研究開発の推進、施設及び設備等の整備及び共用の促進、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性の確保、人材の確保、教育の振興、情報収集及び調査研究等の実施、国際協力の推進等を規定しております。

第三に、政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能基本計画を定めるものとしております。

第四に、人工知能基本計画の推進体制として、内閣に人工知能戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定してまいります。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしてまいります。

以上が、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案の趣旨であります。(拍手)  
○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。杉尾秀哉君。  
〔杉尾秀哉君登壇、拍手〕

○杉尾秀哉君 立憲民主・社民・無所属の杉尾秀哉です。  
ただいま議題となりました人工知能関連技術の

研究開発及び活用の推進に関する法律案、いわゆるAI新法について、会派を代表して質問します。

人類の知能をしのぐ機械が発明までこなす。一九六五年、イギリスの数学者アービング・ジョーン・グッド氏は、高度なAIの登場をこう予言しました。それからちょうど六十年、同氏が指摘した世界は着実に実現に近づきつつあります。

このところ、AIに関するニュースを目にした日はないと言っても過言ではありません。そもそもAIが私たちの仕事や生活を大きく変えようとしているきっかけとなったのは、まるで人間のように答えてくれる対話型AI、チャットGPTの登場でした。二〇二二年十一月のことです。さらに、今年に入り、低コストで高性能な中国発のAI、ディープシークが発表され、世界中に衝撃が走りました。

AIは、上手に使えばあらゆる人間の営みを効率化できる一方、使い方を間違えると人類の脅威ともなり得る。まさに、天使か悪魔か。その急速な進化の前に、我々はAIにどう向き合えばいいのか、今、根源的な問いを突き付けられていると言ってもいいでしょう。

AIが人間の知能を超える瞬間をシンギュラティイ、技術的特異点といいますけれども、アメリカの発明家にして思想家でもあるレイ・カーツワイル氏は、二十年前に出版した著書でこの言葉を世に知らしめた上で、二〇四五年にシンギュラティイが起きると提唱しました。人類の歴史における転換点、いわゆる二〇四五問題です。ところが、ここに来て、シンギュラティイはもっと早いと指摘する専門家が増えていきます。

このシンギュラティイについて、政府は、いつ頃到来し、また社会や経済にどんな影響を与えたと予測しているのか、城内大臣、お答えください。

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

議事日程追加の件 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案(趣旨説明)

松尾豊教授によれば、AIは既に日本最難関と言われる東京大学理科三類の入学試験を突破できるレベルにあり、早ければ、二〇三〇年頃にもシンギュラリティーが到来する可能性があるのだそうです。

これほどまでに急激なAIの進化の一方で、我が国の取組は一体どうだったのでしょうか。

政府は、二〇一六年の第五期科学技術基本計画や二〇一九年のAI戦略二〇一九などで、AIを特に速やかな強化を図る基盤技術と位置付け、研究開発体制の強化方針を繰り返し示してきました。にもかかわらず、二〇二三年の国内でのAIに関する民間投資額は世界十二位で、しかも、二〇二四年情報通信白書によると、生成AIの個人利用率で中国五六%、アメリカ四六%、イギリス三九%などに對し、日本は僅か九%と極めて低い水準にとどまっています。

では、なぜ我が国がこれほどまでにAIの分野で世界に後れを取ってしまったのか。また、石破総理が言うように、世界で最も開発、活用しやすい国を目指すと言うのなら、これまでの政策がなぜ功を奏しなかったのか、十分に検証した上で実効性が高い方策を講じるべきではないか。さらに、AIの民間投資や利用率、AI関連予算など、日本が遅れているこれらの指標で、今後、具体的な数値目標や達成時期などを設定し、公表すべきではないでしょうか。いずれも城内大臣の答弁を求めます。

なお、デジタル敗戦に続き、ここで日本がAIの分野でも今までの遅れを挽回できなければ、もう後がないというぐらいの覚悟で政策を強力に推進すべきである、このように申し添えます。

ここからは、本法案について伺います。過去、各省庁などで取りまとめられたガイドラインには、人間の尊厳が尊重される社会とか、多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会など、いずれも普遍的な価値が明示されていま

すが、本法案には一切そうした記述がありません。しかし、何といたっても日本初のAI関連法制ですから、我々が目指すべき社会とその実現のためにAIをどう利用するのかということこそ法案の基本理念に書き込まれるべきではないでしょうか。

さらに、二〇二三年G7広島サミットの成果として策定された世界初のAIに関する包括的ルール、広島AIプロセスの国際規範に盛り込まれた人間中心の原則こそ核心中の核心です。欧米諸国のルール作りにも共通するのは、いかにAI社会で人間の自己決定権を確保するのかがという人間中心主義の理念です。国内でも、例えば鳥取県が策定したAI(ええ愛)ガイドラインでも人間主導の原則が高らかにうたい上げられています。

こうして考えてみますと、個人の尊厳や民主主義を支える理念としての人間中心主義を本法案にも明記すべきと考えますけれども、城内大臣にこれまでよりも踏み込んだ答弁をお願いしたいと思います。

本法案が目指す方向性は、イノベーションの推進とリスク管理のバランスを取ることでしょう。例えば、悪質なAIに対し国が調査できる権限や国の施策への事業者の協力など、一定の法的規制は掛けられています。一方で罰則規定の導入が見送られており、規制と推進のバランスに最大限配慮したことがうかがえます。

ところが、他国の状況を見ると、例えば去年春成立したEUのAI新法では、AI法では、許容できるリスクを四段階に分け、リスクの程度に応じて規制などを行う罰則付きのリスクベースアプローチが採用されていたり、また、去年暮れ成立した韓国のAI基本法でも透明性や安全性確保の義務規定を設けるなど、より規制に踏み込んだ内容となつています。他方、アメリカではトランプ政権がAI規制の緩和を進めるなど、各国のアプローチは大きく異なっています。

こうした複雑な情勢の下で、果たして我が国のAI法案が他国のモデルとなり得るのか私には甚だ疑問です。そもそも石破総理が世界のモデルとなるAI制度と胸を張る根拠は示されておりません。城内大臣、お答えください。

また、EU流のリスクベースアプローチは一定の合理性を持つと考えますけれども、なぜ本法案はそうした考え方を取らなかったのか、これも城内大臣、併せてお答えください。

続いて、AIの利用により生じる様々なリスクへの対応を中心に質問してまいります。まず、AIと著作権をめぐる問題ですが、インターネット上の情報を含む著作物を学習データとして利用することについて日本新聞協会は、情報源として報道コンテンツを無断で使用しており、著作権侵害に該当する可能性が高いとして、生成AI時代に即した新たな法整備を求めています。さらに、生成AIの登場で、文章や音楽はもとより、極めてリアルな画像や動画などの作成さえも容易に可能になってきていることから、日本音楽著作権協会や日本民間放送連盟など言論表現に関わる様々な団体から法改正も含めた検討の必要性が指摘されています。

そこで、こうしたAIによる著作権侵害に対する認識と今後の対応について、あべ文科大臣に基本的な考え方と対策の検討状況を伺います。とりわけ生成AIの進歩で世界的に大きな問題となりつつあるのが、いわゆるディープフェイクポルノによる被害です。個人の同意なく作成、拡散されるディープフェイクポルノは深刻な人権侵害を招いており、とりわけ学校の同級生など身近な人をターゲットにした被害は広がる一方です。

例えば、アメリカでは、十八歳未満の八人に一人が自分かあるいは身近な人が被害に遭ったことがあるという、こういう調査結果もあります。こうした状況を受け、海外では法制化に向けた動きが進んでおりますけれども、日本でも被害者

の迅速な保護や救済はもちろんのこと、実効性ある法規制の検討が早急に必要なのではないでしょうか。鈴木法務大臣に今後の対応方針を伺います。

また、この問題で、最近私は、現行の児童ポルノ禁止法では規制の対象とならない、架空の人物を描いたわいせつなAI生成物についても速やかな対策を講じてほしいという切実な訴えを受けました。鈴木大臣にこの問題も併せて検討するよう求めます。お答えください。

もちろん、AIは万能ではありません。例えば、AIを搭載したシステムの誤作動や意図しない挙動により、物理的な損害や身体への危害が生じる可能性も否定できません。最も深刻なのは、軍事活用でAIの自律的判断による誤爆が起きるケースですが、これから身近な生活においても、AI技術を使った自動運転車やロボットなどが様々な場面で誤作動を起こし、結果として深刻な被害を生む可能性が高まる事態も予想されます。

そこで、城内大臣に、AIシステムの安全性確保について、今後どのような基準を設け、どのように監督を行っていくつもりか、現時点での考え方を伺ってください。

では、実際にAIシステムの誤作動等により損害が引き起こされた場合、その責任は一体誰が負うことになるのでしょうか。

AIでは、開発者、システムの提供者、利用者など複数の主体が関与するため、責任の所在を明確にすることが困難なケースも十分に考えられます。そうしたAIによる損害発生時の責任の所在はどのような考え方にに基づき対応がなされるのか、政府としての認識を城内大臣にお尋ねします。

ある世論調査を見ますと、生成AIの利用や普及拡大で国民が不安に思うことは、一、社会の分断、二、人間の制御が及ばなくなる、三、雇用が失われるというのが上位の三つでした。

ちなみに、AIによる労働代替によって生じる影響について大総研が調査し、去年十一月に公表した分析によると、生成AIの普及により、我が国のGDPは一六・二%押し上げられると試算され、また、労働者全体の失業者数の減少と賃金水準の上昇というプラスの影響がもたらされるとしています。

そうした一方で、労働者を職業グループで分けた場合、プログラマーや一般事務など、仕事の主要部分が生成AIにより自動化や代替されやすい職業グループについては、失業者数が七・〇%上昇し、賃金水準が七・三%低下すると、このように推計されています。

こうして、今後、生成AIの普及が進めば、生産性向上によるGDPの押し上げが期待される反面、労働者の二極化を生み、国内の経済格差の拡大や社会の分断を招くことが懸念されますけれども、これに対する政府の認識と対応について、城内大臣の答弁を求めます。

最後に、本法案において、国の責務、地方公共団体の責務、研究開発機関の責務、活用事業者の責務と並んで、国民の責務が規定されたことについて伺います。

我々は、国民の責務の具体的な内容や範囲などが不明確である上、主に世代間のデジタルデバイドの深刻な現状に鑑み、国民の責務を国民の努力とするよう、衆院段階で修正案を提出しました。ところが、残念ながら、党利党略もあつたのでしようか、賛成少数で否決されてしまっています。

AI新法にも近いサイバーセキュリティ基本法など、ほかの法律では国民の努力と規定しているのに、なぜ本法案は責務という強い表現にしたのか。

これについて、衆議院での審議で政府側は、AIに対する正しい理解と関心を深めていただくことが不可欠で、国や地方公共団体が実施する施策

への国民の理解、協力が必要不可欠であるという観点から責務という言葉を用いているなどと答弁がありました。しかし、この説明は余りに不十分かつ極めて曖昧なもので、いまだ強い違和感が拭えません。

さきに述べたように、AIの利用に不安を抱く国民が多くなる中、責務という強い言葉で規定すること自体、無用な懸念を生じさせるだけではないでしょうか。にもかかわらず、ほかの法律とは異なり、あえて国民の責務と規定した理由について、改めて城内大臣の明快な答弁を求めます。

AIというテクノロジの進化は果たして人々を幸せにするのか。まさにAIの真価が問われる中で、本法案は、その究極の目的、目標に近づくための小さな一歩にすぎません。

また、本法案には、実効性に乏しく中途半端だという批判が根強くあり、今後、AIの悪用による深刻な事案が相次げば、強制力を伴う規制法の導入を検討せざるを得ない場面が来ることも十分に予想されます。その際、我々に求められるものは、情報に対するリテラシーや倫理観であり、社会全体で協力をして持続可能で公平公正な未来を築くためのビジョンではないでしょうか。

そのためにも、私たち立憲民主党は、人間中心のAIの旗を高く掲げつつ、時代や状況の変化に応じて果敢に法制度の見直しを行う必要性を指摘して、私の代表質問を終わります。

御清聴、大変ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣城内実君登壇、拍手〕  
○国務大臣(城内実君) 杉尾秀哉議員からは、まず、シンギュラリティーの到来時期や、社会や経済への影響についてお尋ねがございました。

AIの大幅な発展によって社会や経済に大きな影響を与える可能性があります。シンギュラリティーについては、例えば、電力の大量消費や性能向上に必要な学習データの不足などの技術的な課題があり、その到来の有無や時期などについて

は専門家によって意見が異なっているものと承知しております。このため、現時点でシンギュラリティーの到来時期や具体的な影響についてお答えすることは難しいと考えております。

なお、もしシンギュラリティーが到来した場合には、AIが倫理的に誤った判断をするリスクや利用者が過度にAIに依存するリスクなどがあると承知しており、AI制度研究会などにおいてもそうした議論があつたところであります。

本法案が成立した際には、法に基づき情報収集や調査などによって、技術発展の動向や課題を把握し、有識者とも議論を行いながら、必要な対応を図ってまいります。

次に、AIの分野で世界に後れを取つた理由についてお尋ねがございました。

様々な理由があるかと思いますが、AI開発の遅れの主な理由としては、AIの研究開発に資本や人材が迅速に集まつてこなかつたこと、日本語は、データ量が少なく同音異義語が多いためAI学習が難しいなど、日本語特有の事情があることなどが考えられます。また、AI活用の遅れの主な理由としては、AIの持つメリットが不透明であつたため、経営者が十分に投資をしてくていないこと、AIがもたらし得るリスクに対する国民の不安が十分に払拭できていないことなどが考えられます。

AIに関する国際的な競争が激しさを増していることから、関係省庁と連携して、このような状況を克服し、我が国におけるAIの研究開発と利活用を強力に推進していきたいと考えております。

次に、これまでの政策の実効性についてお尋ねがございました。

AI政策については、政府が本格的に取組を始めてからまだ多くの時間がたつておらず、現時点において全ての政策効果を評価することは難しいと考えております。

しかしながら、AIの研究開発、活用が遅れた理由としては、先ほど述べたとおり、AIの活用に対する国民の不安の払拭などを十分に行えなかつたことや、資本や人材が迅速に集まつてこなかつたことなどが挙げられます。

これまでもAI戦略を作成するなど、政府の取組を進めてきましたが、このような課題の克服に向けて、今後は、本法案により新たに設置するAI戦略本部が司令塔となり、本部の下で策定するAI基本計画に基づき、関係府省庁がより一丸となつて、関連する取組を総合的かつ計画的に進めてまいります。

次に、AIの民間投資などの数値目標等の設置についてお尋ねがございました。

AIの民間投資などの指標については、これまでAI戦略等を検討する際に調査、分析を行つてきましたが、AIの開発動向は刻々と変化しており、具体的な目標や指標の設定については適時適切に議論する必要があると考えております。

今後、本法案に基づき設置されるAI戦略本部において、国が講じる施策の基本的な方針等を定めるAI基本計画を策定する際に、有識者の意見も聞きつつ、具体的な目標や指標を設定することも含めて、関係府省庁で連携して検討してまいります。

次に、我々が目指すべき社会の法案の基本理念への明記についてお尋ねがございました。

本法案では、第一条の目的において、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを掲げております。

また、第三条の基本理念においては、行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化並びに新産業の創出、経済社会の発展、安全保障、我が国及び国際社会の平和と発展に寄与といった観点を明記しております。

このように、我々が目指すべき基本的な方向性については、法律の目的及び基本理念に既に盛り

込んでいるところであり、更に具体的な重要事項につきましても、法案に基づき策定するAI基本計画に記載してまいります。

次に、人間中心主義のAI法への明記についてお尋ねがありました。

広島AIプロセスの国際指針においても掲げられているとおり、人間中心の考え方を尊重することは、当然にして、非常に重要なことであると考へております。我が国においても、広島AIプロセスに先駆けて、二〇一九年、平成三十一年に人間中心のAI社会原則を策定し、AI政策を進めてきたところであります。

今後、AI戦略本部の下で策定するAI基本計画にも、その冒頭で、人間中心のAI原則の考え方を記載する予定としております。基本計画の冒頭に記載されることで、法案に直接書き込まずとも、人間中心のAI原則に基づき、各施策が行われることを担保できると考へております。

また、法案第十三条に基づき国が整備する指針においても、広島AIプロセスの国際指針の趣旨を反映させ、人間中心のAI原則の考え方をしっかりと示していくことを予定しております。

次に、AI法案が世界のモデルとなる根拠についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、近年、世界各国においてAI法制度に関する対応が進んでおり、その際、各国それぞれの法体系や社会的、歴史的背景に応じて制度整備が進められていると承知しております。

そうした中、本法案は、国際整合性を保ちながら、イノベーション促進とリスク対応の両立を図るため、体制整備や基本計画及び指針の策定、調査、情報収集等から成る、いわゆる規制法ではない形の法律としており、事業者の自主的取組を尊重するとともに、新しい技術にも柔軟に対応できる制度となっております。

AIの研究開発や活用を加速することのできる

バランスの取れた法制度として、これまでのところ、有識者の方々や、諸外国からも評価されていると考へており、本法案は、今後、世界のモデルになり得るものとして考へております。

次に、本法案がリスクベースアプローチを取らなかった理由についてお尋ねがありました。

御指摘のあったEUのAI法では、AIをリスクに基づき四つのランクに分け、そのうち最上位の許容できないリスクを持つAIシステムは禁止され、また、二段階目のハイリスクなAIシステムを扱う事業者には基準遵守義務が課されていると承知しております。

EUで禁止される許容できないリスクを持つAIシステムについては、我が国においても個人情報保護法等により規制されております。また、EUが適合性評価を義務付けている重要なインフラ等に関するハイリスクなAIシステムについては、我が国においても、個別の業法等により、基準を遵守していないAIを用いた医療機器や自動運転車の販売は違法となります。

現在、各国において、様々な考え方でAI法制度に関する対応が進められておりますが、我が国では、既存法令とガイドライン等の組合せによってリスクへの対応を行いつつ、イノベーションを促進するという考え方を取っております。

悪質な事例等については、既存法の罰則の適用やAI法案に基づく調査等を行うとともに、潜在的なリスクについては、技術進展の動向を見ながら、必要に応じて、AI戦略本部の下、全ての関係省庁と連携して適切に対応していくこととしております。

リスクに適切に対応することで、イノベーションも促進させるため、両者をしっかりと両立させ、AI政策を推進してまいります。

次に、AIシステムの安全性確保についてお尋ねがありました。

まず、汎用の生成AI等に関しましては、利用

場面が千差万別であります。このため、一律の安全基準を設けることは困難であります。広島AIプロセスに即した指針を国が整備し、その中において、AIの安全性を向上させるためのAI事業者の取組等を規定する方針であります。

また、AI技術を使った自動運転車やロボット等の個別の製品の安全性に関しては、各製品の安全性に関する既存の法令等の下で、基準やガイドラインの整備等、安全対策が講じられているものと認識しております。

さらに、本法案に基づき、国による調査や情報提起の枠組みも通じて、AIの安全性の実態を把握し、安全性の向上を図ってまいりたいと考へております。

次に、AIによる損害発生時の責任の所在に関する考え方についてお尋ねがありました。

AIの活用によって生ずる損害に対する責任の考え方を明確化させていくことは、AIの開発や活用を促進していく上で、非常に重要な観点であるとして考へております。

こうした観点から、例えば、自動運転車が事故等を起こした場合の責任制度や社会的ルールの在り方等については、産学官の関係者によって検討を行い、今後検討を深めるべき事項等が整理されているものと認識しております。

今後、司令塔たるAI戦略本部の下、自動運転車以外の分野においても、AIの活用によって生じる損害に対する責任の考え方を明確化させるべく、関係省庁と緊密に連携しながら検討を深めてまいります。

次に、生成AIの普及に伴う国内の経済格差の拡大等についてお尋ねがありました。

生成AIによって業務の自動化や効率化が可能となり、その結果、生産性が向上して経済成長に大きく寄与することが期待できる一方で、多くの職種が奪われるのではないかと不安や懸念があることは承知しております。

生成AIが現在の仕事の一部を代替できることは事実であると認識しております。一方で、生成AIの普及により、従来にはない新しい職種や産業が生まれ、AIエンジニア等のAI関連の産業に対するニーズも増加することが考えられます。

このように、経済社会における人材需要や働き方が大きくシフトしていくと考へられるため、リカレント教育やリスキリング等の取組を通じて、新たに生まれる職種への労働力の移行をスムーズに行いつつ、労働者がこれまで以上に安全かつ安心に、そして幸せに働くことのできる社会の実現を目指してまいります。

最後に、国民の責務と規定した理由についてお尋ねがありました。

本法案第八条の内容は、国民の皆様がAIを適切に活用し、便益を享受するためには、AIに対する正しい理解と関心を深めていただくことが不可欠との認識の下、規定したものであります。また、国や地方公共団体が推進するAI活用を推進するための施策が十分な効果を得るためにも、国民の皆様が御協力が必要であります。

さらに、今後、様々なAIが多く国民に利用されていくことを踏まえると、例えば不適切な動作を行うAIを発見した場合に関係機関に情報提供していただくなど、適正なAI利用環境の維持に向けた取組に可能な範囲で御協力いただくことも想定されます。

こうした観点に基づき、第八条の見出しに果たさなければならぬ努力を意味する責務という言葉を用いたものであります。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)

○国務大臣(あべ俊子君) 杉尾議員にお答えいたします。

AIと著作権についてお尋ねがありました。AIと著作権との関係については、文化審議会の小委員会で議論を行いまして、クリエイター等

の関係者からの著作権侵害等に関する懸念の声を踏まえ、令和六年三月にAIと著作権に関する考え方を取りまとめたところです。

文科科学省においては、この考え方の周知啓発や相談窓口を通じた著作権侵害に関する事例の集積に努めつつ、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえながら、必要に応じた検討を続けてまいります。(拍手)

〔国務大臣鈴木馨祐君登壇、拍手〕  
○国務大臣鈴木馨祐君 杉尾秀哉議員にお答えを申し上げます。

いわゆるディープフェイクポルノに対する法規制の検討及びいわゆる児童ポルノ禁止法では規制の対象とならないいわゆるAI生成物に対する対策についてお尋ねがありました。

御指摘のようなディープフェイクポルノ及びいわゆるAI生成物について、例えば刑事事件という観点から一般論として申し上げます。捜査機関においては、個別の事案ごとに、刑法や児童ポルノ禁止法といった関係法令の趣旨及び内容を踏まえ、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対応するものと承知をしております。

また、現在、ご家庭庁において有識者及び法務省を含む関係省庁によるワーキンググループを開催し、インターネットの利用をめぐる青少年の保護に関し課題と論点の整理を行っており、その中では、生成AIを用いたディープフェイクポルノに関する御意見や、児童ポルノ禁止法の規制対象に関する御意見もあると承知をしております。

法務省といたしましては、御指摘のようなディープフェイクポルノ及び架空の人物を描いたいわゆるAI生成物についても、引き続き、関係省庁とも連携しながら適切に対応してまいりますと考えております。(拍手)

○議長 関口昌一君 片山大介君。

〔片山大介君登壇、拍手〕

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

会派を代表して、城内大臣に質問します。世界でAIの開発や活用が進む中、日本は後れを取っていて、二〇二三年のAI開発の民間投資額は、アメリカの六百七十二億ドルに比べて日本は七億ドルにすぎず、グローバルに勝負できる企業もほとんどない状況です。

振り返れば、一九八〇年代、マイクロソフトやアップルが登場したとき、日本では世界でメジャーとなるOSは開発できず、CPUもインテルなどに席巻されました。また、二〇〇〇年代にアメリカのスタートアップから成長したプラットフォームがクラウドビジネスで大規模な成長を遂げたときも、日本ではグローバルなクラウドカーンパニーは登場しませんでした。

今回のAI革命でデジタル敗戦を繰り返してはならないと思いますが、過去の敗因とともに、現在の日本のAI開発力や活用の遅れについてどのように分析し、今回、勝機を得ようと考えていますか。

AIをめぐる我が国の対応は、去年四月のAI事業者ガイドラインなど、法的な根拠を求めないソフトロー中心となっております。

そうした中、去年の八月以降、法制度の要否を含むAI制度の在り方を検討するため、内閣府のAI戦略会議の下、AI制度研究会が開かれ、今年二月に中間とりまとめを公表。今回の法案はそれを踏まえたものですが、中身は、イノベーションの促進とリスクへの対応の両立や、国際協調といった基本的な考えの下、政府の司令塔機能の強化や戦略、それに安全性の向上に向けた施策など、これまで取り組んできた内容を法的に規定したにすぎません。

法的な根拠を与えれば良くなるというだけでは立法事実にはならないと思いますが、法案によつ

て、これまでの取組から何がどう変わるのか、どのような効果があるのか、教えていただけませんか。また、AI事業者ガイドラインを始め、これまで作ってきたガイドラインなどとの関係性はどのようなのでしょうか。

法案の柱の一つは、第十六条の調査研究です。条文には、AIの開発、活用の動向に関する情報収集のほか、不正な目的などによって国民の権利利益の侵害が起きた場合の対策、それにAIの推進に資する調査研究を行い、それらの結果に基づき、事業者に指導や助言など必要な措置を講じるといった内容が一続きの文章で書かれています。これだと、調査研究が、AI推進のために行うのか、それとも不正への対策のために行うのか、どちらなのかよく分かりません。今回の法案はあくまで推進法なので、不正への対策を独立させると規制法と捉えられかねないとの判断からだと思いますが、これでは悪質な事業者への抑止効果は薄いと思います。

悪質な事業者名の公表についても、政府はケース・バイ・ケースと遠慮さみですが、本来なら、原則公表する、ないしは罰則を設けるべきではないでしょうか。これで実効性を担保できるのでしょうか。

政府が規制を緩くしているのは、EUなどに比べて緩くすることで、日本に多くのAIの研究開発を呼び込みたい思惑があるからだと思います。でも、規制を緩めた場合に想定されることは、規制が厳しいEUに準拠したAIは引き続き海外で研究開発が行われる一方、日本にはそうではない危険なAIの研究開発が集まるおそれがあることです。

規制を緩めることが誘致につながるという考えは甘く、逆に日本発のAIの信頼性、安全性が損なわれ、AIのリスクが高まってしまおうのではないかと危惧しますが、どのようにお考えですか。AIに限らず、リスクを抱える技術は社会にお

いて受け入れられません。なので、技術における規制はリスクを低減させるための手段と考えるべきです。

実際のところ、規制がイノベーションを誘発することも多く、一例を挙げれば、一九七〇年代、アメリカが厳しい自動車排気ガス規制を掛けたことがありました。それに対し、イノベーションを重ねて世界に先駆けて準拠したのが日本の自動車メーカーで、それが今の地位につながりました。

AIに対する規制を通じてAIリスクを減らすことで不安を和らげ、その結果、AIの普及を促進するという考え方もありますが、いかががお考えですか。

リスクを過小評価すると技術に対して緩い規制となり、国民の権利利益が侵害される可能性が生じます。また逆に、過大評価すると技術に対して厳しい規制となり、技術の発展が阻害されます。なので、リスクの判断は重要で、それが分からないと規制の必要性も認識できません。

AI制度研究会の中間とりまとめでは、AIのもたらし得るリスクの例が関係法令とともに整理されていますが、それぞれのリスクについて、現在の規制が適切か否かにまで踏み込んだ考え方は示されませんでした。

今回のこの法案は、AIの利活用がもたらすリスクとそれに対する適切な規制の在り方について十分に議論していないまま、法律の枠だけを作ったように感じますが、どのようにお考えですか。今回の法案は、日本国内でサービスを提供する海外の事業者にも適用され、アメリカのいわゆるビッグテックにも対象になります。

ビッグテックは海外の法律に対して敏感で、例えば、EUで去年五月に成立した罰則付きの規制があるAI法を受けて、アップルは一部のAI機能のEU域内での提供を取りやめ、また、メタもマルチモデルのAI投入を見送ることを決めました。今回の日本の法案に対し、アメリカ

のビッグテックからはどのような反応が出てきていますか。

また、アメリカ政府は、バイデン前政権のときはAI開発に関して法規制をする方向で動いていましたが、トランプ政権になって、AIのリスク管理などを企業に求めた前政権の大統領令を廃止して、AI開発の推進を打ち出す新たな大統領令を発効しました。こうしたAIのガバナンスをめぐる国際的な潮流が我が国のAI施策に及ぼす影響について、どのように考えますか。

そして、日本でサービスを提供する事業者の中には、日本に法人を置いていない事業者も多くなります。こうした事業者に対して、政府は、国が実施する施策に協力をする責務を定め、アメリカやヨーロッパなど諸外国の政策当局及び事業者と連携を図り、情報収集に取り組んでいくとしています。この責務は第七条に規定され、条文には協力しなければならないと、この手の条文にしては珍しく強い表現になっているのも、そうした考えがあるからだと思います。

でも、この第七条や先ほどの第十六条だけで、日本法人を置かない海外の事業者に対して十分な調査や指導を行えるのか疑問です。友好国との間であればある程度対応できると思いますが、そうでない国の事業者の場合、当局との連携や情報収集を行うことができるのでしょうか。海外の事業者に対する実効性のある対応について、政府の具体的な取組を教えてください。

与えられた指示に基づいてテキストや画像、音声などのコンテンツを作成する生成AIは、今、日常生活やビジネスシーンで広く活用されています。また、今後は、自律的にタスクを実行し、問題を解決するエージェントAIが普及すると見られています。

AIが高性能化すればするほど、そしてAIへの依存度が高まれば高まるほど、社会への影響は大きくなり、人間の能力を超えるASI、人工超

知能が実現する時代もやがて訪れます。今回の法案では、基本計画を定め、指針を作るようになっていますが、こうした変化の激しい技術に対応するには迅速にPDCAサイクルを回していかなければいけないと思いますが、どのように考えますか。

変化の激しいAI技術のガバナンスに日本が初めて取り組む今回のAI推進法案。適切な法整備を実施すべきことを改めて訴え、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣城内実君登壇、拍手)

○国務大臣(城内実君) 片山大介議員からは、まず、過去のデジタル敗戦の理由とAI革命における勝機についてお尋ねがありました。

二〇〇〇年代のいわゆるIT革命以降、我が国においては、諸外国と比較して専門知識を有する人材の確保等で後れを取っており、その結果、国際的な競争において苦戦をしたものと認識しております。

AIについても、現時点では、資本や人材が迅速に集まっておらず、加えて、国民や企業はAIに不安を感じていることが、AIの研究開発及び活用において諸外国に後れを取っている要因と考えております。

これらの状況に鑑み、AIのリスクに対応しつつイノベーションを促進させるための法案を提出いたしました。本法案に基づき、適正なAIの研究開発及び活用を推進し、国民の不安解消や我が国の国際競争力の強化を図ってまいります。

また、今後の我が国の勝ち筋として、汎用モデルについては小規模であっても高性能なモデルを開発できる可能性があります。特に、日本の文化、習慣、歴史等を正しく学習したモデルの開発を進めることで、今後競争力を確保していくことが可能であると考えております。加えて、ロボット、医療、防災等の分野におい

ては、我が国は良質なデータを保有するなどの強みを持っており、こうした分野のAIの研究開発と活用において、我が国企業が今後世界をリードしていくことができると考えております。

次に、本法案の意義とガイドラインとの関係についてお尋ねがありました。

国民のAIに対する不安を払拭し、AIの利活用が低迷している状況を克服するためには、AIの研究開発と活用を適正に推進するための法律を制定し、国としての意思を明確に示すことが重要であります。

本法案により、我が国のAI政策の司令塔機能が強化されるとともに、AIの研究開発及び活用の推進に関する施策を関係府省庁が一丸となって総合的かつ計画的に推進することが可能となります。

加えて、本法案を通じて、我が国のAI制度に対する基本的考え方、すなわちイノベーション促進とリスク対応の両立、国際整合性の確保、政府による情報統制や過剰な規制の回避といった我が国の立ち位置を国際社会に明確に示していくことができるかと考えております。

なお、本法案は、既存の法令やガイドラインと相まって効果を発揮することとなります。これら関係府庁において特定の主体や分野を対象としたガイドラインを策定していますが、本法案に基づき整備する指針では、全ての関係者に向けて適正な確保のための基本的考え方を示すことを想定しております。AI事業者等の各主体においては、最も基本となる指針と各主体にとって最も適切なガイドラインの双方を参照しながら、AIの研究開発と活用の適正性を確保していただくことを考えております。

次に、悪質な事業者等の公表や罰則の必要性についてお尋ねがありました。本法案に基づく調査結果の公表については、公表した場合としない場合のメリット、デメリット

等を比較検討し、かつ企業秘密等に留意して判断することとなります。

例えば、悪質なAIサービスを提供する事業者名を公表した場合に、当該サービスの社会的な認知度が上がってしまう、興味本位で利用する者が増えてしまうおそれもあると考えております。また、特定の事業者名の公表よりも、悪質なAIサービスに類似するAIサービス全般について国民に情報提供する方が、注意喚起としての効果があるといった判断もあり得ると考えております。

こうしたことから、事業者名については原則公表とはしておらず、個別の案件ごとに事業者名の公表の是非について適切に検討してまいります。また、罰則を設けなくとも、悪質な事業者は現行法令に基づく措置によって対処可能であると考えております。

その上で、AIは技術変化が速いことから、現行法令では対応が困難な事案が発生した場合、臨機応変に指針の整備や調査を通じた情報収集、調査結果に応じた事業者や国民に対する指導、助言、情報提供を行うこととしており、これらを通じて実効性を担保してまいります。

次に、規制を緩めた場合のリスクへの懸念についてお尋ねがありました。

我が国におけるAIのリスクへの対応については、関係府庁と連携し、まずは既存の法令及びガイドラインの遵守徹底を図るとともに、AI研究開発者及び活用事業者等による自主的な取組の促進、新たな技術の開発、導入など、総合的に取組を進めていくことが重要であると考えております。

そのため、本法案においては、AIの研究開発及び活用の適正性を確保するための指針の整備、国内外のAIの研究開発、活用の動向に関する情報の収集や、国民の権利利益の侵害が生じた場合、事案の分析、対策の検討、その他の調査、調査結果を踏まえた活用事業者等への指導、助言、

情報の提供等を国が行うこととしているほか、我が国でAIを開発する事業者等に対し、国が実施する施策に協力する責務を定めております。こうした取組や仕組みを通じて、AIのリスクにしっかりと対応していく考えであります。

また、リスクへの対応については、我が国による取組だけでなく、国際連携の下で対応していくことが重要であり、広島AIプロセス・フランスグループを始めとする国際的な場やネットワークにおいて各国とコミュニケーションを図ることなどを通じて、実効性の確保に努めてまいります。

次に、規制によりイノベーションを促進するという考え方についてお尋ねがございました。我が国においては、既存法とガイドライン等を適切に組み合わせ、AIのリスクに対応してまいります。

議員御指摘のように、一定条件の下での規制の導入がイノベーションを促進するという考え方も考えられるところではあります。AIは技術の進展が速く、また我が国の企業等は一般的に法令遵守意識が高いことなどを勘案するとともに、AI戦略会議及びAI制度研究会の中間とりまとめの内容も踏まえ、本法案においては、国が国際的な規範に即した指針をしっかりと整備した上で、事業者等に対してこれに基づく自主的な取組を求めるとしてまいります。

これにより、柔軟かつ適切にAIのリスクに対応するとともに、安全、安心で信頼できるAIの研究開発、活用につなげることができると考えております。

次に、リスクと規制の在り方の議論についてお尋ねがありました。

本法案の検討に当たっては、AI制度研究会において適切に議論が行われ、技術の進展が速いAIについては、国際情勢や最新技術の動向に合わせた迅速かつ柔軟な対応が可能なガイドライン等と既存の法令の組合せによってリスクへの対応を

行う必要があるとされたところであります。

他方で、現時点で想定できないリスクが今後発生する可能性がある中、議員御指摘のとおり、法律の枠をつくるだけでは不十分であります。本法案により設置されるAI戦略本部の下で、関係府省庁が一丸となって着実な制度の運用を図るとともに、潜在的なリスクに関する情報収集やリスクへの対応に関する検討に、係る検討について、有識者の意見も聴取しながら行っていく考えであります。

次に、ビッグテックの反応についてお尋ねがありました。

まず一般論として、法令やガイドラインの内容を厳格で遵守困難である、あるいは運用が不明確であるといった状況下においては、企業は投資やサービス提供に消極的になってしまう傾向にあります。

これまで内閣府は、ビッグテックと対話を行ってきた中では、本法案については、国による情報統制や罰則付きの厳格な規制を定めるものではなく、国際整合性や事業者の自主性を尊重している点について好意的に評価されているものと受け止めております。

今後、国が整備する指針や国による情報収集についても国際規範に整合的なものとする予定であり、ビッグテックからの協力は得られるものと考えております。

次に、我が国の施策に対して国際的な潮流がもたらす影響についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、昨今の米国などはイノベーションや経済成長を重視する傾向が見られますが、いずれにせよ、各国の法体系や社会的、歴史的背景を踏まえて取り組んでいくことが重要であると考えております。

引き続き、諸外国の政策や制度も参考としながら、我が国の背景等を十分に踏まえたAI政策を推進してまいります。

次に、国外の事業者に対する対応についてお尋ねがありました。

悪質な事案や事象が発生した場合には、日本に法人や事業所のない事業者に対しても本法案に基づく国の調査等を行う方針としております。仮に友好国でない国に所在する事業者であったとしても、当局との連携を模索するなど、あらゆるチャネルを用いて、可能な限りの手段を尽くし、本法案に定める調査等を実施していきたいと考えております。

最後に、迅速なPDCAサイクルの必要性に関するお尋ねがございました。

先ほども述べたとおり、AIは技術の進展が速く、現在顕在化していない問題が今後生じる可能性もあることから、基本計画や指針の見直しを柔軟に行うなど、PDCAサイクルを適切に回していくことが必要と考えております。

具体的には、本法案に基づいて国が計画や指針を策定、整備し、これがプランに当たります。関係者はその遵守に努め、これがドゥーに当たります。そして、国はその実態を把握した上で必要な措置を講じ、これがチェックに当たります。さらに、必要があれば計画等を見直ししていく、これがアクションとなります。こうしたサイクルを着実に進めることが重要と考えております。

議員の御指摘も踏まえ、対応が事後的にならないように、実態把握や計画の見直し等に当たっては、変化を予測しつつ臨機応変に対応していきたいと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 竹詰仁君。

(竹詰仁君登壇、拍手)

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁です。

会派を代表して、ただいま議題となりました人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案について質問をいたします。

AI技術は急速な進化を遂げており、社会構造や我々の日常生活に既に変化をもたらし、今後更に大きな変化を生み出すこととなります。AIの活用は、産業の生産性を飛躍的に高め、経済成長の強力な起爆剤となるだけでなく、少子高齢化による労働力不足といった我が国が抱える構造的な課題の解決にも有効です。

我が国が国際社会で競争力を維持拡大していくためには、AIの研究開発と活用を最重要課題として位置付け、推進していくことが極めて重要となります。このような認識の下、以下質問いたします。

まず、国産のAI開発について伺います。二〇二二年に米国のオープンAIがチャットGPTを発表して以降、生成AIの開発はグーグルやメタなどの海外の巨大IT企業、ビッグテックがリードしてきました。

こうした中、国内のAI開発は苦戦を強いられている状況にあります。独自のAI開発が進められてもいます。例えば、NTTのtsuzumiやNECのcotomiといった日本語大規模言語モデル、国産LLMが実用化されており、これらのモデルは高い日本語処理能力と軽量性を両立している点で注目を集めています。

国産のAIを開発し、技術基盤を持つことは、経済安全保障の観点から重要であるとともに、AIモデルが開発国の文化や価値観を反映することを踏まえると、日本の文化や社会に通じたAIを開発する意義は大きいと言えます。

一方で、国内のニーズだけに焦点を当て過ぎて海外市場への展開がおろそかになれば、国際標準やトレンドから乖離し、いわゆるガラパゴス化に陥る可能性があり、結果的に国際競争から取り残されることにつながりかねません。

二〇二四年二月より、経済産業省とNEDOによりGENIACという支援プロジェクトが立ち上げられ、生成AIの開発力の強化が図られてい

ることは評価いたします。一方で、今後は国産AIの技術力を国際競争で取り残されないよう一層高めるとともに、積極的な海外展開に向けた支援が求められると考えます。国産AI開発及び海外展開についての政府の方針について、城内大臣、そして武藤経産大臣に伺います。

次に、AIの研究開発、活用を促進する上で欠かせないリスク対応について伺います。

本法案第十六条では、不正な目的又は不適切な方法によるAI関連技術の研究開発、活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案などについて、国が調査を行うこととされています。

条文では、国民の権利利益の侵害をもたらすおそれのあるAIについては、調査を実施することは明記されておりません。AIに対する不安の声も多く聞かれる中、AIの活用を推進するのであれば、権利利益の侵害が生じた事案だけではなく、国が責任を持って被害を未然に防止する観点から適切な調査を実施する必要があると考ええます。

本法案に基づき、国民の権利利益の被害の未然防止のための調査について、城内大臣の答弁を求めます。

また、本法案第十六条では、調査の結果に基づき、国が情報提供等の必要な措置をとることが規定されています。

AIは、人間の理解が及ばないほど内部動作が複雑となっており、予期しない有害な出力が発生する可能性があると考えられています。発生したインシデントに関する情報をAIの開発者や利用者等の間で適切に報告、共有することにより、類似の事案の再発防止や、より信頼性の高いシステムの開発等につなげていくことも重要で

す。G7広島AIプロセスの国際行動規範でも、産業界、政府、市民社会、学界を含む、高度なAIシステムを開発する組織間での責任ある情報共有とインシデントの報告に向けて取り組むことが示

されていますが、国が情報提供等の必要な措置及び産業界、学界、開発者等との間でどのように情報共有を図っていくか、城内大臣に伺います。

次に、AIの安全性に関する認証制度について伺います。

AIの安全な利用を確保するために有効な方法となり得るのが、認証制度の創設です。認証の有無によって、信頼性の高いAIシステムを選択し、利用することが可能になれば、AI利用率が低い我が国での利用率向上につながることが期待されます。AIについては、システムの仕組みや用途が千差万別である上に、出力の予測が困難であるなど、特有の課題があると認識しています

また、AIの安全性に関する認証制度の現状と新たな認証制度の創設に対する政府の見解について、城内大臣に伺います。

次に、AI時代を見据えた教育の在り方について伺います。

AIの安全な利用を確保するために有効な方法となり得るのが、認証制度の創設です。認証の有無によって、信頼性の高いAIシステムを選択し、利用することが可能になれば、AI利用率が低い我が国での利用率向上につながることが期待されます。AIについては、システムの仕組みや用途が千差万別である上に、出力の予測が困難であるなど、特有の課題があると認識しています

スマートフォンのAIの標準搭載が進み、無料で利用可能なAIサービスも多く登場するなど、AIは国民生活に身近なものとなりつつあります。本格的なAI時代の到来に向けて、子供たちのAIリテラシー向上が不可欠となつていきます。

読解力などの基礎的な学力や、創造性、倫理的な判断能力など、AIの特性を理解した上で活用することができるようリテラシーを養うため、子供たちにAIに関する教育を充実させていく必要があると考えますが、子供たちへのAI時代を見据えた教育の在り方について、あべ文部科学大臣に伺います。

二〇二三年にユネスコが公表した教育・研究分野での生成AIの利用に関する指針では、生成AIの大部分は大人向けに設計されており、子供が使用すれば不適切な内容に触れるリスクがあると

し、利用の最低年齢を十三歳とすべきとしています。

主要な生成AIサービスでは利用規約に年齢制限が設けられており、チャットGPTでは十三歳未満の利用を認めず、十八歳未満が使う場合は保護者の同意が必要とされています。しかし、昨年開催されたある自治体のイベントで、イベント担当者が年齢制限の存在を把握しておらず、小学生にチャットGPTを操作させてしまった事例があったと報道されており

ます。最後に、採用活動など人事分野のAI活用について伺います。

AIのリスクや利用のルールについては、十分に把握されていないのが実情です。AIの適正な利用について社会全体への周知を図るなど、子供たちをAIのリスクから守るための取組が必要だと考えますが、城内大臣の認識を伺います。

採用活動など人事分野のAI活用について、城内大臣及び福岡厚生労働大臣に考えを伺います。

AIが悪用されるディープフェイクが大きな問題となつていきます。AIが合成された音声や動画を用いて、有名人を装った詐欺に悪用したり、偽画像や偽動画を使った情報操作や世論工作に悪用するといった事案が発生しています。ディープフェイクは名誉毀損や著作権侵害等の犯罪ともなり得ます。

一方で、ディープフェイクの作成や配布を取り締まる場合、憲法上の表現の自由との兼ね合いが問題となるとの指摘もあります。

AIが進むにつれて、ディープフェイクに対して量、質共に対応していく必要があります。

ディープフェイクへの対応について、城内大臣の考えを伺います。

次に、AIの普及に伴う電力需要に関する課題について質問いたします。

AIをめぐっては、今後も大規模な基盤モデルの開発や自動運転やロボットなど、幅広い分野での活用が広がっていくことが予想されます。これを背景に、AIの利用に必要なデータセンターの電力消費量は今後十年間で十倍以上増加するとも見込まれています。

発電、変電、送配電の増強など、AIの普及を踏まえた電力の安定供給に向けた取組の方針につ

いて伺うとともに、電力と通信の効果的な連携を図るための取組であるワット・ビット連携の実現に向けた検討状況について、武藤経産大臣に伺います。

最後に、採用活動など人事分野のAI活用について伺います。

人事分野におけるAI活用については、学習データに偏りがあるために生じる差別、学習データやそのアルゴリズムが見えないことによる公平性への疑問、また、それにより、それによる不利益などを受ける可能性、人事分野の議論が成熟しておりません。

採用活動など人事分野のAI活用について、城内大臣及び福岡厚生労働大臣に考えを伺います。

以上、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣城内実君登壇、拍手)

○国務大臣(城内実君) 竹詰仁議員からは、まず、国産AIの開発及び海外展開に関する政府の方針についてお尋ねがありました。

AIは国民生活や経済社会に密接に関係することから、日本の文化や商習慣等を正確に回答できるAIを開発することは重要であると認識しており、産業競争力や経済安全保障の観点からも、国産AIの開発がなされることが望ましいと考えております。

そうした中で、近年、小規模なモデルで高性能なAIが実現されるなど、我が国でも多くの企業にチャンスが訪れていると考えております。さらに、我が国が良質なデータを保有するなどの強みを持つロボット、医療、災害、ロボット、医療、失礼しました、ロボット、医療、防災等の分野においては、既にグローバルに活躍している日本企業も存在していると承知しております。

本法案が成立した際には、新たに設置されるAI戦略本部の下、関係府省庁での一層の連携を図りつつ、国産AIの開発や海外展開への取組を積極的に後押ししてまいります。

次に、国民の権利利益の侵害の未然防止のための調査についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、AIの研究開発及び活用を推進する上では、AIによる国民の権利利益の侵害を未然に防止するという観点は重要であると考えております。

こうした考えの下、本法案においては、実際に権利利益の侵害が発生した事案に関する調査のみならず、AIに関する技術動向等に関する情報収集を不断に実施し、その結果として、権利利益の侵害が発生するおそれがあると考えられるような場合には予防的な調査を実施することもあり得るものと考えております。

こうした取組を通じて、AIに関する不安の払拭を図り、我が国におけるAIの研究開発と活用を後押ししてまいります。

次に、各主体間の情報提供及び情報共有に関する取組についてお尋ねがありました。

AIは近年急速な発展を遂げており、今後も様々なリスクが顕在化する可能性があります。そうしたリスクに適切に対応するためには、AIの技術や活用動向等の情報収集、把握を行うとともに、AIに関わる各主体間での適切な情報共有が図られることが重要です。

そのため、本法案により設置するAI戦略本部や、同本部の下に設置予定の有識者会議の情報共有や、法案第十六条に基づく研究開発機関、活用事業者等への情報提供のほか、説明会やシンポジウム等の各種機会を捉えた周知広報活動などの取組を通じ、国が旗振り役となつて関係者間での適切な情報共有を図つてまいりたいと考えております。

次に、AIの安全性に関する認証制度についてお尋ねがありました。

認証の有無によつて安全性の高いAI事業者やAIシステムを認識し、選択することが可能となることから、認証制度は、AIの安全、安心な活

用を促進するための一つの手段となり得ることは認識しております。

現状では、例えば国際標準化機構、ISO及び国際電気標準会議、IECにおいてAIマネジメントシステムに関する国際規格が策定されるなどの動きが見られており、こうした国際規格がより安全、安心なAIシステムの普及拡大に貢献することが期待されております。

仮に今後、国内における認証制度の検討を行うような場合には、こうした国際的な動向も踏まえつつ、制度の実効性も考慮して詳細な検討を行う必要があると考えております。

いずれにしましても、我が国におけるAIの安全性向上に向けては、本法案により新たに設置されるAI戦略本部の下で、関係府省庁が一層の連携を図りつつ取り組んでまいります。

次に、子供たちをAIのリスクから守るための取組についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、デジタルネイティブの世代である子供たちがAIを適正に活用できるようにしていくことは、今後AIとともに発展していく社会にとつて非常に重要であります。

このため、学校における教育施策として、初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインの策定や、情報モラルに関する指導の一層の充実を図るため、教師が指導する際に役立つ児童生徒向けの動画教材等のコンテンツの作成といった取組をこれまで進めてきました。

また、これらの学校における施策のほか、広く一般向けには、AIの活用場面や活用時の注意点を一般消費者向けに分かりやすく周知するコンテンツの作成等の取組を実施しているところであります。

引き続き、子供を含めた国民の皆様がAIがもたらすリスクに適切に対応できるよう、AIの教育やリテラシー向上のための取組について関係府省庁が連携し、しっかりと進めてまいります。

次に、ディープフェイクへの対応についてお尋ねがありました。

御指摘のあつた詐欺や情報操作等に悪用するディープフェイクについては、これまで刑法等の既存の法令等で対応しつつ、昨年五月に内閣府が策定したAI時代の知的財産権検討会中間とりまとめにおいても、既存法等の適用の可能性などについて整理するなどの対応を行つてきております。

本法案においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚が構成員となるAI戦略本部を新たに設置するなど、AI政策の司令塔機能を強化することとしております。また、AI戦略本部の事務局である内閣府が、関係府省庁と連携してAIに関する情報収集や権利利益を侵害する事案の分析や調査を実施することとしております。

ディープフェイクが悪用される事例は今後ますます多岐にわたつていくと想定されることから、AI戦略本部が司令塔機能を発揮し、全ての関係府省庁との間で緊密な情報共有、調整等を行いながら、政府全体として一層迅速にディープフェイクへの対応を図つてまいります。

最後に、人事分野のAI活用についてお尋ねがございました。

雇用や人事採用選考の在り方については、AIに特化したものではないものの、厚生労働省のガイドライン等において一定の考え方が示されているところであります。

これに加えて、本法案に基づき国が整備する指針の中で、AI開発者が偏見や差別の含まれる情報出力を防ぐための対策を講じることについて盛り込んでいく予定としております。

具体的には、AI開発者が、学習データから偏見情報を除外することや、AIが差別を助長する出力をしないかどうか、市場に出す前及び出した後にも確認し、必要な修正を行うことなどを明記する方向で検討しております。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇、拍手)

○国務大臣(武藤容治君) 竹詰仁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

国産AI開発及び海外展開についてお尋ねがございました。

産業競争力の強化や経済安全保障の確保等の観点から、国内の事業者が競争力のあるAIを開発することは重要であります。特に、今後、AIの開発と利用を一体的に進め、日本に強みのある分野で専門性が高いAIを開発することが求められます。

このため、AI開発に必要な高度なコンピュターを整備支援、スタートアップ等による開発支援、AIを利活用できる人材の育成など、開発と利用の両面の取組を進めてまいります。

海外展開も重要であり、これまで、東南アジアにおいて、国内事業者が開発したAIサービスの利用に関する実証のほか、AIの人材育成プログラムを実施しています。

今後は、AI・半導体産業基盤強化プログラム等も活用し、関係府省庁とも連携しながら、AIに関する施策を更に強化してまいります。

次に、AI普及に伴う電力需要の増加に対する課題についてお尋ねがありました。

今後の電力需要は、DXやGXの進展により、省エネの進展を見込んでみてもなお増加が見込まれており、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図っていく必要があります。

このため、再エネや原子力といった脱炭素電源を最大限活用していくために必要な事業環境の整備や、送配電設備を計画的に設備する枠組み等の安定供給に向けた取組の方針について、関係する審議会において検討を開始しており、本年中を目途に結論を得られるように検討を進めてまいります。

また、電力と通信の効果的な連携、すなわちワット・ビット連携については、通信、電力、

データセンターに関する産業界と政府の関係者が一同に参加する官民懇談会を本年三月に立ち上げ、具体的な方策の検討を進めております。本年六月頃の方向性の取りまとめに向け、議論を詰めております。

以上です。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)

○国務大臣(あべ俊子君) 竹詰議員にお答えをいたします。

AI時代を見据えた教育の在り方についてお尋ねがありました。

文部科学省では、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置付けており、各学校段階を通じて、その育成に取り組んでいます。

また、急速に発展する生成AIへの対応として、ガイドラインを策定し、学校現場における生成AIの適切な活用を促進しています。

さらに、現在、中央教育審議会において、生成AIを始め、デジタル技術が飛躍的に発展する中で情報活用能力の技術的向上を図る方策について具体的な議論を行っているところであり、引き続きしっかりと検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣福岡資麿君登壇、拍手)

○国務大臣(福岡資麿君) 竹詰仁議員の御質問にお答えいたします。

採用活動など、人事分野でのAI活用についてお尋ねがありました。

公正な採用基準の在り方については、ガイドラインにおいて一定の考え方を示し、企業等に対して普及啓発を行っています。また、採用後の労働条件等についても、労働基準法等に基づく差別の禁止等の規定があり、違反があれば指導を行うこととしています。

厚生労働省としては、AIを活用する場合においても労働関係法令が適切に遵守されることが重要であると考えており、AI等の最新技術による労務管理の実態を把握するために、ヒアリング調

査を行い、事例を把握するなどの取組を行っています。

今後とも、AI等の新たなテクノロジーが人事分野に与える影響について注視してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党を代表して、AI推進法案に対して質問します。

国境を越えて急速に発展、普及するAIは、社会に大きな変化をもたらすと同時に、様々な分野で深刻な問題を生じさせています。

昨年三月の国連総会では、日本も共同提案したAIの開発や利用などに関する決議が採択されました。EUでは、AIのリスクに応じ、四段階に分類して法規制するAI規則の施行が始まっています。

内閣府が公表したAIリスクや安全性に関する意識調査では、現在の規則や法律でAIを安全に利用できるかと答えているのは日本では僅か一三%、AIには規則が、規制が必要だと答えたのは七七%、AIの悪用や犯罪に対する法的対策の強化を求める回答は六六%にも上っています。

しかし、政府は、AIのリスクに対しては既存法とガイドラインで対応することを基本とし、法案はAI推進一辺倒です。政府は、AIが国民の権利利益を侵害するリスクをどのように認識しているのですか。

なぜ国民の求める規則や法的対策の強化がないのですか。今必要なのは、AIの発展と普及のスピードに遅れることなく、包括的なAI対策法を作り、国民の権利利益の保護を強化し、予防的観点も含め、AIのリスクに応じた規制を行うことではありませんか。

一方で、法案は第八条で、国民はAIに関する理解と関心を深めるよう努めなければならないと

国民の責務を定めています。AIによる不利益や被害を受けても、それはAIのリスクを理解する努力が足りなかったからだとして自己責任を押し付けるものではありませんか。

法案第十二条は、国がAI開発のための機械学習用データ、いわゆるデータセットを整備して、AI事業者への提供を促進すると規定しています。政府が保有の情報に加え、国立研究開発法人、大学が持つ情報も対象です。第五条では、地方公共団体に対し、AI開発、活用に関し、自主的な施策を策定して実施する責務を規定しています。地方自治体を持つ情報もデータセット化するよう迫るものです。

このデータセットには、それぞれの機関が保有する個人情報が含まれるのですか。個人情報を含む情報提供を促進させる法案は、プライバシー権を侵害する危険性を高めるものではないですか。以上、城内科学技術担当大臣の答弁を求めます。

AIの普及に対応するためには、個人の権利利益を保護する法制度の強化が不可欠です。

まず、個人情報保護法の見直し強化について質問します。

ホームページやSNSへの投稿など、本人の書き込みや入力した個人情報及び思想信条、収入、病歴などの機微な要配慮個人情報も含まれる情報データが様々な事業者によって大量に収集され、AI開発に利用されている実態があります。

政府は、既存法とガイドラインで対応すると言いますが、現に、明らかな個人情報保護法違反である本人同意のない要配慮個人情報の取得が行われていることを城内大臣と平個人情報保護法担当大臣はどのように認識をしていますか。

EUでは、個人情報の自己コントロール権を市民の基本的権利として保障しており、EU一般データ保護規則は、利用状況の開示、提供の同意撤回、利用停止、削除請求を規定しています。日

本の個人情報保護法にも利用停止、削除請求の仕組みがありますが、条件を付けており、権利侵害のおそれがあるときと狭くしています。

日本では、利用停止、削除を請求しても、権利侵害のおそれはないとして拒否され、対応されない事例が後を絶ちません。これで個人情報保護されていると言えるのですか。日本法人がない海外企業に拒否された場合は、個人はどのように対応すればよいのでしょうか。

AIの発展、普及に対応するために、自己に関する情報の自己決定権を保障し、個人情報保護法の目的に明記すること、また、個人情報保護委員会の監視体制の強化、違法な情報収集への罰則強化を求めます。

以上、平大臣の答弁を求めます。

AIには、判断の根拠や過程がブラックボックスになる問題、学習したデータに偏りがあったり、人間社会の偏見や不平等を反映したり、時には増幅してしまうバイアス問題があり、既存法や事業者任せのガイドラインでは対応できません。

さらに、生成AIによる偽情報、誤情報の問題です。衆議院の参考人質疑で、偽情報、誤情報対策、SNSでの流通、拡散を防止する仕組み、法制度の構築などが具体的に提起されました。生成AIの作成を示す電子透かし、発信者を特定できる埋め込み情報などをSNS等を提供するプロバイダー、デジタルプラットフォームに義務付けることとす。直ちに法制化すべきではありませんか。城内大臣、村上総務大臣、それぞれお答えください。

著作権の侵害について伺います。

現行の著作権法は、AIの学習目的であれば権利者の許諾なく著作物の利用を認めています。そのため、新聞報道、イラスト、音声などが許諾なく収集されています。日本新聞協会は、報道コンテンツを生成AIに利用する場合は許諾を得るよう繰り返し求めているが改善が見られないとし

て、ガイドラインではなく法整備が急務としてい  
ます。俳優や声優などが参加する日本俳優連合な  
ど三団体は、声を利用する場合の本人許諾、AI  
で作成したものであることを明記するなど法整  
備を求めています。報道機関が萎縮すれば国民の  
知る権利を狭めることになり、AIが報道機関に  
代わって取材、報道を担うことはありません。

知的財産の保護を強化せず、AIの推進だけで  
は、コンテンツの再生産の縮小や、創作意欲の減  
退など、受益者である市民や社会全体に悪影響を  
及ぼすものであり、著作権法の見直し強化を行う  
べきです。城内大臣とあべ文科大臣の認識と見解  
を伺います。

日本各地で巨大データセンター建設が問題に  
なっています。生成AIの学習と運用には膨大な  
計算能力と電力が必要です。無計画な建設は、地  
域住民との対立を生じさせ、地球温暖化問題も悪  
化させます。AI推進に名を借りた原発推進は許  
されません。データセンターの使用電力は再生可  
エネルギーで賄うことを事業者が義務付け、電  
力消費量、CO<sub>2</sub>排出量、空調の排熱量や排水な  
ど、情報公開を義務付けるべきではないですか。  
城内大臣の答弁を求めます。

法案が、AI技術を安全保障の観点からも重要  
な技術と位置付けていることは重大です。

ウクライナではAI搭載のドローンが使用さ  
れ、ガザではイスラエル軍のAI標的設定システ  
ムにより民間人の被害が極端に多くなっていると  
の報道もあります。生成AIは核戦争並みの脅威  
になり得ると警告する科学者も多数です。

AIの軍事利用で先制攻撃や予防攻撃の蓋然性  
が高まり、紛争がエスカレーションする危険につ  
いて、どう認識していますか。

二〇二三年十二月、日米は、次期戦闘機と連動  
する無人機のAI技術の共同研究に合意していま  
す。防衛省は、人間の関与が及ばない完全自律型  
の致死性兵器の開発を行う意図は有していないと

の立場を明確にしてきたと言いますが、完全自律  
型か半自律型かを問わず、我が国ではAIの軍事  
利用は禁止すべきです。中防衛大臣の答弁を求  
めます。

以上、AIの発展と普及に伴うリスクに応じた  
法規制や国民の権利利益の保護の強化を重ねて求  
めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣城内実君登壇、拍手)

○国務大臣(城内実君) 井上哲士議員からは、ま  
ず、AIが国民の権利利益を侵害するリスクの認  
識についてお尋ねがございました。

AIがもたらし得るリスクとして、様々なもの  
が考えられますが、例えば、偽情報及び誤情報の  
拡散や、犯罪の巧妙化といったものがあると認識  
しております。

本法案におきましては、そのようなAIによる  
国民の権利利益を侵害するリスクに対応するた  
め、AIの研究開発、活用の適正性確保のための  
国際規範に即した指針の整備や、国民の権利利益  
の侵害が生じた事案の分析、対策の検討、その他  
の調査等を国が行うこととしております。

これらの調査等の取組については、関係府省庁  
で緊密に連携して迅速に対応してまいります。  
次に、規制強化や法的対策強化の必要性につ  
いてお尋ねがありました。

AIの発展や普及のスピードが今後高まること  
も予想される中、その動きに遅れることなく、我  
が国のAIの研究開発及び活用を推進していくた  
めには、イノベーション促進とリスク対応の両立  
を図ることが重要であり、過剰な規制は避けつ  
つ、適切にリスク対策を講じていくことが必要で  
あります。このような考え方は、有識者から成る  
AI戦略会議及びAI制度研究会の中間とりまと  
めにおいても指摘されております。

我が国においては、これまでAIのリスクにつ  
いて、既存の法令とガイドライン等を適切に組み  
合わせて対応してまいりました。その上で、本法

案においては、AI開発者及び活用事業者等が遵  
守すべき事項を含む指針の整備や、悪質な事案に  
対する調査とその結果に基づく指導、助言等を国  
が行うことなどを規定しております。

また、本法案では、AI戦略本部の設置を始め  
AI政策の司令塔機能を強化することとしてお  
り、全ての関係府省庁の緊密な連携の下、今後顕  
在化するリスクに対して更に適切かつ迅速に対応  
することができると考えております。

次に、第八条で国民の責務を定めることの懸念  
についてお尋ねがございました。

今後、誰もがAIの利用者となり得る中で、国  
民の皆様がAIによる不利益や被害を受けないよ  
うにするためには、AIに対する正しい理解と関  
心を深めていただき、AIを適切に活用してい  
ただくことが極めて重要であることから、法案第八  
条の内容を規定しております。

国といたしましては、法案第十五条に規定する  
教育及び学習の振興、広報の充実等に必要なる施策  
を講じる予定としており、第八条の規定により国  
民の皆様が過度な負担を掛けたり、自己責任を押  
し付けたりすることは決してなく、誰もが安全  
安心にAIを活用できる環境を構築していきたい  
と考えております。

次に、データセットにおける個人情報の扱いに  
ついてお尋ねがありました。

データセットには個人情報が含まれる機会があ  
り、このようなデータセットの使用に当たつて  
は、個人情報保護するための適切な処理を行う  
など十分に配慮がなされるべきと考えておりま  
す。また、本法案はAIの研究開発及び活用の推  
進のためのものであり、個人情報の保護を含む既  
存の法律の考え方を変えるものではありません。  
個人情報やプライバシー権の保護については、  
既存の法令に従って引き続き対応をいただくと  
であり、既存の権利利益の保護を後退させるもの  
では一切ありません。

次に、要配慮個人情報の扱いについてお尋ねが  
ありました。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、原  
則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要  
配慮個人情報取得してはならないとされている  
と承知しております。

個人情報保護法の遵守を促すため、総務省及び  
経済産業省が策定するAI事業者ガイドラインに  
おいては、プライバシー保護の観点から、事業者  
には適切なデータの学習が重要となること、また  
利用者には個人情報の不適切な入力への対策が重  
要となることを示した上で、必要な注意喚起を  
行っているものと認識しております。

次に、生成AIによる偽情報、誤情報対策につ  
いてお尋ねがございました。

本法案第十三条では、国際的な規範の趣旨に即  
した指針を整備する旨を規定しております。この  
国際的な規範に含まれる広島AIプロセスの国際  
指針では、偽情報、誤情報に係る対策として、A  
Iが生成したコンテンツであることを認識できる  
よう、AI開発事業者等に対し、可能な場合には  
電子透かし等の技術を開発、導入すべき旨が規定  
されております。このため、今後国が整備する指  
針においても電子透かし等の技術の導入を奨励す  
るなどを明記することを検討しており、このよう  
な取組を通じて生成AIによる偽情報、誤情報対  
策を強化してまいります。

次に、知的財産の保護の強化や著作権法の見直  
しについてお尋ねがございました。

生成AIによる著作権を含む知的財産権の侵害  
の懸念が指摘されていることは認識しておりま  
す。昨年五月に内閣府が策定したAI時代の知的  
財産権検討会中間とりまとめにおいて、AIと知  
的財産権との関係について法的ルールの考え方の  
整理を行うとともに、AI技術の進歩と知的財産  
権の適切な保護の両立が重要であることをお示  
しております。

また、著作権法については、私の所掌ではございませんが、この中間とりまとめは、文化庁が文化審議会での議論を経て昨年三月に取りまとめたAIと著作権に関する考え方についても踏まえて策定されており、著作権法を含めた知的財産権の関係法令にのっとり適切な対応が行われるよう、引き続き関係省庁とも連携を図りつつ取り組んでまいります。

最後に、データセンターにおける使用電力等の問題についてお尋ねがございました。

データセンターにおける使用電力等については、私の所掌ではございませんが、AIの研究開発と活用を進めていく上では、インフラをしっかりと整備していくことが重要であると認識しております。データセンターのエネルギー消費効率の改善に向けては、第七次エネルギー基本計画において、技術開発の促進に加えて、事業者が満たすべき効率を設定した上でその取組を可視化するなど、諸外国の取組も踏まえつつ、支援策と一体で制度面での対応を行うこととされており、経済産業省において現在その検討がなされていると承知しております。(拍手)

(国務大臣平将明君登壇、拍手)

○国務大臣(平将明君) 井上哲士議員にお答えいたします。

まずは、本人同意のない要配慮個人情報の取得についてお尋ねがありました。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならないこととされています。

個人情報保護委員会においては、令和五年六月には、生成AIサービスを開発、提供する特定の事業者に対して、同委員会がその時点で明確に認識した懸念事項を踏まえ、機械学習のために収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと等について注意喚起を行ったも

のと承知をしております。

今後とも、個人情報保護法との関係で問題が見受けられた場合には、同委員会において同法の規定に基づき必要に応じて権限行使を行うなど、適切に対応されるものと考えております。

次に、利用停止等請求についてお尋ねがありました。

本人が、自らの権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして、事業者に対して保有個人データの利用停止等の請求を行った場合、当該事業者が、そのおそれがないと判断をし、当該請求を拒むことも想定をされます。これに対して、本人は、個人情報保護法上、当該請求について裁判所への訴えの提起をすることが可能とされております。

また、個人情報保護委員会は、本人からの苦情等により、事業者が利用停止等の請求を拒否していることを認識し、当該拒否に正当な理由がないと判断した場合等には、当該事業者に対して必要な指導、助言等を行うことができるものと認識をしております。個人の権利利益の保護のための仕組みが設けられていると認識をしております。

次に、海外事業者が応じない場合についてお尋ねがありました。

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連をして、国内にある者とする個人情報等を外国において取り扱う場合についても適用されると認識をしております。

そのため、個人情報保護委員会は、日本法人を有さない海外事業者であっても、本人からの苦情等により事態を認識した場合には、国内事業者の場合と同様に必要な指導、助言等を行うことができると認識をしております。

最後に、AIの発展、普及に対応するための法改正の必要についてお尋ねがありました。

その内容、範囲及び法的性格に関し様々な見解があり、明確な概念として確立しているものではないと認識をしております。

個人情報保護法では、個人の権利利益を保護することが目的として規定され、また、個人情報の取扱いに対する本人の関与の重要性に鑑み、開示、訂正、利用停止等の請求を可能とする規定が設けられており、個人情報保護委員会においては同法の規定を適切に運用し、個人の権利利益を実効的に確保していくことが重要と認識をしております。

また、個人情報保護委員会では、AIの急速な普及を始めとした技術革新や技術の社会実装の動向等も踏まえ、いわゆる三年ごと見直しに向けた検討を行っております。

監視体制の強化や罰則の強化については、見直しに向けた検討において、個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方などを制度的な論点として示しているとの認識をしております。引き続き関係者との対話も重ねながら検討を進めていくものと認識をしております。(拍手)

(国務大臣村上誠一郎君登壇、拍手)

○国務大臣(村上誠一郎君) 井上議員からの御質問にお答えいたします。

生成AIによる偽・誤情報対策について御質問がございました。

先ほど城内大臣から電子透かしの導入の奨励につき御答弁がございましたが、それ以外の技術も含め、生成AIの技術革新のスピードに対応するために、技術開発で迅速に対応していくことも必要と考えております。

総務省におきましては、インターネット上の画像等の対象とするAI生成物の判別技術や発信者の真正性を確保する技術の開発、実証を行っており、社会実装や国際標準化を進めていく予定であります。

引き続き、インターネット上の偽・誤情報につきまして、表現の自由を十分配慮をしながら、技術開発を含む対応を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣あべ俊子君登壇、拍手)

○国務大臣(あべ俊子君) 井上議員にお答えいたします。

AIと著作権についてお尋ねがありました。

AIと著作権との関係については、文化審議会の小委員会でも議論を行い、クリエイター等、関係者からの懸念の声を踏まえ、令和六年三月にAIと著作権に関する考え方を取りまとめたところであります。この考え方において、AI学習のための著作物の利用であっても、権利者から許諾を得ることが必要な場合があり得ることを示しております。

文部科学省においては、この考え方の周知啓発や相談窓口を通じた著作権侵害に関する事例の集積に努めつつ、AIやこれに関する技術の発展、諸外国における検討状況の進展等を踏まえながら必要に応じた検討を続けてまいります。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇、拍手)

○国務大臣(中谷元君) 井上哲士議員にお答えいたします。

最後に、AIの軍事利用についてお尋ねがありました。

AIは、その有用性から、諸外国においては民生分野に加え安全保障分野における活用が進んでおり、防衛省におきましても、各種分野におけるAIの活用を進めております。

他方、AI活用には、一定の誤りが含まれることがあるという信頼性の懸念などのリスクも指摘をされております。

防衛省としましては、こうしたリスクに係る政府内や国際社会における議論を注視しつつ、リスクを低減する取組を進めながら、AIの有用性

を最大限、AIの有効性を最大化し、活用を進めていく考えであります。(拍手)  
○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長山田太郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(山田太郎君登壇、拍手)

○山田太郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、マイナンバーを利用できる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加するとともに、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等ができる事務の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、国家資格等のオンライン・デジタル化による効果、マイナンバー制度に対する懸念への対応、マイナンバー活用に向けた今後の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の伊藤委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百九

反対

二十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第二 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長三宅伸吾君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(三宅伸吾君登壇、拍手)

○三宅伸吾君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、財政投融资特別会計投資勘定の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うための規定等の整

備を行うとするものであります。

委員会におきましては、今般の改正の意義と特別会計改革の理念との整合性、投資財源資金への留保額及び借入金額に対する考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属を代表して熊谷裕人委員、日本維新の会を代表して浅田均委員、日本共産党を代表して小池晃委員よりそれぞれ反対、国民民主党・新緑風会を代表して上田清司委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十一

賛成

百四十九

反対

八十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長牧山ひろえ君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(牧山ひろえ君登壇、拍手)

○牧山ひろえ君 たいだいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、令和八年一月一日に改めることを内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた方策、取引の多重構造に伴う課題を解決する必要性、米国の関税措置の影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本法案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第四 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長若松謙維君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(若松謙維君登壇、拍手)

○若松謙維君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関する

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案外一件

国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続についてビデオリンク方式により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め、電磁的記録提供命令等における留意事項、被告人等と弁護人等との間における映像等の送受信による通話に係る取組の推進等の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令と情報主体の不服申立ての在り方、電磁的記録提供命令によって犯罪事実と関連性のない個人情報情報が収集される懸念並びに収集された情報の適切な管理及び保管の必要性、電磁的記録提供命令によって自己負罪拒否特権が侵害されるおそれ、オンライン接見導入の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本法案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 日程第五 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(和田政宗君登壇、拍手)

○和田政宗君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案は、特別社会基盤事

業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監視委員会による審査及び検査、当該通信情報を分析した結果の提供等について定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、通信の秘密の尊重及び国会に対する報告事項の具体化等について修正が行われております。

次に、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、関係法律について所要の規定の整備等を行うようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、総務委員会及び外交防衛委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、平国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、能動的サイバー防御を導入する意義、通信の秘密を始めとする憲法との整合性、官民双方にとって実効性が高い協議会とする必要性、内内通信情報の取扱い及び選別後通信情報の利用の在り方、アクセス・無害化措置と国際法との関係及び適正な実施の確保策、中小企業のサイバーセキュリティの強化及び更なる支援の必要性、サイバーセキュリティ人材の育成・確保策等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より両法律案に反対、立憲民主・社民・無所属の鬼木委員より両法律案に賛成、れいわ新選組の大島委員より両法律案に反

対、日本維新の会の柴田委員より両法律案に賛成、国民民主党・新緑風会の竹詰委員より両法律案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表し、いわゆる能動的サイバー防御二法案に反対の討論を行います。

法案は、サイバー攻撃の実態把握を理由に、インターネットを介する国民のあらゆる通信情報を政府が通信の当事者である国民に無断で取得することを可能とします。憲法が保障する通信の秘密を侵害し、本来、本人の同意がなければ目的外利用や第三者提供が認められない個人情報情報を政府の都合で収集、利用することを可能とするものであり、断じて認められません。

政府は、国、基幹インフラ事業者等の重要な機能をサイバー攻撃から守るという高い公共性があること、他の方法によつては実態の把握、分析が著しく困難である場合に限つて通信情報の利用を行うこと、一定の機械的な情報のみを自動的な方法により選別して分析すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が審査や検査を行うことなどから、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまると説明しています。しかし、審議を通じて、こうした政府の説明が破綻していることは明らかになりました。

通信情報の取得とその利用について、電話傍受と通信の秘密に関する最高裁決定は、犯罪の捜査

上やむを得ないと認められるときに電話傍受が許容されるとしています。例外通信など、同意によらない通信情報の取得には、こうした通信情報を取得、分析しなければ実態把握が困難といったやむを得ない事情が要件とされています。

ところが、当事者協定による通信情報の提供にはこのような要件がありません。政府は同意による任意の提供だからと言いますが、提供される情報には、協定当事者のウェブサイトにアクセスしている多くの国民の通信情報も含まれていまして、しかし、協定を結ぶのは政府と事業者で、当事者協定を締結したことを公表する規定もありません。国民は、同意を求められることなく、自らの通信情報が一方的に政府に取得されるのです。

分析される情報は自動選別されたIPアドレス等の機械的情報であつて、コミュニケーションの本質に関わる情報は消去されるといいます。しかし、自動選別され、政府に利用される情報には、送受信者のメールアドレス、送受信日時や携帯電話の番号、LINEのアカウントなど、通信当事者に直接結び付く情報が含まれます。しかも、どのような基準で自動選別されるかについて、具体的に

市民の個人情報無断で収集し、第三者へ提供した岐阜県大垣警察による市民監視事件では、名古屋高裁が警察の行為を違法と断じました。このような違法行為を通常の警察業務として日常的に行っている警察庁、都道府県警察に対して、本法案によつて自動選別された通信情報が提供されることとなります。

そもそも裁判所の令状を取らなければできなかった通信情報の取得が、令状もなしに警察に提供されるのです。これは、憲法第三十五条の令状主義に縛られない新たな制度の創設であり、極めて問題です。しかも、政府は、刑事訴訟法の手続を経れば、この通信情報を犯罪捜査に利用するこ

とも可能と認めています。国民監視に利用される懸念も全く払拭されていません。

また、当事者協定に基づく通信情報を自動選別した選別後通信情報は、協定当事者の同意があれば、重要電子計算機に対するサイバー攻撃の被害を防止するという目的以外にも利用を可能とする規定まで盛り込まれています。

この目的外利用について、政府は、協定当事者の同意の範囲内、重要電子計算機に対する不正な行為による被害を防止するという法目的の範囲内にとどまると言います。しかし、協定当事者の同意は、政府が意図する具体的な利用目的等について協定当事者に同意を迫るものにはかならず、事実上の強制と言わざるを得ません。法目的の範囲内と言え、政府のさじ加減で政府が自由に利用できることとなります。

取得の対象外とされている内内通信についても、今後取得する可能性を政府は否定していません。国民の通信情報を政府が取得できる仕組みが一旦でき上がれば、通信情報の範囲や利用がどんどん緩和されていくことは目に見えています。そのことは、総理大臣による会員の任命は形式的とした日本学術会議法の解釈を政府が勝手に変更し、意に沿わない会員候補者の任命を拒否したことを見れば明らかではありませんか。

これらのことを踏まえれば、本法案が通信の秘密の侵害を最小限にとどめるものだと到底言えません。

法案が、警視庁の警察官をサイバー危害防止措置執行官に指名し、裁判所の令状も必要とされない即時強制として、国内、海外のサイバーを問わずアクセス・無害化措置を実施させることも問題です。

戦前戦中の警察が政府の意向によつて国民の人權や自由を侵害してきた中央集権的な国家警察への反省から、現行の警察法は、警察の民主的管理と政治的中立性の確保を大義として、捜査などの

警察の責務は都道府県警察が担い、警察庁は都道府県警察を指揮監督することとしてきました。

ところが、本法案によつて、警察の責務を負わないとされてきた警察庁の警察官にアクセス・無害化措置を実施させることとなります。警察法の定める警察組織の原則を逸脱するものです。

さらに、自衛隊と警察が共同してアクセス・無害化措置を行う通信防護措置は、総理が議長の国家安全保障会議が対処方針を立案し、国家安全保障局長を兼務する内閣官房の内閣サイバー官が司令塔機能を発揮し、その下で実施されることとなります。これは、警察法の体系とは異なる、総理大臣の命令一下で動く新しい警察組織の誕生にほかならず、まさに国家警察の復活に道を開くと言わざるを得ません。

法案が、警察と自衛隊が憲法と国際法が禁じる先制攻撃に踏み込むことを可能としていることも重大です。

国際社会は、サイバー行動に国連憲章を含む既存の国際法が適用されるという点では一致しています。しかし、適用される国際法上の具体的な権利義務の内容については、その適用を広く考えるべきだという国々と、国際法がサイバー行動に適用される範囲を限定しようという国々が併存している状況にあります。こうした下で警察や自衛隊が海外サイバーにアクセス・無害化措置を行えば、相手国から主権侵害と受け止められる可能性は否定できません。

しかも、法案では、平時、有事にかかわらず、自衛隊が在日米軍へのサイバー攻撃に対してアクセス・無害化措置を実施するとしています。日本が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、アメリカと交戦状態にある相手国に対してアクセス・無害化措置を実施すれば、相手国から日本の先制攻撃と受け止められる可能性は極めて高まります。日本を戦争に巻き込むような本法案は、到底容認できません。

「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」では、サイバー行動が関わるいかなる国際紛争も平和的手段によって解決されなければならないと表明しています。本法案でアクセス・無害化措置を可能とすることは、こうした日本政府の立場に反して、意図しない武力行使やエスカレーションといった重大な結果をもたらす可能性を拡大することにつながりかねません。

以上述べまして、反対討論とします。(拍手)

○議長 関口昌一君 鬼木誠君。

(鬼木誠君登壇、拍手)

○鬼木誠君 立憲民主党の鬼木誠です。

立憲民主・社民・無所属会派を代表して、能動的サイバー防御二法案につきまして、いずれも賛成の立場から討論をいたします。

ただし、この間の法案審議によって懸念する事項が全て払拭できたとは言えません。したがって、本討論においてそれらの課題を指摘することにも、法案成立以降も、懸念、不信の払拭に向けた政府としての継続した努力を求めたいと思っております。

立憲民主党としても、質、量共に厳しさを増すサイバー攻撃に対する防御力を強化し、基幹インフラを守ることが国民生活の安寧を担保すると認識をしていますが、他方で、この法案は、極めて高い公共性を理由に、憲法で保障された通信の秘密を部分的ではあれ抵触、侵害するおそれのあるものです。したがって、とにかく防御力を高めればよいというものではなく、法制度については極めて抑制的に設計されていなければならず、運用に当たっては慎重にも慎重を期すことが求められると考えます。

その観点から、委員会において、能動的サイバー防御と通信の秘密との整合、あるいはバランスをいかに図るか、取得した通信情報の目的外利用の在り方、国外にある攻撃サイバー等に対する

アクセシブル・無害化措置が武力行使や主権侵害に当たらないか等、様々な観点から質疑を行い、政府の基本的な姿勢や考えを確認してきました。

まず、通信の秘密についてです。

衆議院における修正によって、本法律の適用に当たっては、必要最小限度において、法律の規定に従って厳格に権限を行使するものとし、いやくも通信の秘密、その他日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限することがあつてはならない旨が明記をされました。

しかし、本来なら、修正を受けるのではなく、当初案の段階からそうした原則を明確に示した上で法案を提出すべきであったことは言うまでもなく、政府のそうした姿勢に私たちの不信と不安の根源があることを改めて指摘しておきたいと思っております。

明文化された修正内容を重く受け止め、謙虚に能動的サイバー防御に関する制度運用を図られることを強く要請いたします。加えて、国民に対しては、単に法の内容を周知するのみならず、一人一人から法に対する同意を得るほどの丁寧さを持つて理解の醸成に向けた取組を真摯に行い、国民の不信と不安の払拭に努めていただきたいと思っております。

通信情報の利用及び提供については、目的外利用を行うべきではないことを求めた上で、仮に行うとしても、サイバーセキュリティ対策から逸脱をすることなく、ごくごく限定的なものとすべきことを主張してきました。この点について、目的外利用の必要性や法の目的の範囲内での利用にとどめる等の政府答弁はありましたが、懸念や不安が全て払拭されたわけではありません。

繰り返しになりますが、通信の秘密に抵触するおそれがあるからこそ、情報の取得だけではなく利用についても必要最小限でなければならぬこととは言うまでもありません。附帯決議においてそ

の問題意識は一定程度反映されていますが、万が一にも逸脱をすることない運用を求めます。

また、情報取得の前提である政府と基幹インフラ事業者等の当事者協定については、協定を締結をしない場合でも当該事業者に不利益等を与えない旨について政府答弁によって確認できたと考えていますが、今後策定をされる基本方針においても明記する必要があると考えます。

次に、官民連携の強化に関しては、電力や金融を始めとした国民生活に直結する基幹インフラ等へのサイバー攻撃への対処能力の向上に資する重要な課題と捉えています。

今後、官民連携の肝である新たに設けられる協議会の構成員の在り方、運営の在り方等の検討が進められることと思いますが、基幹インフラ事業者のみならず、中小企業や地方公共団体も含め、関係者の意見を幅広く丁寧聴取をして、それぞれが協議会に参加する意義を実感でき、様々な主体のサイバーセキュリティの向上につながる制度設計を進めていただくようお願いをいたします。

あわせて、委員会質疑において多くの方が指摘をされた、サプライチェーンを構築をする中小企業におけるサイバーセキュリティ向上のための支援も重要です。

内閣サイバーセキュリティセンターが発出しているサイバーセキュリティ二〇二四においても、日本産業界のセキュリティ防御の要は中小企業にあるとされ、政府主導による中小企業支援を積極的に推進すべきという方針が示されていますが、既存の支援制度等については周知が進んでいるとは言いがたく、十分に活用されていません。まずは、既存制度の周知を徹底するとともに、制度の拡充や新たな財政的支援と人材の確保、育成に対する支援についての検討が必要と考えます。

また、人材の確保、育成や財政支援は、地方公共団体にとつても重要な課題です。中小企業への支援と同様に、実効性のある継続した支援を要請いたします。

次に、アクセス・無害化措置についてです。

この措置は、外国に所在する攻撃サイバー等に、警察、あるいは警察と自衛隊が共同で措置をとるものですが、委員会においては、国家安全保障会議も含め、情報取得、分析、方針決定を行い、措置の実施に至るまでの機関間の情報の流れや責任の所在が不明瞭との指摘や、行った措置が主権侵害に当たらないのか等の懸念が表明をされました。

措置について政府は、万が一にも間違つた措置はとらない、エスカレーションに至ることは想定されないと答弁をしていますが、国際法上、サイバー領域における武力行使についての普遍的に合意された定義がないため、アクセス・無害化措置が相手国から武力行使との批判を受ける可能性があることや、参考人質疑において、警職法改正案第六条の二の、そのまま放置すれば重大な危害が発生するおそれという要件についても、タリン・マニユアル二〇〇の緊急避難の要件を満たさない可能性があることについて指摘をされたことを踏まえると、独り善がりな衆観論に陥つてしまつてはなりません。そうした意味でも、実施しようとするアクセス・無害化措置について、国際法上問題がないか、政府として慎重で適切な判断を行うことが必要です。

また、本法案を契機として、サイバー行動に係る国際法に関する議論に積極的に関与し、ルール作りに貢献していくことも重要であると考えます。

最後は、国会の関与についてです。サイバー通信情報監視委員会による国会への報告について、政府原案では、単に国会に報告するだけでなく書かれていませんでしたが、衆議院に

において、アクセス・無害化措置に係る承認の求め及び通知並びに当該承認の件数などの具体的な報告事項を条文中明記するように修正がなされ、一定の前進があったものと受け止めています。

ただし、件数だけでは、行ったアクセス・無害化措置の妥当性を判断する材料としては極めて不十分であり、濫用防止の歯止めとしての機能を十分に果たせないのではないかとの懸念が残ります。アクセス・無害化措置の具体的内容を国会に報告すると、日本がどのようなサイバー防御措置を行っているのか、攻撃主体に手のうちをさらすことになる、政府は答弁なさっていますが、それは、政府が国会議員を信用していないということにほかならず、納得することができません。情報監視審査会や秘密会など報告の受皿を工夫することは国会の議論により可能であり、国会の民主的統制の重要性という指摘を政府として真摯に受け止めて、法律上明記された事項について拡充に努めることとし、国会が説明を求めた場合には政府として誠実に対応し、説明責任を果たすことが必要であることを強調しておきます。

以上述べたように、本法案には懸念される点が残っており、不信や不安が全て解消したとは言えない状況ですが、その一方で、多発化、巧妙化するサイバー攻撃に官民が力を結集し、対処する仕組みを整えることは待ったなしの課題であると捉えています。

したがって、衆議院での修正、そして積み上げてきた質疑に対する政府答弁や衆参の附帯決議などに基づき、政府によって可能な限り透明性を確保し、慎重でありながらも実効性の高い運用が行われることを前提とし、賛成としたいと思います。

立憲民主党として、引き続き運用状況を適宜チェックしていくことを申し述べ、賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案外一件

○議長 関口昌一君 柴田巧君。  
〔柴田巧君登壇、拍手〕

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表して、サイバー安全保障関連二法案について、賛成の立場から討論をいたします。

サイバー空間における他国等による攻撃の脅威は、我が国においても急速に高まっています。昨年末には、組織的なサイバー攻撃による被害が相次いで確認されました。金融機関ではインターネットバンキングの送金機能等に障害の発生が確認され、航空会社においては五便の欠航、七十一便に遅れが出るなどの被害が出たことは記憶に新しいところです。

このように、国民生活がサイバー攻撃によって脅かされる事態が実際に目の前で起きている今、重要インフラに対するサイバー攻撃をいかに未然に防ぎ、国民の大切な情報をいかに守るかは、国家の存亡に関わる事態と言っても過言ではありません。そういう中、本法律案は、我が党がかねてから強く早期提出を求めてきた能動的サイバー防御を実現する法案と理解をしています。

本法案では、通信当事者の同意によらない場合であっても、重要なインフラ機能がサイバー攻撃によって損なわれることを防ぐ高い公益性があることなどの場合に限り、公共の福祉の観点から、通信の秘密の保障の例外として情報の取得、分析できるものとなっています。

当然ながら、このような措置が憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限することのないよう、政府原案においても、第六十一条において、サイバー通信情報監視委員会は、「毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならぬ」とされています。

で不十分であるとみなし、条文中に国会への報告が必要な項目を具体的に列挙して明記する修正案を衆議院審議の際、各党に提案をいたしました。最終的に、我が党が提案した当該事項の承認件数やその概要という案に与野党の意見がまとまったことから、与野党六会派の共同で修正に至ったものです。これを受けて、通信の秘密の保障や国会による民主的統制が担保されることになり、賛成するに十分な理由となりました。

それでも、まだ課題は残っています。まずは、内内通信が分析対象から外れたことでは、本法案では、分析の対象となる情報は、日本を経由して伝送される外国から外国への通信、外内通信のほか、外国から日本への通信である外内通信、そして、日本から外国への通信、内外通信となっており、国内の通信、内内通信は外れてしまっています。

政府の説明では、サイバー攻撃のうち九九％以上が海外からの発信によるものという理由からですが、仮に％未満であっても、サイバー攻撃の可能性を残したことになります。サイバー攻撃が日々進化していることを考えると、法律上全ての芽を取り除けるようにしておく必要があることを強く指摘をしておきます。

第二に、政府全体のインテリジェンス能力をいかに高めるかも課題です。本法案では、情報共有・対策のための官民協議会の設置について定められており、官民の協議会におけるセキュリティクリアランス制度の活用による官民の情報連携や情報管理が重要になってきます。

また、同盟国、同志国との情報連携も重要であると考えられますが、それらの国とギブ・アンド・テイクの関係を構築するには、内閣サイバーセキュリティセンターを発展的に改組して設置するとされる新しい司令塔を始めとした関係部局職

員のインテリジェンス能力の向上が欠かせないのではないのでしょうか。

やはり政府に高い分析能力がなければ、サイバーセキュリティの向上はありません。具体的にどのようにインテリジェンス能力を高めていくのか、これもまた今後の重要な課題であります。

第三は、人材の確保と育成です。サイバーセキュリティは、何といたってもマンパワーに支えられています。サイバー攻撃の巧妙化、高度化に対応していくには、専門的な知識と高い技能を有する人材の育成、確保が不可欠です。しかし、戦略的かつ計画的な人材育成・確保プログラムが推進されているとは言えません。

自衛隊のサイバー専門部隊は令和九年度までに四千人規模を目指すとの目標が掲げられています。三万人とも言われる中国のサイバー攻撃部隊と比較すると、圧倒的に少ないのが現状です。これに関連して、吉田圭秀統合幕僚長は本年二月の記者会見で、日本のサイバー防衛能力の現状について、攻撃側の能力が日々向上し、我々が今のままでは対応できるとは認識していない旨の発言を行っています。

したがって、サイバーセキュリティを万全にするには、アクセス・無害化措置に係る人材を始め、警察や防衛省・自衛隊のサイバー人材を質、量共に充実させるなど、人材面の課題解決を図ることが急務であることを申し上げておきます。

第四は、官民連携をいかに強化するかです。改めて言うまでもなく、官のみ、民のみでサイバーセキュリティを確保することは極めて困難です。このため、サイバー攻撃による業務継続性への影響を極力減じ、社会全体の強靱性を高め、対処能力を向上させて、国民の生命、財産等を守るためには、政府機関はもとより、民間企業等との連携を強化することが強く求められます。そのため、法案成立後、下位法令等の策定に向け、民間とのコミュニケーションの緊密化を図

り、サイバーセキュリティに関する背景や、経済安全保障推進法や国家安全保障戦略との関連性について、中小企業を含む全ての事業者への丁寧かつ分かりやすい説明を行っていくことが不可欠であります。また、協力する事業者の負担を軽減するために、インシデント報告の一元化、簡素化、通信情報を提供するための費用負担などのインセンティブを設けることも重要なことです。

とにかく、官民連携が能動的サイバー防御の鍵を握るとの認識の下、その強化策の具体化を急ぐべきだと指摘をしておきます。

第五に、海底ケーブルの防護強化です。我が国の外国との通信の九九％は海底ケーブルです。ゆえに、国をまたいで大量のデータが流通する現代社会、経済において、海底ケーブルは必要不可欠なインフラとなっています。房総半島や志摩半島には海底ケーブルの陸揚げ局が集中し、国際通信の結節点になっているため、政府はこれらの地に通信情報を収集するための大規模な施設を設けることを検討している旨の報道もありません。

ところが、昨今、バルト海や台湾周辺で海底ケーブルの切断が相次いでいます。しかも、単なる事故ではなくて、意図的な切断が行われているのではないかと専門家から指摘されています。もし海底ケーブルが切断されれば、国民生活や経済活動に大きな影響を与え、同時に、能動的サイバー防御に支障を来すことにもなります。

それゆえ、海底ケーブル切断を、我が国にとつても安全保障上の深刻な脅威と見て対応を急ぐ必要があります。本法案成立を機に、政府挙げて監視などのケーブル防護強化を図るとともに、欧米や台湾なども連携して法規制を含む国際的な取組を進めることが極めて重要であることを申し上げておきます。

終わりに、本法案は、国家におけるサイバー安全保障に不可欠な最小限の法整備に着手したに

ぎません。サイバー攻撃は、今後ますます高度化、巧妙化、頻発化していくことが予想されます。日本維新の会はこれからも、国民の生命と財産を真に守れる政策を積極的に提案し、実現していく決意であることをここに明確に申し上げ、賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 竹詰仁君。

(竹詰仁君登壇、拍手)

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁でございます。会派を代表して、ただいま議題となりました法案について、賛成の立場から討論をいたします。

サイバー攻撃は日々巧妙化、高度化しており、国や地方の行政機関、電力や金融など国民生活に直結する基幹インフラ事業者を始めとした民間事業者、そして国民一人一人の生活がサイバー攻撃による脅威にさらされています。こうした現状に鑑みれば、能動的サイバー防御を導入することは国家として不可欠な判断であり、むしろもっと早く対応すべきだったと思えます。

国民民主党は、令和四年十二月に策定した安全保障政策二〇二二において、アクティブサイバーディフェンスの早期導入を提唱し、サイバー対処能力の強化を訴えました。次に、令和六年四月、能動的サイバー防御の推進に関する法律案を議員立法で提出いたしました。今回の二法案は、我が党が従前から主張してきたことと合致しており、責任ある国家安全保障体制の構築に向けた大きな一歩であると呼びたいと思います。

以下、賛成に当たり、主に運用面を中心に、法案審議を通じて認識した課題などについて申し上げます。

第一の課題は、官民の協議会をいかに有効に機能させるかです。

民間事業者が協議会に参加することの意義、メリットを感じていただけるよう運用に努めると答弁されましたが、現時点では、協議会の運用を具体的にどのように進めていくかが不明確です。官民がウィン・ウィンの関係を構築していくことが重要だと思いますので、事業者からの意見を丁寧に聞き、また先行する欧米の事例も踏まえ、官民協議会が有効に機能することを求めておきます。

第二の点は、サイバーセキュリティ人材の確保や育成、そして処遇についてです。

これらの点についても、本会議では石破総理は、サイバーセキュリティ人材に求められる役割、知識などを明確化することで、長期的なキャリアパスの明示を図るとともに、サイバーセキュリティの重要性に対する経営層の方々の理解を促進し、サイバーセキュリティ人材の地位向上や処遇の改善につなげてまいりたいと答弁されました。

総理答弁の内容は理解し、同意するものでありますが、現時点では、どのようにしていくのかわかりませんが、官民それぞれで、サイバーセキュリティ人材がどういうところにどれぐらい必要で、そうした人材をどのように確保していくべきなのか、国として処遇の在り方も含めビジョンを示し、戦略的に人材を確保すべきと考えます。

第三の点は、セキュリティクリアランス制度と能動的サイバー防御の導入によって、適切な情報管理や活用が進み、これらの取組を我が国の産業競争力の維持強化につなげていくかどうかについてであります。双方の組合せが産業競争力の強化につながることを期待いたしますが、今後の法施行、運用にこの点を念頭に進めていくことを求めます。

第四の点は、アクセス・無害化措置について、同措置に従事する警察、自衛隊の職員的能力向上

の取組に加え、当該措置に係る規定を適切に運用することにより、迅速かつ有効なアクセス・無害化措置、及び間違ったアクセス・無害化措置が行われないように真摯に取り組んでいくことを求めたいと思います。

最後の第五点として、我が国の企業全体の九九％を占める中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化が重要な課題であり、サブライチエン全体の防御の観点からも、従前の支援にとどまらない、より効果的な中小企業のサイバーセキュリティ対策の実施を政府に求めたいと思います。

政府は、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる目標を掲げました。参考人からも示されたとおり、今回の法案によって官民連携の強化、通信情報の利用、アクセス・無害化措置といった三本柱が整備されて初めて、欧米主要国と同等以上という目標に向けた制度自体が整うと考えております。つまり、欧米主要国と同等以上となるために肝腎なのは制度の運用であり、その巧拙によって本法律案を立法した評価及び目標に達成するかどうかが決まるものと認識しております。

本法案は、一部の規定を除き、公布の日から一年六月以内に施行されることになっております。施行までに官民による丁寧な協議を行い、官民双方がウィン・ウィンの関係を構築することで、効果的な運用を行い、サイバー防御を確実に実現していかねばなりません。

国民民主党は、今後、政府の取組を注視し、効果的な運用が行われるよう、拾い上げた民間の声、現場の声を政府に訴え続けていくことをお誓い申し上げます、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(関口昌一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君  
副議長 長浜 博行君

議員  
伊藤 岳君 吉良よし子君  
仁比 聡平君 青島 健太君  
大門実紀史君 柳ヶ瀬裕文君  
岩淵 友君 山添 拓君  
串田 誠一君 紙 智子君  
井上 哲士君 倉林 明子君  
高木かおり君 山下 芳生君  
小池 晃君 猪瀬 直樹君  
山口 和之君 石井 苗子君  
柴田 巧君 金子 道仁君

竹内 真二君 松野 明美君  
高橋 次郎君 窪田 哲也君  
中条きよし君 安江 伸夫君  
高橋 光男君 嘉田由紀子君  
下野 六太君 塩田 博昭君  
藤巻 健史君 三浦 信祐君  
宮崎 勝君 佐々木さやか君  
片山 大介君 河野 義博君  
杉 久武君 矢倉 克夫君  
石井 章君 平木 大作君  
新妻 秀規君 豊田 俊郎君  
浅田 均君 上田 勇君  
若松 謙維君 横山 信一君  
松沢 成文君 山本 博司君  
里見 隆治君 伊藤 孝江君  
秋野 公造君 滝波 宏文君  
竹谷とし子君 石川 博崇君  
谷合 正明君 西田 実仁君  
山口那津男君 青木 一彦君  
山本佐知子君 吉井 章君  
友納 理緒君 長谷川英晴君  
寺田 静君 加藤 明良君  
小林 一大君 今井絵理子君  
赤松 健君 白坂 亜紀君  
小川 克巳君 三浦 靖君  
岩本 剛人君 加田 裕之君  
船橋 利実君 比嘉奈津美君  
山田 太郎君 松川 るい君  
長峯 誠君 羽生田 俊君  
堀井 巖君 舞立 昇治君  
堂故 茂君 柘植 芳文君  
滝沢 求君 酒井 庸行君  
阿達 雅志君 松下 新平君  
野村 哲郎君 猪口 邦子君  
佐藤 信秋君 長谷川 岳君  
高橋 克法君 古賀友一郎君

中田 宏君 山谷えり子君  
野上浩太郎君 尾辻 秀久君  
三原じゅん子君 浅尾慶一郎君  
福岡 資麿君 神谷 宗幣君  
大島九州男君 梅村みずほ君  
宮口 治子君 山本 太郎君  
鈴木 宗男君 大野 泰正君  
ながえ孝子君 田中 昌史君  
若林 洋平君 山本 啓介君  
清水 真人君 高橋はるみ君  
本田 顕子君 宮崎 雅夫君  
藤木 眞也君 星 北斗君  
進藤金日子君 自見はなこ君  
三宅 伸吾君 こやり隆史君  
宮本 周司君 森屋 宏君  
上月 良祐君 馬場 成志君  
北村 経夫君 太田 房江君  
大家 敏志君 佐藤 正久君  
牧野たかお君 石井 準一君  
磯崎 仁彦君 藤川 政人君  
古川 俊治君 岡田 直樹君  
松山 政司君 山本 順三君  
末松 信介君 高良 鉄美君  
齊藤健一郎君 伊波 洋一君  
浜田 聡君 平山佐知子君  
藤井 一博君 永井 学君  
古庄 玄知君 白井 正一君  
越智 俊之君 梶原 大介君  
神谷 政幸君 佐藤 啓君  
小野田紀美君 朝日健太郎君  
青山 繁晴君 山下 雄平君  
吉川ゆうみ君 山田 宏君  
和田 政宗君 石田 昌宏君  
石井 正弘君 赤池 誠章君  
江島 潔君 片山さつき君  
西田 昌司君 森 まさこ君

山田 俊男君 石井 浩郎君  
上野 通子君 松村 祥史君  
宮沢 洋一君 有村 治子君  
櫻井 充君 鶴保 庸介君  
衛藤 晟一君 山崎 正昭君  
山東 昭子君 奥村 政佳君  
大橋ゆうこ君 村田 享子君  
三上 えり君 水野 素子君  
高木 真理君 古賀 千景君  
柴 慎一君 横沢 高徳君  
塩村あやか君 羽田 次郎君  
田島麻衣子君 岸 真紀子君  
石垣のりこ君 石川 大我君  
井上 義行君 小沢 雅仁君  
勝部 賢志君 木戸口英司君  
小西 洋之君 杉尾 秀哉君  
熊谷 裕人君 徳永 エリ君  
渡辺 猛之君 吉川 沙織君  
斎藤 嘉隆君 石橋 通宏君  
中西 祐介君 川田 龍平君  
牧山ひろえ君 田名部匡代君  
水岡 俊一君 木村 英子君  
橋本 聖子君 青木 愛君  
辻元 清美君 福山 哲郎君  
福島みずほ君 堂込麻紀子君  
竹詰 仁君 鬼木 誠君  
田村 まみ君 芳賀 道也君  
小沼 巧君 磯崎 哲史君  
浜口 誠君 打越さく良君  
森屋 隆君 浜野 喜史君  
上田 清司君 古賀 之士君  
森本 真治君 川合 孝典君  
伊藤 孝恵君 野田 国義君  
広田 一君 榛葉賀津也君  
舟山 康江君 天畠 大輔君  
船後 靖彦君

国務大臣

総務大臣 村上誠一郎君  
 財務大臣 鈴木馨祐君  
 財務大臣 加藤勝信君  
 文部科学大臣 あべ 俊子君  
 厚生労働大臣 福岡 資麿君  
 経済産業大臣 武藤 容治君  
 防衛大臣 中谷 元君  
 国務大臣 平 将明君  
 (デジタル大臣)  
 国務大臣 城内 実君  
 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策))  
 国務大臣 伊東 良孝君  
 副大臣 内閣府副大臣 辻 清人君

議長

議長(報告事項) 一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 高橋 次郎君 補欠 西田 実仁君  
 財政金融委員 里見 隆治君 補欠 上田 勇君  
 厚生労働委員 鶴保 庸介君 補欠 衛藤 晟一君  
 農林水産委員 伊藤 孝江君 補欠 高橋 光男君  
 国土交通委員 上田 勇君 補欠 里見 隆治君

環境委員

辞任 衛藤 晟一君 補欠 鶴保 庸介君  
 高橋 光男君 伊藤 孝江君  
 西田 実仁君 高橋 次郎君  
 予算委員 辞任 太田 房江君 補欠 山下 雄平君  
 羽田 次郎君 川田 龍平君  
 金子 道仁君 柳ヶ瀬裕文君  
 決算委員 辞任 赤池 誠章君 補欠 梶原 大介君  
 岩本 剛人君 藤井 一博君  
 酒井 庸行君 白坂 重紀君  
 豊田 俊郎君 長峯 誠君  
 山下 雄平君 太田 房江君  
 川田 龍平君 羽田 次郎君  
 村田 享子君 石橋 通宏君  
 中条きよし君 金子 道仁君  
 松沢 成文君 石井 章君

行政監視委員

辞任 長峯 誠君 補欠 豊田 俊郎君  
 議院運営委員 辞任 梶原 大介君 補欠 赤池 誠章君  
 白坂 重紀君 酒井 庸行君  
 藤井 一博君 岩本 剛人君  
 石橋 通宏君 村田 享子君

懲罰委員

辞任 石井 章君 補欠 松沢 成文君  
 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員

辞任 白井 正一君 補欠 越智 俊之君  
 永井 学君 山本佐知子君  
 松野 明美君 金子 道仁君  
 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。  
 決議委員会 理事 山口 和之君 (山口和之君の補欠)  
 議院運営委員会 理事 石橋 通宏君 (石橋通宏君の補欠)  
 理事 伊藤 孝江君 (伊藤孝江君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。  
 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に關する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)  
 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)  
 消費者問題に関する特別委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件  
 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日委員長から次の報告書が提出された。  
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第四一四号)審査報告書  
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。

政府備蓄米を放出しても米の市場価格が下がらないことに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一一七号)  
 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件  
 昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 西田 実仁君 補欠 塩田 博昭君  
 法務委員 辞任 山東 昭子君 補欠 神谷 政幸君  
 福岡 資麿君 藤井 一博君  
 (国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの)  
 福島みずほ君 三上 えり君  
 辞任 山口那津男君 補欠 高橋 次郎君  
 外交防衛委員 辞任 山本 剛人君 補欠 岩本 剛人君  
 財政金融委員 辞任 三原じゅん子君 補欠 岩本 剛人君  
 (国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの)  
 厚生労働委員 辞任 神谷 政幸君 補欠 山本 昭子君  
 塩田 博昭君 西田 実仁君

経済産業委員

辞任

浅尾慶一郎君  
(国会法第四十二  
条第三項ただし  
書の規定による  
もの)

補欠

白坂 亜紀君  
(国会法第四十二  
条第三項の規定  
によるもの)

環境委員

辞任

三上 えり君  
高橋 次郎君

補欠

福島みずほ君  
山口那津男君

予算委員

辞任

柳ヶ瀬裕文君

補欠

金子 道仁君

決算委員

辞任

梶原 大介君  
白坂 亜紀君  
長峯 誠君  
藤井 一博君  
石橋 通宏君  
金子 道仁君

補欠

赤池 誠章君  
浅尾慶一郎君  
豊田 俊郎君  
福岡 資麿君  
村田 享子君  
柳ヶ瀬裕文君

行政監視委員

辞任

豊田 俊郎君

補欠

長峯 誠君

議院運営委員

辞任

赤池 誠章君  
岩本 剛人君  
村田 享子君

補欠

梶原 大介君  
三原じゅん子君  
石橋 通宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

窪田 哲也君

補欠

宮崎 勝君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)  
保険業法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)  
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)  
同日委員長から次の報告書が提出された。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 審査報告書  
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) 審査報告書

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号) 審査報告書  
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号) 審査報告書  
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。  
元中国大使が中国の法律事務所の特顧問である可能性に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一一九号)

審査報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年五月十四日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 山田 太郎  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行うこととするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十八日

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表六の項の次に次のように加える。

六の二 海難審判所長

海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)による海事補佐人の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中十四の二の項を十四の三の項とし、同項の次に次のように加える。

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表十四の項の次に次のように加える。

十四の二 日本公認会計士協会  
公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表十九の二の項中「いう。」の下に「又は許可(同法第六條の六第一項の許可をいう。)」を加え、同表十九の四の項中「都道府県教育委員会」の下に「又は構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九條第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会」を加え、「による」を「構造改革特別区域法により読み替へて適用する場合を含む。」によるに改め、同表中十九の七の項を十九の九の項とし、十九の六の項を十九の八の項とし、十九の五の項を十九の七の項とし、十九の四の項の次に次のように加える。

十九の五 農林水産大臣  
獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)による獣医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の六 国土交通大臣  
海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)による安全統括管理者資格者証又は運航管理者資格者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二 総務大臣  
電波法(昭和二十五年法律第百三十二号)による無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中二十三の六の項を二十三の九の項とし、二十三の二の項から二十三の五の項までを三項ずつ繰り下げ、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 経済産業大臣  
火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)による甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の三 都道府県知事  
火薬類取締法による丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の四 日本司法書士会連合会  
司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)による司法書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中二十五の三の項を二十五の四の項とし、二十五の二の項を二十五の三の項とし、二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二 日本土地家屋調査士会連合会  
土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第百二十八号)による土地家屋調査士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二 経済産業大臣又は都道府県知事  
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第百四十四号)による高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表中三十一の二の項を三十一の三の項とし、同項の次に次のように加える。

三十一の四 出入国在留管理庁長官  
出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表三十一の項の次に次のように加える。

三十一の二 外務大臣  
旅券法(昭和二十六年法律第百六十七号)による旅券又は渡航書の発給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表三十二の項の次に次のように加える。

三十二の二 国土交通大臣  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十二の三 都道府県知事  
宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十二の四 国土交通大臣  
航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定、運航管理者技能検定の実施又は無人航空機操縦者技能証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二 国税庁長官  
酒税法(昭和二十八年法律第六号)による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表三十六の項の次に次のように加える。

<p>三六の二 経済産業大臣</p>	<p>ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十九の三 原子力規制委員 会</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>三十九の四 原子力規制委員 会</p>	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)による放射線取扱主任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表中五十三の二の項を五十三の四の項とし、五十三の項の次に次のように加える。</p>	
<p>五十三の二 都道府県知事</p>	<p>電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)による電気工事士免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>五十三の三 経済産業大臣</p>	<p>電気工事士法による特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表六十一の項の次に次のように加える。</p>	
<p>六十一の二 経済産業大臣</p>	<p>中小企業支援法(昭和三十八年法律第四十七号)による中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表六十七の項の次に次のように加える。</p>	
<p>六十七の二 経済産業大臣</p>	<p>電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表七十五の項の次に次のように加える。</p>	
<p>七十五の二 財務大臣</p>	<p>通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)による確認(同法第三十一条第一項の確認をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表中七十六の二の項を七十六の三の項とし、七十六の項の次に次のように加える。</p>	
<p>七十六の二 都道府県知事</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)による液化石油ガス設備士免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表七十九の項中「よる」の下に「保険金の支払」を、「把握」の下に「又は預金等債権(同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。)の買取り」を加え、同表八十二の項中「よる」の下に「保険金の支払」を、「把握」の下に「又は貯金等債権(同法第七十条第一項に規定する貯金等債権をいう。)の買取り」を加え、同表八十五の項の次に次のように加える。</p>	
<p>八十五の二 文部科学大臣</p>	<p>技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>八十五の三 総務大臣</p>	<p>電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表九十一の二の項の次に次のように加える。</p>	
<p>九十一の三 経済産業大臣</p>	<p>計量法(平成四年法律第五十一号)による計量士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表九十九の項の次に次のように加える。</p>	
<p>九十九の二 預金保険機構</p>	<p>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による更生手続に属する行為(同法第三百九十五条本文に規定する行為をいう。)、再生手続に属する行為(同法第四百六十六条本文に規定する行為をいう。)、又は破産手続に属する行為(同法第五百七条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表百五の二の項中「の登録」を、「マニション管理業者又は管理業務主任者の登録」に改め、同項を同表百五の四の項とし、同表百五の項の次に次のように加える。</p>	
<p>百五の二 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十条第二号に規定する審議会</p>	<p>弁理士法による弁理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>百五の三 農水産業協同組合 貯金保険機構</p>	<p>農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)による再生手続に属する行為(同法第十九条本文に規定する行為をいう。)、又は破産手続に属する行為(同法第四十条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>別表百十四の項の次に次のように加える。</p>	

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

百十四の二 日本公認会計士協会  
公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法による会計士補の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表百十五の項の次に次のように加える。

百十五の二 市町村長  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)による避難住民の誘導に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十五の三 都道府県知事  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による避難住民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害による被災者の救援の実施又は医療関係者に対する実費の弁償に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十五の四 総務大臣又は地方公共団体の長  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による安否情報の収集又は提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十五の五 地方公共団体の長  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による損害の補償(同法第百六十条第一項又は第二項)これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による補償をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表百三十三の項の次に次のように加える。

百三十三の二 農林水産大臣  
又は環境大臣  
愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)による愛玩動物看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百三十三の三 国土交通大臣  
賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二年法律第六十号)による賃貸住宅管理業者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「よる」の下に「同法第五十三条第一項の保険金の支払、同条第四項の仮払金の支払」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の預金等債権の買取り」を加え、同表中十三の三の項を十三の四の項とし、十三の二の項を十三の三の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十三の二 預金保険機構  
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による同法第三百九十五条の更生手続に属する行為の実施、同法第四百六十六条の再生手続に属する行為の実施又は同法第五百七条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十四の項中「よる」の下に「同法第五十五条第一項の保険金の支払、同条第三項の仮払金の支払」を、「把握」の下に「又は同法第七十条第一項の貯金等債権の買取り」を加え、同項の次に次のように加える。

十四の二 農水産業協同組合  
貯金保険機構  
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)による同法第十九条の再生手続に属する行為の実施又は同法第四十条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四の三 日本公認会計士協会  
公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による同法第十六条の二第一項の外国公認会計士(同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。)の登録、同条第五項の登録の抹消、同法第十七条の公認会計士の登録、同法第二十条(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の変更の登録、同法第二十一条第一項若しくは第二項(同法第十六条の二第四項の十の八の登録、同法第三十四条の十の十三の変更の登録若しくは同法第三十四条の十の十四第一項若しくは第二項の登録の抹消又は公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の登録、同法第二十条の変更の登録若しくは同法第二十一条第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十五の項中「昭和二十三年法律第百三十三号」を削り、同表の二十九の項の次に次のように加える。

二十九の二 消防庁  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)による同法第九十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中三十九の二の項を三十九の四の項とし、三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二 日本司法書士会 連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)による同法第八 条第一項の司法書士の登録に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
三十九の三 日本土地家屋調 査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)による 同法第八条第一項の土地家屋調査士の登録に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

別表第一の四十の項中、「同法の下に」を「同法第四十の二の項中「よる」の下に「同法第九條第一項の上陸許可の証印、同法第四項の記  
録、同法第十條第八項若しくは第十一條第四項の上陸許可の証印、同法第十九條第二項の許可、同  
法第十九條の六の在留カードの交付、同法第十九條の七第一項、第十九條の八第一項若しくは第十  
九條の九第一項の届出、同法第十九條の十第二項(同法第十九條の十一第三項、第十九條の十二第  
二項及び第十九條の十三第四項において準用する場合を含む。の在留カードの交付、同法第十九條  
の十五の在留カードの返納、同法第十九條の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九  
條の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同法第三項の在留カードの交付、同法第十九條の九  
六から第十九條の十八までの届出」を加え、「更新又はを「更新」に改め、「届出」の下に、「同法第  
二十條第四項第一号(同法第二十一條第四項、第二十二條の二第三項(同法第二十二條の三において  
準用する場合を含む。及び第六十一條の二の五第三項において準用する場合を含む。若しくは第二  
十二條第三項(同法第二十二條の二第四項(同法第二十二條の三において準用する場合を含む。にお  
いて準用する場合を含む。の在留カードの交付、同法第二十五條第一項の確認又は同法第五十條第  
七項若しくは第六十一條の二の二第二項第一号の在留カードの交付」を加え、同表の四十の三の項  
中「又は同法第七條第一項を」、「同法第七條」に改め、「交付」の下に、「同法第十條第一項若しくは  
第二項の届出、同法第十一條第二項(同法第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項に  
おいて準用する場合を含む。の特別永住者証明書の交付、同法第十六條の特別永住者証明書の返  
納、同法第十六條の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六條の三第二項の特定特別  
永住者証明書の返納又は同法第三項の特別永住者証明書の交付」を加え、同表の四十一の項中「発  
給を」申請、同法第四條第一項の請求、同法第五條第一項、第三項若しくは第四項若しくは第五條  
の二の発行」に、「又はを」、「同法第十條第三項ただし書の渡航先の訂正」に改め、「届出」の下に  
、「同法第十八條第一項の失効、同法第十九條第一項の命令又は同法第十九條の三第一項の申請を  
加え、同表の四十五の二の項の次に次のように加える。

四十五の三 財務省	通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)による同法第三十 一條第一項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	---

別表第一の五十七の二の項中「認定」の下に「又は同法第六條の六第一項の許可」を加え、同表中八  
十一の二の項を八十一の四の項とし、八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二 農林水産省	獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による同法第三条 の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一の三 農林水産省、環 境省又は愛玩動物看護師法 (令和元年法律第五十号)第 十二条第一項に規定する指 定登録機関	愛玩動物看護師法による同法第三条の免許に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

別表第一の八十四の項中「届出又は」を「届出」に、「届出」を「届出、同法第二百二十二條第一項の  
計量士の登録又は同法第二百五條の計量士国家試験の実施」に改め、同表の九十一の項中「経  
済産業大臣が行うものに限る。」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状の交  
付、同法第五項の命令又は同法第七項において準用する同法第十七條第七項の書換え若しくは同  
法第八項の再交付」を、「事務」の下に「(経済産業大臣が行うものに限る。)」を加え、同表の九十二の項  
中「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付又  
は同法第七項において準用する同法第十七條第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付」を加  
え、同項の次に次のように加える。

九十二の二 経済産業省	高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による同法第 二十九條第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免 状の交付、同法第三十條の命令又は同法第三十一條第二項の 製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する 事務(経済産業大臣が行うものに限る。)であつて総務省令で 定めるもの
九十二の三 高压ガス保安協 会又は高压ガス保安法第三 十一條の二第一項に規定す る指定試験機関	高压ガス保安法による同法第三十一條第二項の製造保安責任 者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの

別表第一の九十三の項中「昭和二十六年法律第二百四号」を削り、「規定する」の下に「同法第二  
十九條の二第二項の免状交付事務又は」を加え、同項の次に次のように加える。

九十三の二 経済産業省又は ガス事業法(昭和二十九年 法律第五十一号)第二百十二 條第一項に規定する指定試 験機関	ガス事業法による同法第二十六條第三項のガス主任技術者免 状の交付又は同法第二十九條第二項のガス主任技術者試験の 実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案

<p>九十三の三 経済産業省</p> <p>ガス事業法による同法第二十六条第三項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一の九十四の項の次に次のように加える。</p> <p>九十四の二 経済産業省</p> <p>電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による同法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>九十四の三 高圧ガス保安協会又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の六第一項に規定する指定試験機関</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一の九十五の項の次に次のように加える。</p> <p>九十五の二 特許庁</p> <p>弁理士法(平成十二年法律第四十九号)による同法第十二条第一項の弁理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>九十五の三 中小企業庁</p> <p>中小企業支援法(昭和三十八年法律第四十七号)による同法第十一条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一中百十四の二の項を百十四の三の項とし、百十四の項の次に次のように加える。</p> <p>百十四の二 国土交通省</p> <p>海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による同法第三十二条の三第一項の安全統括管理者資格者証(同法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証をいう。)又は同法第三十二条の七第一項の運航管理者資格者証(同法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証をいう。)の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一の百十八の項中「抹消登録」の下に、「同法第十条の二第二項の認定」を、「許可」の下に「同法第七十一条の三第一項の認定、同法第七十八条第一項の運航管理者技能検定」を加え、「届出又は「届出」に改め、「登録の抹消」の下に「又は同法第三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明」を加え、同表の百十八の三の項中「よる」の下に「同法第二十一条第二項の登録」を加え、同表の百二十の項の次に次のように加える。</p>
<p>百二十の二 原子力規制委員会</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)による同法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状の交付、同項第一号の核燃料取扱主任者試験の実施、同条第三項の命令、同法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付、同項第一号の原子炉主任技術者試験の実施又は同条第三項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>別表第一の百二十一の項中「の交付」の下に、「同条第六項の命令」を加える。</p> <p>別表第二中一の十一の項を一の十三の項とし、一の五の項から一の十の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の一の四の項中「別表第四の一の四の項」を「別表第四の一の六の項」に改め、同項を同表の一の六の項とし、同表の一の三の項中「別表第四の一の三の項」を「別表第四の一の五の項」に改め、同項を同表の一の五の項とし、同表中一の二の項を一の四の項とし、一の項を一の三の項とし、同項の次に次のように加える。</p>	<p>一 市町村長</p> <p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の補助、同法第九十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答又は同法第六十条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>一の二 指定都市の長</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		

別表第二の三の二の項の次に次のように加える。

<p>三の三 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会</p>	<p>構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)による同法第八十一条若しくは第三項の記入、同法第十一項から第三項までの取上げ、同法第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同法第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---	---

別表第三中一の五の項を一の六の項とし、一の二の項から一の四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 都道府県知事</p>	<p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第九十四条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答、同法第九十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第一項若しくは第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------	---

別表第三の五の四の項中「昭和二十四年法律第四十七号」を削り、同表の十の項中「又はを」を「同法第二百二十二条第一項の計量士の登録又は」に改め、同表の十三の項中「都道府県知事が行うものに限る。」を削り、「実施の下に」若しくは「火薬類製造保安責任者免許若しくは火薬類取扱保安責任者免許の交付、同法第五項の命令又は同法第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付」を、「事務」の下に「都道府県知事が行うものに限る。」を加え、同項の次に次のように加える。

十三の二 都道府県知事

高压ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免許若しくは販売主任者免許の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

別表第三の十六の項中「又は」を「同法第四項の命令」に、「書換えを」を「再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。  
別表第四中一の十二の項を一の十四の項とし、一の二の項から一の十一の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項を一の三の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 市町村長</p>	<p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の補助、同法第九十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答又は同法第六十条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の二 指定都市の長</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第四の二の二の項の次に次のように加える。

二の三 構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法による同法第八十一条若しくは第三項の記入、同法第十一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第一号の五を第一号の七とし、第一号の二から第一号の四までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の救援の実施、同法第九十四条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の回答、同法第二百五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の実費弁償又は同法第六十条第一項若しくは第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第六号中「発給を」申請に改め、同表第十四号中「又は」を、「同法第二百二十二条第

一項の計量士の登録又は」に改め、同表第十七号中「(都道府県知事が行うものに限る。)」を削り、「実施」の下に「若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付」を、「事務」の下に「(都道府県知事が行うものに限る。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一 七の二 高圧ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十号中「又は」を、「同条第四項の命令」に、「書換えを」再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)  
第二条 この法律の施行の日が出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法

第五十九号)の施行の日(次条において「入管法等改正法施行日」という。)前である場合には、同法第三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項の改正規定中「別表三十一の二の項」とあるのは、「別表三十一の三の項」とする。

第三条 この法律の施行の日が入管法等改正法施行日前である場合には、入管法等改正法施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の四十の二の項中「同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法」とあるのは「同法」と、同表の四十の三の項中、「同法第十六条の第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同条第三項の特別永住者証明書の交付」とあるのは「又は同法第十六条の特別永住者証明書の返納」とする。

(政令への委任)  
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書  
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年五月十五日

財政金融委員長 三宅 伸吾  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、財政投融資特別会計投資勘定の財務に関する自立性を高め、投資の財源を円滑に調達し、機動的に資金供給を行うため、一般会計から投資勘定への繰入対象経費を危機対応円滑化業務等に係る株式会社日本政策金融公庫等に対する出資の払込金に要する経費に限定するとともに、投資勘定において投資財源資金への繰入れ並びに出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費の借入れを可能とするための規定等の整備を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。  
一 政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。  
二 各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じよう努めること。その際、累次の特別会計改革の趣旨にも留意すること。

三 財政投融資特別会計投資勘定は、産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、その趣旨に合致しない資金の供給は厳に慎むこと。

四 財政投融資特別会計投資勘定における借入れについては、産業投資の性格に鑑み、同勘定の財務の健全性が損なわれたり、安易な資金充當がなされたりすることがないよう、適切な運用に万全を期すこと。また、同勘定の投資財源資金については、同勘定からの繰入金等の額が過大とならないよう十分に配慮し、適切な規模とすること。

五 財政投融資特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融資について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。右決議する。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
令和七年四月二十四日

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第五十三条第二項第一号中リをルとし、チを又

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 二九

とし、トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 借入金  
第五十三条第二項第一号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 投資財源資金から生ずる収入

第五十三条第二項第二号中チを又とし、ホからトまでをトからリまでとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 借入金の償還金及び利子

第五十三条第二項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 投資財源資金への繰入金

第五十五条中「同勘定における」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務に係る同法第四条第一項の規定による株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の九の規定による株式会社日本政策投資銀行に対する」に改め、「貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費」を削る。

第五十七条第二項を削り、同条第三項中「並びに前項に規定する一般会計からの繰入金」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「一般会計」を「同勘定」に、「投資財源資金の運用による利益金」を「第三項の規定による組入金」に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「予算で定めるところにより、使用するものとする」を「出資の払込金及び貸付金に要する費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、投資勘定の歳入に繰り入れることができる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一

項の次に次の三項を加える。

2 前項の投資勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、出資の払込金及び貸付金に充てるために必要な金額を、投資財源資金に組み入れるものとする。

4 投資勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上出資の払込金及び貸付金に要する費用に不足を生じた場合には、投資財源資金から補足するものとする。

第六十一条に次の一項を加える。  
投資勘定における借入金対象経費は、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費とする。

第六十三条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、令和八年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

審査報告書

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
令和七年五月十五日

経済産業委員長 牧山ひろえ  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うものであり、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業憲章において、「困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく」との理念が示されていることを踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること。  
二 取引の適正化による価格転嫁から賃上げにつながる好循環が継続する社会の実現について、国民全体の理解の醸成が図られるよう、取組を進めること。  
三 協議を適切に行わない代金額の決定等の禁止について、その違反に対して迅速かつ的確に対処するために必要な措置を講ずること。特に、該当する違反行為については、具体的な基準を示すこと。さらに、委託事業者と中小受託事業者の代金の額に関する協議が形骸化するこ

とのないよう、必要な措置についても併せて検討すること。

四 本法施行後には、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「受託中小企業振興法」の適用基準として従業員数の基準が追加されるが、今後も両法の適用対象の見直しを検討し、本法による改正の効果を高めるよう努めること。

五 本法施行後に、新たな手段による適用逃れなどの事例が起ころぬよう、中小事業者や中小企業団体などの情報共有や連携強化に更に努めること。また、適用逃れと見られる事例が発生した場合には、速やかに対策を講ずること。

六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制的な強化を図ること。また、本法施行後三年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。

七 本法に基づく施策を始めとする価格転嫁等の取引適正化推進に関する諸施策や「下請」等の用語の見直しについて、委託事業者及び中小受託事業者に対する一層の広報等の充実に努め、周知徹底を図ること。

八 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」は、価格転嫁の促進に効果が認められているものの、その認知度は低い状況であるため、政府を挙げて周知徹底を図ること。

九 中小受託事業者まで適正な労務費を確保する等の観点から、本法の施行と並行して、各業界における理解の醸成に努めるとともに、現時点で二十一業種に限られている「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定を幅広い業種に拡大するよう努めること。各省庁にあっては、所管する業界についてガイドラインの策定を進めること。あわせて、既に策定されている

ガイドラインにおいても、本法の趣旨が反映されているかどうかを点検し、適宜更新をすること。

十 サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対し、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。

十一 中小企業・小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するため、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組むこと。また、中小企業組合が主体となつて、事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化できる団体協約の活用について周知を図ること。

右決議する。  
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
令和七年四月二十四日  
衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び一は衆議院修正)

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案  
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

第一条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

第一条中「下請代金の支払遅延等」を「製造委託等」に改め、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「公正ならしめる」を「公正にする」に改める。

第二条第一項中「これら」を「専らこれら」に、「金型又は」を「金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は」に、「金型の」を「当該型若しくは工具」に改め、同条第十項中「下請代金」を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」の下に「又は特定運送委託」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は出資を」若しくは「出資」に改め、「超える法人」の下に「又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人」を加え、「又は提供を」提供又は運送」に、「第七項第一号又は第二号」を「第八項第一号、第二号又は第五号」に、「前項第一号又は第二号」を「前項第一号、第二号又は第五号」に、「第七項第三号又は第四号」を「第八項第三号、第四号又は第六号」に、「前項第三号又は第四号」を「前項第三号、第四号又は第六号」に、「前項各号」を「同項各号」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同項各号中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項に次の二号を加える。

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

第二条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、「及び第二号」を「第二号及び第五号」に改め、同項第三号中「次号」の下に「及び第六号」を加え、「及び第四号」を「第四号及び第六号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く)であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの(第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く)。

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く)であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの(第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く)。

七 第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「及び役務提供委託」を「役務提供委託及び特定運送委託」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物

を受けるもの

品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

第十二条を第十六条とする。  
第十一条中「第九条第一項」を「第十二条第一項に、「検査」を「これらの規定による検査」に、「忌避した者」を「忌避したときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第十五条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「よる書面を交付しなかつた」を「違反して明示すべき事項を明示しなかつた」に改め、同条第二号中「第五条」を「第七条」に、「よる」を「違反して、」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。  
第十条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第九条第一項中「親事業者の下請事業者」を「委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)(中小受託事業者(中小受託事業者法人に限る。))が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、

中小受託事業者(法人に限る。))の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。」に改め、「(以下単に「取引」という。))を削り、「公正ならしめる」を「公正にする」に、「親事業者若しくは下請事業者」を「委託事業者若しくは中小受託事業者」に、「その取引」を「その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引」に改め、同条第二項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「その取引」を「その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引」に改め、同条第三項中「親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣」を「製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣」に、「第六条を「第九条」に、「親事業者若しくは下請事業者」を「委託事業者若しくは中小受託事業者」に、「その取引」を「その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)  
第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正に、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な

な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。  
第八条中「前条第一項から第三項まで」を「前条に、「親事業者がその」を「違反委託事業者が当該」に、「親事業者のその」を「当該」に改め、同条を第十一条とする。  
第七条を削る。  
第六条中「親事業者が第四条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第三号から第六号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者を「委託事業者」に、「同条第二項各号の一に該当する」を「第五条の規定に違反する」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。(勧告)  
第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。)に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他の必要な措置をとるべきことを

勧告するものとする。  
2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第五条中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、「役務提供委託」の下に「又は特定運送委託を加え、」がした役務を提供する行為の実施を「から役務の提供を受けたこと」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に、「以下」を「第十四条第三号において」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。  
第四条の二中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請代金」を「製造委託等代金」に、「下請事業者」に対し、下請事業者を「中小受託事業者」に改め、「(役務提供委託の場合には、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

第四条の二を第六条とする。

第四条の見出し中「親事業者」を「委託事業者」に改め、同条第一項中「親事業者は、下請事業者を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「の各号(役務提供委託を「に掲げる行為(役務提供委託又は特定運送委託)に改め、「第四号」の下に「に掲げる行為」を加え、「に掲げる行為を」を「に改め、同項第一号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「責を「責め」に改め、同項第二号中「下請代金を「製造委託等代金」に改め、「こと」の下に「当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日まで当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。」を加え、同項第三号中「下請事業者の責を「中小受託事業者の責め」に、「下請代金を「製造委託等代金」に改め、同項第四号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「責を「責め」に改め、同項第五号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「下請代金を「製造委託等代金」に改め、同項第六号中「下請事業者」を「親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしていない場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者を「委託事業者」に、「次項各号の「に該当する」を「この条の規定に違反する」に、「下請事業者を「中小受託事業者」に、「又は中小企業庁長官」を「中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣」に改め、同条第二項中「親事業者は、下請事業者」を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「の各号(役務提供委託を「に掲げる行為(役務提供委託又は特定運送委託)に改め、「第一号」の下に「

掲げる行為」を加え、「に掲げる行為を」を「に、「下請事業者の利益を「中小受託事業者の利益」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この号において」を加え、「下請事業者を「中小受託事業者」に、「下請代金を「製造委託等代金」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「後に「を」に、「の場合」を「又は特定運送委託の場合にあつては」に、「がその委託を受けたを「からその委託に係る」に、「した後に」を「受けた後」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

第四条を第五条とする。

第三条の見出しを「中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等」に改め、同条第一項中「親事業者は、下請事業者」を「委託事業者は、中小受託事業者」に、「下請事業者の」を「中小受託事業者の」に、「下請代金を「製造委託等代金」に、「その他の事項を記載した書面を「下請事業者に交付しなければ」を「その他の事項を、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)により中小受託事業者に対し明示しなければ」に改め、同項ただし書中「その記載を」を「その明示」に、「親事業者を「委託事業者」に、「記載した書面を「下請事業者に交付しなければ」を「書面又

は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第三条を第四条とする。

第二条の二の見出し中「下請代金を「製造委託等代金」に改め、同条第一項中「下請代金を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「の場合」を「又は特定運送委託の場合にあつては」に、「がその委託を受けたを「からその委託に係る」に、「した日。次項において」を「受けた日。以下」に改め、同条第二項中「下請代金を「製造委託等代金」に、「親事業者」を「委託事業者」に、「前日」を「前日、それぞれ」に改め、同条を第三条とする。

(下請中小企業振興法の一部改正)

第二条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

受託中小企業振興法

第一条中、「下請中小企業を」、「製造委託等を受ける中小企業者」に、「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「下請取引」を「受託取引」に、「下請関係」を「受託取引に係る関係」に、「下請中小企業の振興」を「受託中小企業の振興」に改める。

第二条第六項中「特定下請連携事業を「特定

連携事業に、「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「特定親事業者」を「特定委託事業者」に、「の下請取引」を「の受託取引」に、「特定下請取引への依存の状態を「特定受託取引への依存の状態」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「特定下請事業者」を「特定中小受託事業者」に、「下請事業者の」を「中小受託事業者の」に、「特定の親事業者」を「特定の委託事業者」に、「下請取引」を「受託取引」に、「特定下請取引への依存の状態を「特定受託取引への依存の状態」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「大きい個人」を「大きい法人若しくは個人」に、「第二項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受け

る取引をいう。

第二条第三項を削り、同条第二項中「親事業者」を「委託事業者」に、「個人たる中小企業者」を「委託事業者」に、「中小企業者」を「委託事業者」に、「小さい中小企業者」を「小さい中小企業者」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半



〔受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)〕に、「認定特定下請連携事業を認定特定連携事業」に、「特定下請連携事業資金」を「特定連携事業資金」に改め、同条第四項及び第五項中「下請振興関連保証又は特定下請連携事業関連保証を」振興事業関連保証又は特定連携事業関連保証に改める。

第十二条第一項各号中「認定特定下請連携事業を」認定特定連携事業に改める。

第十三条中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十四条第一項中「親事業者又は下請事業者等」を「委託事業者又は中小受託事業者等」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

第十五条の見出しを「(受託中小企業取引機会創出事業者の認定)」に改め、同条第一項中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第三項第一号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同項第二号中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第十七条及び第十九条中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第二十条第一項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証を」、受託中小企業取引機会創出事業関連保証に、「下請中小企業取引機会創出事業」以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」以下「認定受託中小企業取引機会創出事業」に改め、

同項の表第三条第一項の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)」に、「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改め、同表第三条の第二項及び第三項の三第一項の項及び第三項の第二項及び第三項の三第二項の項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」に改め、同条第二項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改め、同条第二項中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第二項中「特定下請連携事業」を「特定連携事業」に改める。

同項の表第三条第一項の項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)」に、「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」を「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に改め、同表第三条の第二項及び第三項の三第一項の項及び第三項の第二項及び第三項の三第二項の項中「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」に改め、同条第二項中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改め、同条第二項中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第二十一条第一項各号中「認定下請中小企業取引機会創出事業」を「認定受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第二十二條中「下請中小企業取引機会創出事業」を「受託中小企業取引機会創出事業」に改める。

第三十一条を第三十二条とする。

第三十条中「場合には」ときは「」に改め、同条第三十一条とする。

第二十九条の前の見出しを削り、同条中「場合には」ときは「」に改め、同条第三十条とし、同条の前の見出しとして「罰則」を付し、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第一号中「又は助言」を「助言又は勧奨」に、「下請事業者又は親事業者」を「中小受託事業者又は委託事業者」に改め、同項第三号中「認定特定下請連携事業」を

「認定特定連携事業」に改め、同条第三項中「下請事業者及び親事業者を」中小受託事業者及び委託事業者に改め、同条第二十八条とする。

第二十六条中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十五条の見出し中「下請企業振興協会協力業務」を「受託中小企業振興協会協力業務」に改め、同条中「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「認定特定下請事業者」を「認定特定中小受託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に、「下請取引」を「受託取引」に、「下請事業者の」を「中小受託事業者の」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条の前の見出しを削り、同条中「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に、「下請取引」を「受託取引」に、「促進して」を「促進し」に改め、同条第一号及び第二号中「下請取引」を「受託取引」に改め、同条第三号中「下請中小企業」を「受託中小企業」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前の見出しとして「(受託中小企業振興協会)」を付する。

第二十二條の次に次の一条を加える。  
(国の責務等)

第二十三条 国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまつて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するよう努めるものとする。

3 国、地方公共団体、次条に規定する受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他の相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下この条において「新支払遅延等防止法」という。)の規定は、この法律の施行前にした行為であつて新支払遅延等防止法第二条第八項に規定する委託事業者(同項第一号から第四号までに該当する者に限る。)による同条第一項に規定する製造委託(同項に規定する型(金型を除く。))及び同条第五項に規定する特定連送委託並びに同条第八項に規定する委託事業者(同項第五号及び第六号に該当する者に限る。)による同条第六項に規定する製造委託等に該当するものについては、適用しない。

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(次項において「旧支払遅延

等防止法」という。第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧支払遅延等防止法第七条の規定によりされた勧告(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた勧告を含む)は、新支払遅延等防止法第十条の規定によりされた勧告とみなす。  
(下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の下請中小企業振興法(以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。)第五条第一項の承認(旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む)を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画に関する承認の効力、当該振興事業計画の変更の承認及び承認の取消し、当該振興事業に係る中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例並びに当該振興事業の実施状況についての報告の徴収については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(政治資金規正法の一部改正)

第七條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條の七第二項中「下請代金」を「製造その他の行為の委託に係る代金」に改める。  
(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改める。  
一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九條第十三項  
二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十条の五の四第一項及び第四十二条の十二の五第一項  
(中小企業基本法の一部改正)

第九條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條中「下請代金」を「代金」に改める。  
第二十九條第三項中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。  
(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十四條第二項ただし書中「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「書面の交付(同条第二項の規定により書面を交付したものとみなされた場合を含む)」を「明示(書面の交付による方法又は次項に規定する方法に相当する方法によるものに限る。)又は

同条第二項の規定による書面の交付」に、「は、」を「は、当該明示をした事項又は」に改める。  
(ものづくり基盤技術振興基本法の一部改正)

第十一條 ものづくり基盤技術振興基本法(平成十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
第十五條第二項中「下請取引」を「取引」に改める。  
(中小企業等経営強化法の一部改正)

第十二條 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。  
第三條第二項第四号イ(4)中「親事業者」を「委託事業者」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。  
第五十六條第二項第二号二、第五十八條第二項第三号ハ及び第六十六條第一項中「親事業者」を「委託事業者」に改める。  
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。  
第十五條第一項第二十号中「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改める。  
(審査報告書)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
令和七年五月十五日  
法務委員長 若松 謙維  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもつて作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議  
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。  
一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとつて弁護人又は弁護人となる者とする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となる者とする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切替等の検討を進めること。

二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。

三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。

四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づき消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。

五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供

させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することにならないよう、適切に対処するよう周知すること。

六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。

七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。

八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とする

とともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。

九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。

十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。

十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。

十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たって

は、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること。

十三 改正法の施行に必要なシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。

十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。

十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。

十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被

告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じた所要の措置を講ずるものとする。

右決議する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十八日 衆議院議長 額賀福志郎 参議院議長 関口 昌一殿

(小字及び―は衆議院修正)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び捜索」を「捜索等」に改める。

第四十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第五百七条の六第四項」を「第五百七条の六第五項」に改める。

第一編第九章の章名中「及び捜索」を「捜索等」に改める。

第九十九条第一項ただし書中「但し、特別の定」を「ただし、特別の定め」に改め、同条第二項中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第九十九条の二を削る。

第二百二条の次に次の一条を加える。  
第二百二条の二 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に對し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。)をすることができる。

- 一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法
- イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法
- ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第二百五条の次に次の一条を加える。

第二百五条の二 前三条の規定は、電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第二百三条及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」と読み替えるものとする。

第六六条中、「記録命令付差押え」及び、「記録命令付差押状」を削る。

第七七条第一項中、「記録命令付差押状」及び「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者を削り、同条第三項中、「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

第八八条第一項及び第二項中、「記録命令付差押状」を削り、同条第四項中、「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第九九条及び第一百条中、「記録命令付差押状」を削る。

第一百一一条第一項中、「記録命令付差押状」を削り、「はずし」を「外し」に改め、「記録命令付差押え」を削り、「である」を「とする」に改め、同条に次の一項を加える。

電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分をすることができ。

第二百二条第一項並びに第一百三條第一項及び第二項中、「記録命令付差押状」を削る。

第一百四條第一項中、「記録命令付差押状」を削り、同条第二項中除いて「を」を「除き」に改め、「記録命令付差押状」を削る。

第一百六條から第一百八條までの規定中「記録命令付差押状」を削る。

第二十條中「処分」を「処分又は電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」に改め、「これを」を削り、同条に次の二項を加える。

電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させた場合には、書面又は電磁的記録をもつてその記録を作り、当該電磁的記録提供命令を受けた者又はこれに代わるべき者に提供しなければならぬ。

前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもつて作成する記録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百三條第三項中「第一百十條の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた」を「次の各号に掲げる」に、「差し押えを受けた者」及び、「当該差押えを受けた者」を、「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一百十條の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体 差押えを受けた者
- 二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。)により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者

第二百三條の次に次の一条を加える。  
第二百三條の二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

前条第四項の規定は、前項の決定について準用する。

第二百四條の次に次の一条を加える。  
第二百四條の二 正当な理由がなく、第二百二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。

第二百五條第一項中又は搜索を(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。第四項において同じ。)、搜索又は電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。))に改め、同条第四項中「又は搜索」を「搜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十七條の六第二項中「は、証人」の下に「国内に在る者に限る。以下この項及び次項において同じ。」を、「聴き」の下に「他の裁判所の構内にある場所その他の」を加え、「裁判所の規則で定める」を「適当と認める」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出現することが著しく困難であると認めるとき。

第五十七條の六第二項に次の三号を加える。

六 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穩を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

七 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

八 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に



退去させ、又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

第八項の規定にかかわらず、日出前、日没後には、第二百十八条の令状(第十項の規定により立ち入るべき場所が記載されたものに限る。)に夜間でも令状の提示をすることができ旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第一百十條の規定による令状の提示のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百七七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二十二条の二を第二百二十二条の三とし、第二百二十二条の次に次の一条を加える。  
第二百二十二条の二 正当な理由がなく、第二百十八条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。  
第二百七十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同条第二項中「第五七条の六第四項」を「第五七条の六第五項」に改める。

第二百九十二条の二第六項中「及び第二項」を「第二項(第八号に係る部分を除く。)」及び第三項に改める。  
第三百三条中「及び搜索」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、搜索及び電磁的記録提供命令(同号)に掲げる

方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)」に、「物」を「物及び電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により提供させた電磁的記録を記録した記録媒体」に改める。  
第三百五条第五項及び第六項中「第五七条の六第四項」を「第五七条の六第五項」に改める。

第三百七条の二中「乃至第三百二条」を「から第三百二条まで」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同条を第三百七条の三とし、第三百七条の次に次の一条を加える。  
第三百七条の二 検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させなければならぬ。ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができる。

裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら前項に規定する措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせなければならぬ。  
第三百五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による措置について準用する。  
第三百六条の十五第一項第九号中「押収手続記録書面(押収手続等記録書面(押収手続又は電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。))により電磁的記録を提供させる手続に、「に關し」を「又は電磁的記録提供命令による電磁的記

録の提供に關し」に、「状況又はその命令をした者、電磁的記録の提供の年月日その他の電磁的記録提供命令による電磁的記録の提供の状況」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続記録書面」を「押収手続等記録書面」に改める。  
第三百二十一条第一項第一号中「第五七条の六第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる」に改め、「含む」の下に「。次号において同じ」を加える。  
第三百四十六条の次に次の一条を加える。  
第三百四十六条の二 電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。))により移転させた電磁的記録については、没収の言渡しがなるときは、当該電磁的記録の複写を許す言渡しがあつたものとする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。  
第三百五十条の二十四第一項中「第三百七条」を「第三百七条の二」に改める。

第四百二十条第二項中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。  
第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。

第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。

第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。

第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改める。

供を命ずるものに限る。))又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条第十項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による複写」に改め、同条第二項中「これを」を削る。  
第四百三十条第一項中「若しくは押収物の還付」を「(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命令(同号)に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))、第二百二十八条第三項の規定による命令若しくは第二百二十二条第一項若しくは第五百十三条第六項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。  
第四百九十八条の二第二項の次に次の一項を加える。  
第四百九十八条の二第二項の次に次の一項を不正に作られた電磁的記録については、複写を許してはならない。  
第四百九十九条の二第二項を次のように改める。

前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写及び第二百二十三条の二第一項の規定による複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写並びに第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写について、それぞれ準用する。  
第五百九条第一項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、電磁的記録提供命令」に改める。  
第五百十條第一項中、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者を削り、「身体若しくは物」の下に、「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法を加え、「記録

前条第一項の規定は第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写及び第二百二十三条の二第一項の規定による複写について、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条第三項の規定による交付又は複写並びに第二百二十二条第一項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写について、それぞれ準用する。

第五百九条第一項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、電磁的記録提供命令」に改める。  
第五百十條第一項中、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者を削り、「身体若しくは物」の下に、「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法を加え、「記録

第五百九条第一項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、電磁的記録提供命令」に改める。  
第五百十條第一項中、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者を削り、「身体若しくは物」の下に、「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法を加え、「記録

命令付差押え、捜索又は検証に着手する」を「捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をする」に改める。

第五百十一条第一項中、「記録命令付差押え」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五百十一条の二 裁判所又は裁判官は、裁判の執行に關して必要があると認めるときは、電磁的記録提供命令をすることができる。

前項の規定による電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第五百十三条第一項中「第二百二条から」を「第二百二条、第二百三条から」に、「から第二百二十条まで」を、「第二百九条、第二百二十条第一項に改め、」捜索について」の下に、「第二百九条及び第二百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつて電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)について」を加え、「読み替える」を、「同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」と、同条第九項中「第二百十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百十八条」とあるのは「第五百九条」と読み替える」に改め、同条第二項中、「記録命令付差押え」を削り、同条第六項中「第二百二条から」を「第二百二条、第二百三条から」に、「から第二百二十一条まで」を、「第二百九条、第二百二十条第一項、第二百二十一条に、「前二条」を「前三条」に、「押収」を「押収(電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。」に、「第五百十三条第六項」を「第五百十三条第七項」に改め、同条第七項中、「記録命令付差押え」を削り、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第五百十三条第九項」を「第五百十三条第十一項」に改め、同条第九

十項中「第六項」を「第七項」に、「複写」を「複写並びに第六項及び第十項において読み替えて準用する第二百十三条の二第一項の規定による複写」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第二百五条の二、第二百一十一条第三項、第二百一十條第二項及び第三項、第二百二十三條の二第一項並びに第二百五條第一項から第三項まで及び第四項本文の規定は、裁判所又は裁判官が第五百一一条の二の規定によつて電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について準用する。この場合において、第二百五条の二において読み替えて準用する第二百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十三條の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と読み替えるものとする。

第五百十三條第五項の次に次の一項を加える。

第二百五条の二、第二百十條、第二百一十一條第三項、第二百二十條第二項及び第三項、第二百二十三條の二第一項並びに第二百二十二條第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九條の規定によつて電磁的記録提供命令(第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)について準用する。この場合において、第二百五条の二において読み替えて準用する第二百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十三條の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と、第二百二十二條第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五

百十三條第六項」と、同条第九項中「第二百八條第五項」とあるのは「第五百九條第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百八條」とあるのは「第五百九條」と読み替えるものとする。

第五百十三條の次に次の一条を加える。

第五百十三條の二 正当な理由がなく、第五百九條第一項又は第五百一一条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘留又は禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 書類及び送達」第四十七條―第五十四條」を「第六章の二 電子情報処理組織による申立て等(第五十四條の二―第五十四條の四)」に、「・第八十條」を「―第八十條の二」に、「第二章 裁判の執行に關する調査(第五百七條―第五百十六條)」を「第二章 裁判の執行に關する調査(第五百七條―第五百十六條)―第五百十七條」に改める。

第四十條第一項中「及び証拠物を(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)」及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。第九十九條第一項、第二百九條、第二

百三條第一項、第二百四十二條、第二百四十六條、第二百五十八條、第三百六條及び第三百七條を除き、以下同じ。))に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第四十條第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならぬ。

一 証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 訴訟に關する書類又は証拠物(当該訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの)を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

第四十條の次に次の一条を加える。

第四十條の二 弁護人は、公訴の提起後は、訴訟に關する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されている場合において

百三條第一項、第二百四十二條、第二百四十六條、第二百五十八條、第三百六條及び第三百七條を除き、以下同じ。))に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第四十條第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならぬ。

一 証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により謄写すること。

三 訴訟に關する書類又は証拠物(当該訴訟に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの)を電磁的記録として記録する方法により謄写すること。

第四十條の次に次の一条を加える。

第四十條の二 弁護人は、公訴の提起後は、訴訟に關する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されている場合において

は、裁判長の許可を受けて、電磁的方法(電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう))を使用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。)により、これを閲覧し、又は謄写することができる。

前条第一項後段の規定は前項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び同条第二項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第四十六条に次の一項を加える。  
裁判書が電磁的記録であるとき、又は裁判が電磁的記録である調書に記録されているときは、被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判書又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書又は当該調書に記録されている事項と同一であることを証明がされたものの提供を請求することができる。

第四十八条第二項中「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「速やかに」を「速やかに」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項ただし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第四十九条中「これを閲覧する」を「その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する」に、「朗読」を「内容の朗

読」に改める。

第五十条第一項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に、「記載しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む」次条第一項、第六十五条第二項、第五十七條の六第五項、第九十八條及び第二百四十一條第三項において同じ。)に記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第五十一条第一項中「の記録」を「の記録」に、「申立」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項ただし書中「第四十八條第三項ただし書」を「第四十八條第四項ただし書」に、「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。

第五十二条中「記載されたものは」を「記録されたものは、当該」に改める。  
第五十三条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第八十二条第二項但し」を「第八十二条第二項ただし書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、同項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。  
第五十四条中「書類の」を削り、「第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款」を「第百九条の四及び第一編第五章第四節第四款」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替へるものとする。

第一編第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 電子情報処理組織による申立て等

第五十四条の二 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下「申立て等」という。)であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同じ。)を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等には、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

第五十四条の三 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等については、口頭である場合を除き、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならない。

い。ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでない。

一 令状の請求

二 道路交通法、昭和三十五年法律第百五号)第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十七條若しくは第十八條の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時に迅速な処理に関する準則で定める様式の書面によりするものに限る。

三 前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をするのでない場合には、適用しない。

第五十四条の四 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するところを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十一条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。  
裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設に被告人を在席さ

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

せ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、方法によつて、当該手続をすることができ、この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならぬ。

第六十二条に次の一項を加える。  
召喚状、勾引状又は勾留状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第六十三条中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。  
召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 召喚状が書面による場合 記名押印すること。
- 二 召喚状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第六十四条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨を」次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項に、「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 勾引状又は勾留状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨
- 二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合

合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員)の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとる。かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨

第六十四条第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
勾引状又は勾留状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 勾引状又は勾留状が書面による場合 記名押印すること。
- 二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(勾引状又は勾留状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第六十五条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。  
第六十六条第五項中「ついでこれを」を「ついでに、」記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。  
第七十三条第一項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に、「且つ」を「かつ」、に、「場所に」を「場所にこれを」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 勾引状が書面である場合 勾引状を示すこと。
- 二 勾引状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾引状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第七十三条第二項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつた」に改め、「刑事施設に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。  
一 勾留状が書面である場合 勾留状を示すこと。

二 勾留状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第七十三条第三項中「を所持しないためこれを示す」を「ついで第一項各号又は前項各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。  
この場合においては、できる限り速やかに、第一項各号又は前項各号に定める措置をとらなければならない。

第七十七条第三項中第六十一条ただし書を「第六十一条第一項ただし書」に改め、同条第四項中「これを」を削る。  
第九十四条第三項中「差し出した保証書を以て」を提出した保証書(電磁的記録を含む。)をもつて」に改める。  
第九十八条第一項中「勾留状の謄本及び」を「被告人に対し、勾留状について第一号に掲げる措置をとるとともに、」に、「の謄本又は」を「又は」に、「の謄本を被告人に示して」を「ついで第二号に掲げる措置をとつた」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 勾留状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。
- 二 当該決定が書面である場合にあつては、その謄本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第九十八条第三項中「これを」を削る。  
第九十九条第二項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。  
第一百零六条に次の一項を加える。  
差押状又は搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第一百七十七条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを」

「被告人に対し、勾留状について第一号に掲げる措置をとるとともに、」に、「の謄本又は」を「又は」に、「の謄本を被告人に示して」を「ついで第二号に掲げる措置をとつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾留状が書面である場合にあつては、その謄本を示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 当該決定が書面である場合にあつては、その謄本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第九十八条第三項中「これを」を削る。  
第九十九条第二項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。  
第一百零六条に次の一項を加える。  
差押状又は搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

を返還しなければならぬ旨並びに」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び」に、「裁判長が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 差押状又は搜索状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならぬ旨

二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員(次条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあつては、裁判所書記官又は司法警察職員)の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならぬ旨 第一百七条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

差押状又は搜索状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。  
一 差押状又は搜索状が書面による場合 記名押印すること。  
二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(差押状又は搜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第一百八条第二項中「書面で」を「書面又は電磁

的記録により」に改める。

第一百十条中「又は搜索状」を「について」に、「これを示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 差押状が書面である場合 差押状を示すこと。

二 差押状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、差押状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る)の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第一百十條に次の一項を加える。  
搜索状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。  
一 搜索状が書面である場合 搜索状を示すこと。

二 搜索状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、搜索状に記録された事項及び第一百七条第三項(第二号に係る部分に限る)の規定による措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第一百九条中「を交付しなければ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む)を提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。  
ただし、電磁的記録をもつて作成する証明

書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二百二十条第一項中「その」を「書面又は電磁的記録をもつてその」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第二百五十七条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内(裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所)と同一の構内をいう。以下この項並びに第二百五十七条の六第一項及び第二項において同じ。以外にある場所であつて、相当と認められるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

弁護人は、裁判所が前項の規定により証人を尋問するときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、

その場所に在席した弁護人は、その尋問に立ち会つたものとみなす。

第二百五十七条の五第一項中「次条第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる」に改める。

第二百五十七条の六第一項中「これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。」を削り、同条第四項中「記録媒体映像及び音声と同時に記録することができるものに限る。」を「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録として記録し、これをファイル」に改め、同条第五項中「証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「ファイルに記録した電磁的記録は、」に改める。

第六十七條第五項中「の定を」の定め」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第一百六十八條第二項を次のように改める。  
裁判所は、前項の許可をするには、許可状を発して、これをしなければならぬ。

第一百六十八條第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 第二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

二 第二項の許可状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、同項の許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六十八條第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第六項中「これを」を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

第八十條第一項中「書類」の下に「電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同項以後段として次のように加える。

この場合において、当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第八十條第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第三項中「第一項」を「前条第一項の処分に關する」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、弁護人が次に掲げる行為をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

一 証拠物を謄写すること(次号及び第三号に掲げるものを除く)。

二 前条第一項の処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを

複写する方法により謄写すること。

三 前条第一項の処分に關する書類又は証拠物(当該処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したものを電磁的記録として記録する方法により謄写すること。第八十條に次の一項を加える。

前項本文の場合において、前条第一項の処分に關する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第一編第十四章に次の一条を加える。

第八十條の二 検察官は、第七十九條第一項の処分に關する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、電磁的方法電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう)により、これを閲覧し、及び謄写することができる。

弁護人は、前項に規定する場合において、裁判官の許可を受けて、第四十條の二第一項に規定する電磁的方法により、第七十九條第一項の処分に關する書類又は証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

前条第一項後段の規定は前二項の規定による閲覧又は謄写について、同条第三項の規定は前二項の規定による謄写について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第九十八條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「取調」を「取調べ」に改め、同条第四項中「は、これを」については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの、「誤り」を「誤りが」に、「申立」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 合 調書の内容を表示したもの

第九十八條第五項中「に誤る」を「に誤り」に、「これに署名押印する」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に次の各号を加える。

一 調書を書面をもつて作成する場合 調書に署名押印すること。 二 調書を電磁的記録をもつて作成する場合 調書に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとること。

第九十九條第二項中「次項」を「第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百條第一項中「有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 逮捕状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 逮捕状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第二百條第二項中「第六十四條第二項及び第三項」を「第六十四條第三項及び第四項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

逮捕状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 逮捕状が書面による場合 記名押印すること。 二 逮捕状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(逮捕状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る)をとること。

第二百一條第一項中「逮捕状を被疑者に示さなければ」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 逮捕状が書面である場合 逮捕状を示すこと。 二 逮捕状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に記録された事項及び前条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百一條第二項中「これを」について「に改める。」

第二百一条の二第一項中「被疑者に示す」を「第三項の規定による措置に用いる」に、「記載」を「記載又は記録」に、「交付」を「提供」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「次項の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第三項中「交付」を「提供」に、「当該逮捕状に代わるものを被疑者に示す」を「被疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 逮捕状に代わるものが書面である場合 逮捕状に代わるものを示すこと。
二 逮捕状に代わるものが電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、逮捕状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百一条の二第四項中「交付」を「提供」に、「を所持しないためこれを示す」を「について前項の規定による措置をとる」に、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、前項の規定による措置をとらなければならない。

第二百三条第一項中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第二百五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、前項の規定により弁解の機会を与

えるときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならない。

第二百七条の二第一項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載」を「記載又は記録」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改める。

第二百七条の二第三項中「被疑者に示す」を「第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第五項中「を」を「について」に、「示さなければ」を「対し、それぞれ第一号又は第二号に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留状にとられた記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。
二 第三項の勾留状に代わるものが書面である場合にあつては、これを示し、同項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百八条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。
第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しななければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨
二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第二百九条第二項及び第三項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、○同条第三項中「同条」を「同条第一項」に、「同項」を「同条第三項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。
一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。

二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第二百二十二条第一項中「第二百一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「ついで、第二百一条」を「ついで、第二百五条の二、第二百五条の二、第百十条第一項」に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第八項中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改め、同条第十項中「第二百八条」を「第二百八条第一項」に、「記載しなれば」を「記載し、又は記録しなれば」に改め、同条第十一項中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示に」を「措置をとる」に改め、同項第二号中「令状の提示をする」を「当該措置をとる」に改め、同項第三号中「令状の提示が終わる」を「当該措置をとり終わる」に改め、同条第十二項中「第二百八条」を「第二百八条第一項」に、「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「の記載を」の記載又は記録」に、「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改める。

第二百二十四条の二中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「当該勾留状に代わるものが」と、「その」に、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」を「当該勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官又は受命裁判官の氏名」とあるのは「当該勾留状に代わるものに記録された事項」

と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」と、「その謄本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の謄本」に改める。  
第二百二十五条第四項中「乃至第四項及び第六項を」から第六項まで及び第八項に改め、「これを」を削る。

第二百四十一条第一項中「又は口頭で」を「若しくは口頭で、又は主務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検察官又は司法警察官の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。」により、「これを」を削り、同項の次に次の一項を加える。  
告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求め旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又はこれに代わる連絡先(法人にあつては、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地)を明らかにしてしなければならない。  
第二百四十二条中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録を加える。  
第二百四十三条中「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二百四十一条第二項中「犯罪事実、その犯人の処罰を求め」とあるのは、「取消の対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」と読み替えるものとする。  
第二百四十五条中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条及び第三項並びに」に改め、「これを」を削る。  
第二百四十六条中「の定を」の定め」に、「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改め、

同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。  
第二百五十五条中「起訴状の謄本の」を「第二百七十一条第一項の規定による」に改める。  
第二百五十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の誤を」の誤りに、「防禦を」防禦に、「真が」を「おそれが」に改め、同条第六項中「生ぜしめる真を」生じさせるおそれ」に、「物を添附し、又は」を「ものを添えてはならず、かつ、」に改める。  
第二百五十六条の二に次の一項を加える。  
前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。  
第二百五十八条中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。  
第二百六十二条第二項中「の請求を」の規定による請求に、「通知」を「規定による通知」に、「請求書を」を「書面で、又は法務省令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織(検察官の使用に係る電子計算機と同項の規定による請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。」により、「これを」を削り、同条に次の一項を加える。

この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものと加える。  
この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものと加える。  
第一項の規定による請求については、第一編第六章の二の規定は、適用しない。  
第二百七十条第一項に後段として次のように加える。

し、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。  
第二百七十条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、第八十条の二第一項に規定する電磁的方法により、これを閲覧し、及び謄写することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。  
第二百七十一条第一項中「起訴状の謄本」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合同条の記録媒体に記載されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)  
二 公訴の提起が起訴状の提出によりされた場合 起訴状の謄本  
第二百七十一条第二項中「起訴状の謄本が送達されない」を「前項の規定による送達が行われない」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。  
第二百七十一条の二第二項中「起訴状の謄本」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項中「第二項」を「第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状抄本等」を「を」、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に、「及び」を「中」第二百七十一条第一項とあるのは「第二百七十一

条の二第四項」と、「起訴状の謄本」を「前項」に、「起訴状抄本等」を「次条第四項」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 当該求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記載されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面)  
二 当該求めが起訴状抄本等の提出によりされた場合 起訴状抄本等  
第二百七十一条の三第二項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「前条第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載

一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載

載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合  
合 起訴状の謄本

第二百七十一条の第三項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出する」を「第一項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項の規定による求めを第五十四条の第二項の方法によりする場合 ファイルに記録されている起訴状抄本に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 前条第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりする場合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

第二百七十一条の第三項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合  
合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合  
合 起訴状抄本等

第二百七十一条の第四項中「第二百七十一条の第二項」を「第二百七十一条の第二項」

に、「起訴状抄本等の提出を「求め」に改め、同条第二項中「弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の第二項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合  
合 弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出すること。

第二百七十一条の第四項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の謄本を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合  
合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合  
合 起訴状の謄本

第二百七十一条の第四項中「起訴状の謄本に代えて弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出する」を「第二項の規定による措置に代えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二百七十一条の第二項の規定による

求めを第五十四条の第二項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。

第二百七十一条の第二項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合  
合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。

第二百七十一条の第五項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に定める措置がとられた場合  
合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面)

二 前項第二号に定める措置がとられた場合  
合 起訴状抄本等

第二百七十一条の第五項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、被告人に対する電磁的記録による当該通知は、被告人に異議があるときは、することができない。

第二百七十一条の第六項中「起訴状の謄本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の第二項」を加え、同条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載され

た」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号」を「が同項第一号」に改め、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の第二項」を加え、同条第三項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号」を「が同項第一号」に改め、「第四十六條の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせる時期若しくは方法を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六條第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせる時期若しくは方法を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

二 第四十六條第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該個人特定事項を被告人に知らせる時期若しくは方法を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

第二百七十一条の第六項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の第二項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の第二項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六條の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しく

は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定するを当該各号に定める措置をとるに改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付すること。

ロ 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又は口のいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(当該個人特定事項の記載又は記録がないものに限る。)であつてその内容が当該裁判書又は調書に記載されている事項と同一であることを証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第二号に定める措置をとること。

第二百七十一条の六第五項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前

項第一号イに掲げる措置をとること。  
二 第四十六条第二項の規定による請求 前項第二号イに掲げる措置をとること。

第二百七十一条の六第六項中「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十一条の二第一項第一号」を「が同項第一号」に、「を閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し若しくはその」の内容を再生したものを視聴し又はその内容の」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聴」に改める。

第二百七十一条の八第一項中「第二百七十一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「が同項第一号」に改め、同項第一号中「第六十一条を「第六十一条第一項」に改め、同項第二号中「被告人に示す」を「これら」を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「交付」を「提供」に、「同条第一項前段中「これ」とあり、」を「同条第一項第一号及び第二号中「勾引状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」とを削り、「同項中」を「同条第二項第二号中「事項及び第六

十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載され又は記録された」に改め、同条第三項中「交付」を「提供」に、「同条第二項中「これ」とあり、」を「同条第二項第一号及び第二号中「勾留状」とあり、並びに」に改め、「あり、及び同項ただし書中「令状」とを削り、「同項中」を「同条第二項第二号中「事項及び第六

十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と、同条第三項中「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載され又は記録された」に改め、同条第四項中「交付」を「提供」に、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七十一条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状」とあるのは「これらの勾留状に代わるもの」と、「その」に、「第二百七十一条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七十一条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」を「これらの勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「これらの勾留状に代わるもの」に記録された事項」に改め、同条第六項中「交付」を「提供」に改める。

第二百八十一条の二中「並びに第二百五十七条の六第一項及び第二項に規定する」を「及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる」に改める。

第二百八十六条の二の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の三 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の軽重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の他の同一構内(裁判官及び訴訟関係人が公

判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項及び第三百十六条の三十四第五項において同じ。以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでない。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

前項の規定により公判期日における手続を行う場合において、同項の適当と認める場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭しなものとみなす。

第二百八十八条の次に次の一条を加える。

第二百八十八条の二 弁護人は、裁判所が第二百八十六条の三第一項の規定により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百九十条の三第一項中「供述書」を「供述書(電磁的記録を含む。第三百二十一条第一項及び第三百二十二条第一項において同じ。)」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代

わる措置がとられた」に、「映像若しくは音声  
を記録することができる記録媒体であつて供述を  
記録したものを「録音若しくは録画を行う方法  
により供述を記録した電磁的記録」に改める。  
第二百九十一条第一項中「起訴状」を「次の各  
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め  
るもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の第二項の方  
法によりした場合 ファイル(第五十四条  
の四ただし書の場合にあつては、同条の記  
録媒体に記録されている起訴状に記載す  
べき事項

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場  
合 起訴状

第二百九十一条第二項中「起訴状の」を「規定  
による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、  
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号  
に定める措置をとらなければ」に改め、同項に  
次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の第二項の方  
法によりした場合 裁判所の規則の定める  
ところにより、前項第一号に定めるものを  
電子計算機の映像面、書面その他のものに  
表示して示すこと。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場  
合 起訴状を示すこと。

第二百九十一条第三項中「起訴状の」を「規定  
による」に改め、同条第四項中「おいては」の  
下に、「当該措置に係る個人特定事項の全部につ  
いて第二百七十一条の五第一項の決定があつた  
ときを除き」を加え、「以下この項において同  
じ」を削り、「当該措置に係る個人特定事項の全  
部又は一部について第二百七十一条の五第一項  
の決定があつた場合に限り、適用する」を「適用  
しない」に改め、同項後段を削り、同条第五項  
中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四  
項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の第二項若しくは第三項又  
は前条第一項の決定があり、かつ、第二百七  
十一条の二第四項の規定による措置がとられ  
た場合において、当該措置に係る個人特定事  
項の一部について第二百七十一条の五第一項  
の決定があつたときは、検察官は、被告人に  
対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、  
当該各号に定める措置をとるとともに、裁判  
所の規則の定めるところにより同条第四項に  
規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映  
像面、書面その他のものに表示して示し、又  
は同項に規定する書面を示さなければならな  
い。

一 第二百七十一条の二第一項の規定による  
求めを第五十四条の二第一項の方法により  
した場合 裁判所の規則の定めるところに  
より、ファイル(第五十四条の四ただし書  
の場合にあつては、同条の記録媒体)に記  
録されている起訴状抄本等に記載すべき事  
項を電子計算機の映像面、書面その他のも  
のに表示して示すこと。

二 第二百七十一条の二第一項の規定による  
求めを起訴状抄本等の提出によりした場  
合 起訴状抄本等を示すこと。

第二百九十一条の二中「前条第五項」を「前条  
第六項」に改める。  
第二百九十二条の二第七項中「意見の陳述に  
代え意見を記載した書面」を「第一項の規定によ  
る陳述に代えて書面により意見」に、「又は意見  
の」を「又は同項の規定による」に改め、同条第  
八項中「前項の規定により書面が提出されたを  
「次の各号に掲げる」に、「その旨を」当該意見  
の提出があつた旨に、「その書面を」当該各号  
に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加え  
る。

一 前項の規定による意見の提出が書面によ  
りされた場合 当該書面

二 前項の規定による意見の提出が第五十四  
条の二第一項の方法によりされた場合  
ファイル(第五十四条の四ただし書の場合  
にあつては、同条の記録媒体)に記録され  
ている当該意見  
第二百九十二条の二第九項中「よる書面」を  
「より提出された意見」に改める。  
第二百九十九条第一項中「又は証拠物の取調」  
を「電磁的記録を含む。第三百五条を除き、以  
下同じ。」又は証拠物の取調べ」に改め、「閲覧す  
る機会」の下に「(証拠書類又は証拠物の全部又  
は一部が電磁的記録である場合における当該電  
磁的記録については、その内容を再生したもの  
を閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴  
する機会。次条、第二百九十九条の三及び第二  
百九十九条の四第六項から第九項までにおいて  
同じ。)」を加え、同項ただし書中「但し」を「た  
だし」に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調  
べ」に改める。  
第二百九十九条の三ただし書中「第二百七十  
一条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提  
出した」を「第二百七十一条の二第一項の規定に  
よる求めをした」に改める。  
第二百九十九条の四第二項中「第二百七十  
一条の二第二項」を「第二百七十一条の二第一  
項」に、「より起訴状抄本等を提出した」を「よる求  
めをした」に、「第三百二十二条の二第二項」を「第  
三百二十二条の二第一項」に、「より訴因変更等請  
求書面抄本等」同項に規定する訴因変更等請求  
書面抄本等をいう。以下この条及び次条第二項  
第一号において同じ。を提出した」を「よる求め  
をした」に、「起訴状に記載された」を「第二百七  
十一条の二第一項又は第三百二十二条の二第一  
項の規定による求めに係る」に改め、「のうちの起訴  
状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求  
書面(第三百二十二条第四項に規定する訴因変更  
等請求書面をいう。以下この条及び同項におい

て同じ。)に記載された個人特定事項のうち訴因  
変更等請求書面抄本等に記載がないもの」及び  
「いづれも」を削り、「第七項及び同号」を「第七  
項及び次条第二項第一号」に改め、同条第四項  
中「より起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面  
抄本等を提出した」を「よる措置をとつた」に、  
「起訴状に記載された」を「第二百七十一条の二  
第一項又は第三百二十二条の二第一項の規定によ  
る求めに係る」に改め、「のうちの起訴状抄本等  
に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載  
された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面  
抄本等に記載がないもの」及び「いづれも」を削  
り、同条第七項中「第二百七十一条の二第二項」  
を「第二百七十一条の二第一項」に、「より起訴  
状抄本等を提出した」を「よる求めをした」に、  
「第三百二十二条の二第二項」を「第三百二十二条の  
二第一項」に、「より訴因変更等請求書面抄本等  
を提出した」を「よる求めをした」に、「起訴状に  
記載された」を「第二百七十一条の二第一項又は  
第三百二十二条の二第一項の規定による求めに係  
る」に改め、「のうちの起訴状抄本等に記載がない  
もの又は訴因変更等請求書面に記載された個人  
特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記  
載がないもの」を削り、同条第九項中「より起訴  
状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出  
した」を「よる措置をとつた」に、「起訴状に記載  
された」を「第二百七十一条の二第一項又は第三  
百二十二条の二第一項の規定による求めに係る」  
に改め、「のうちの起訴状抄本等に記載がないも  
の又は訴因変更等請求書面に記載された個人特  
定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載  
がないもの」を削る。

第二百九十九条の五第二項第一号中「起訴状  
に記載された」を「第二百七十一条の二第一項又  
は第三百二十二条の二第一項の規定による求めに  
係る」に改め、「のうちの起訴状抄本等に記載がな  
いもの又は訴因変更等請求書面に記載された個

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを削る。

第二百九十九条の六第一項及び第二項中「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の第二項」を加え、同条第三項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。若しくは措置対象者)」に、「第四十六」

「弁護士に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 弁護士に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護士に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載され、又は記録されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

第二百九十九条の六第四項中「若しくはその」を「(以下この項において「措置対象者」という。若しくは措置対象者の)」に、「第四十六」の規定による「を」の各号に掲げる「に」、「裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がないもの」を交付し、又は弁護士に裁判書若しくは裁判

を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置  
イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置対象者の氏名又は住居の記載がないものを交付すること。  
ロ 前項第一号に定める措置をとること。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置  
イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(当該措置対象者の氏名又は住居の記載又は記録がないものに限り)であつてその内容が当該裁判書又は調書に記載されている事項と同一であることを証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第二号に定める措置をとること。  
第二百九十九条の六第五項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。若しくは措置対象者の)」に、「第四十六」の規定による「を」の各号に掲げる「に」、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該措置に係る者の氏名又は住居の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとること。  
二 第四十六条第二項の規定による請求 前

項第二号イに掲げる措置をとること。  
第二百九十九条の六第六項中「若しくはこれら」を「(以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。若しくは措置対象者の)」を「閲覧し又はその」を「の内容を表示したものを閲覧し若しくはその内容を再生したものを視聴し又はその内容の」に、「措置に係る者の氏名」を「措置対象者の氏名」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改める。

第三百一条の二第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「記録媒体の」を「電磁的記録」(以下この項及び次項において「供述状況記録」という。))に改め、同項ただし書中「同項各号」を「第四項各号」に、「当該記録媒体」を「供述状況記録」に改め、同条第二項中「同項に規定する記録媒体」を「供述状況記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「これを」を「(以下この項及び次項において「供述状況記録」という。))」に改め、同条第四項中「記録媒体」を「電磁的記録として」に改める。

第三百二条中「乃至第三百二十三条」を「から第三百二十三条まで」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取調」を「取調べ」に改める。  
第三百三条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、「を記録した記録媒体」を削る。

第三百四条の二中「並びに」を「及び」に改め、同条第一項及び第二項に規定する「を」及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる」に改める。  
第三百五条第五項及び第六項を削る。  
第三百七条の二に次の二項を加える。

第三百五条第一項及び第二項の規定並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、第五十七條の六第五項の規定により電磁的記録

がその一部とされた調書の取調べについては、当該調書の一部とされた電磁的記録の内容を再生するものとする。ただし、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その内容の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記載された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができる。

裁判所は、前項の規定により第五十七條の六第五項に規定する電磁的記録の内容を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第五十七條の五に規定する措置を採ることができる。  
第三百十條の次に次の一條を加える。

第三百十條の二 裁判所書記官は、証拠調べを終わつた証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記載しなければならぬ。ただし、当該事項をファイルに記載することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。  
第三百十二條第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求を第五十四條の二第一項の方法によりする場合は、この限りでない。  
第三百十二條第五項中「前項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「これ」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 第一項の請求が第五十四條の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記載されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四條の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記載されている訴因変更等請求書面に記載すべき事項を記載した書面)

二 第一項の請求が訴因変更等請求書面の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面の謄本

第三百十二条の二第一項中「訴因変更等請求書面の謄本の」を削り、同条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同条第三項中「前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは」を「次の各号に掲げる場合には」に、「訴因変更等請求書面抄本等」を「当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の規定による求めが第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合)にあつては、同条の記録媒体に記録されている訴因変更等請求書面抄本等に記載すべき事項を記載した書面

二 第一項の規定による求めが訴因変更等請求書面抄本等の提出によりされた場合 訴因変更等請求書面抄本等

第三百十二条の二第四項中「第二項を」第一項に、「訴因変更等請求書面抄本等の提出」を「求め」に、「おいてを」おいて、第二百七十一条の三第一項及び第二百七十一条の四第二項中「公訴の提起とあるのは」第三百十二条第一項の請求」と、第二百七十一条の三第一項及び第二項並びに第二百七十一条の四第二項及び第三項中「起诉状」とあるのは「訴因変更等請求書面」とに、「第二百七十一条の五第一項を」同項、同条第四項並びに第二百七十一条の四第四項及び第五項中「起诉状抄本等」とあるのは「訴因変更等請求書面抄本等」と、第二百七十一条の五第一項に、「第二百七十一条の六第五項を」第二百七十一条の六第二項から第六項まで、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三百十六条の二第三項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

第三百十六条の七に次の二項を加える。

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内、裁判長が公判前整理手続期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次項及び第三百十六条の九第四項において同じ。以外にある場所であつて、相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。

裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、公判前整理手続期日における手続を行うことができる。第三百十六条の九に次の一項を加える。

裁判所は、公判前整理手続期日における手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、相当と認めらるるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判前整理手続期日に出頭したものとみなす。第三百十六条の十中「書面に」を「書面若しくは

電磁的記録」に改める。

第三百十六条の十二に次の一項を加える。

公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第三百十六条の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付並びに第二項の」を「規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならぬ。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。

第三百十六条の十四第一項中「前条第二項を」前条第三項に改め、同項第一号中「を閲覧する機会(弁護人)に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会」を「について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。

イ 被告人 閲覧する機会(当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会)

ロ 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会(当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録

を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会

第三百十六条の十四第二号中「あつては、」の下に「供述要旨書面等」を加え、「記載した書面を閲覧する機会(弁護人)に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。以下この号及び第三百十六条の十八第二号において同じ。について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。

イ 被告人 閲覧する機会(当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会)

ロ 弁護人 閲覧し、及び謄写する機会(当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会)

第三百十六条の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、被告人に対する電磁的記録をもつて作成する一覧表の提供は、被告人に異議があるときは、することができない。第三百十六条の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第二号中「書面」を「書面」に、「もの」を「ものに限る。」又は電磁的記録(裁判所の規則で

定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものに限る。」に、「の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。

第三百十六條の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて」に、「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に改める。

第三百十六條の十六第一項中「第三百十六條の十三第一項の書面」を「第三百十六條の十三第二項の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百十六條の十三第三項」を「第三百十六條の十三第四項」に改める。

第三百十六條の十八第一号中「を閲覧し、かつ、謄写する」を「について、第三百十六條の十四第一項第一号に定める」に改め、同条第二号中「その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面」を「閲覧し、かつ、謄写する」を「供述要旨書面等」について、第三百十六條の十四第一項第二号に定める」に改める。

第三百十六條の二十一第一項中「提出し、及

び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三百十六條の十三第三項」を「第三百十六條の十三第四項」に改め、同条第三項中「書面の提出及び送付並びに前項の」を「規定による提出、第二項において準用する第三百十六條の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三百十六條の十三第二項の規定は、前項の場合における同項の追加し又は変更すべき証明予定事実について準用する。

第三百十六條の二十二第二項中「第三百十六條の十三第三項」を「第三百十六條の十三第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「これを」を削る。

第三百十六條の二十三第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第三百十六條の二十一第四項」を「第三百十六條の二十一第五項」に改め、「これを」を削り、同条第三項中「これを」を削る。

この場合において、検察官が当該一覧表を

電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第三百十六條の二十七第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第三百十六條の二十八第二項中「及び第三百十六條の十二」を「並びに第三百十六條の十二第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同項及び同条第三項」に改める。

第三百十六條の三十四第五項中「規定は、」を「規定は」に、「又は」を「が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公判準備において」、「について」を「について、それぞれ」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。この場合において、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなす。

一 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの  
二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第三百十六條の三十九第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「場合に」を「場合(同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。))に規定する方法による場合を含む。第四項において同じ。」に改め、同条第四項中「面前」を「面前(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合を含む。)」に改め、同条第五項中「場合」を「場合(同条第五項に規定する方法による場合を含む。)」に改める。

第三百二十一条第一項中「第三百二十一条乃至第三百二十八條」を「次条から第三百二十八條まで」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十一条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同条第一号及び第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三号中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは電磁的記録又は」に、「記載した書面」を「記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「であつて」を「とする」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百五條第五項ただし書」を「第三百七條の二第四項ただし書」に改める。

第三百二十一条の三中「記録媒体」を「電磁的記録」に改める。

第三百二十二条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「疑いが」を「疑いが」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十三条中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条各号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十五条中「書面又は」を「書面若しくは電磁的記録又は」に、「に記載された」を「若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された」に改める。

第三百二十六条第一項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「乃至前条」を「から前条まで」に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十七条中「文書の」を「文書若しくは電磁的記録(以下この条において「文書等」という。の)に、「記載して」を「記載し、又は電磁的記録として記録して」に、「その文書」を「その文書等」に、「その書面」を「当該書面又は当該電磁的記録」に改める。

第三百二十八条中「乃至第三百二十四条」を「から第三百二十四条まで」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

第三百五十条の三第二項中「又は」を「若しくは」に、「書面」を「書面又はこれらの者が裁判所の規則で定める連署に代わる措置をとつた電磁的記録」に改める。

第三百五十条の七第一項中「(以下「合意内容書面」又は電磁的記録(以下これらを「合意内容書面等」)に改め、同条第二項及び第三項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に改める。

第三百五十条の八及び第三百五十条の九中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に改める。

第三百五十条の十第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被疑者又は被告人に対する電磁的記録による当該告知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三百五十条の十六第三項及び第五項中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第六項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第三百五十条の十九中「閲覧する機会」の下に「証拠書類の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会」を加える。

第三百五十条の二十二中「第二百九十一条第五項」を「第二百九十一条第六項」に改める。

第三百六十条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第三百六十六条第一項中「申立書」を「申立書(電磁的記録を含む。次項において同じ。)」に、「差し出した」を「提出した」に改め、同条第二項中「代書し」を「被告人に代わつて作成し」に改める。

第三百七十六条第二項中「を添付しなければ」を「電磁的記録を含む。次条及び第三百八十六条第一項第二号において同じ。」を添えなければ」に改める。

第三百七十七条中「左の」を「次に掲げる」に、

「申立」を「申立て」に、「充分な」を「十分な」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第三百八十二条の二第一項中「取調」を「取調べ」に、「控訴申立」を「控訴申立て」に改め、同条第二項中「控訴申立」を「控訴申立て」に、「である」を「とする」に改め、同条第三項中「添付しなければ」を「添えなければ」に、「取調」を「取調べ」に改める。

第三百八十三条中「左の」を「次に掲げる」に、「申立」を「申立て」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に改める。

第三百八十六条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「を添付しない」を「が添えられていない」に改め、同条第三号中「申立」を「申立て」に、「乃至第三百八十二条」を「から第三百八十二条まで」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第四百八条中「書類」を「書類又は電磁的記録」に、「申立」を「申立て」に改める。

第四百二十三条第二項中「を添えて、これ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)」と共に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 抗告が申立書の差出しによりされた場合  
二 抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合  
三 ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合)にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

「合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合)にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第四百三十五条中「左の」を「次に掲げる」に、「言渡をした確定判決」を「言渡しをした確定判決」に、「その言渡」を「その言渡し」に改め、同条第三号中「言渡を受けた者を誣告した」を「言渡しを受けた者を告発した」に改め、同号ただし書中「但し、誣告を」を「ただし、告発を」に、「言渡」を「言渡し」に改め、同条第五号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第六号中「言渡」を「言渡し」に改め、同条第七号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四百六十一条の二第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第四百六十二条第二項中「を添付しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。

第四百六十二条の二第一項中「と同時に、合意内容書面」を「併せて合意内容書面等」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「差し出した」を「提出した」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第四百六十三条第二項中「である」を「とする」に改め、同条第五項中「第二百七十一条第一項中「公訴の提起」を「第二百七十一条第一項第一号」された」に、「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」を「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同項第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出があつた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

第四百六十八条第五項中「ともに」を「共に」に改め、同条第六項中「第四百六十三条第六項」を「第四百六十三条第七項」に改める。

第四百七十二条第一項ただし書中「但し、第七十条第一項但書を」ただし、第七十条第一項ただし書に、「第八十条第一項但書を」第八十条第一項ただし書に改め、同条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「在る」を「おいて保管されている」に改める。

第四百七十三条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に、「これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本」を「当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判書の原本」を「第一号に掲げる場合にあつては裁判書の原本又は同号に定める」に改め、「又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本」を削り、「これを」を「第二号に掲げる場合にあつては同号に定める書面又は電磁的記録に認印し、又は法務省令(前条第一項ただし書の場合にあつては、裁判所の規則)で定める認印に代わる措置をとつて、その指揮を」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の謄本又は抄本
  - 二 裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記載されている場合 当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記載されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることの証明がされたもの
- 第四百七十八条中「を作り」を「電磁的記録を

もつて作成するものを含む」を作り」に、「ともに」を「共に」に、「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改める。

第四百八十四条に次の一項を加える。  
収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百八十四条の二中「前条前段を」前条第一項前段」に改める。

第四百八十七条中「検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。  
収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察官又は司法警察員が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 収容状が書面による場合 記名押印すること。
  - 二 収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(収容状に記載された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。
- 第四百八十九条に後段として次のように加える。

この場合において、第七十三条第一項第二号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」と読み替えるものとする。

第四百九十二条の二中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改める。  
第四百九十四条の六に次の一項を加える。  
裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設にその者を在

席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて、当該手続をすることができ。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。

第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第六十四条第一項	罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間、拘留すべき
第六十四条第二項の表第六十四条第一項の次に次のように加える。		
第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第二項第二号	裁判長又は受命裁判官	裁判長
第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同表第七十三条第三項の項を次のように改める。		
第七十三条第三項	第一項各号又は前項各号	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項各号
	前二項	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第二項
	公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨
第四百九十四条の七第一項の次に次の一項を加える。 拘留状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。		
第四百九十四条の八第二項の表第九十六条第一項第二号及び第六号の項の次に次のように加える。		
第九十八条第一項第一号	第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)	第四百九十四条の七第三項において読み替えて準用する第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)
	裁判長又は受命裁判官	裁判長

第四百九十四条の十二第二項中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改め、同条第三項の表第五十九条、第六十二条、第六十四条第一項及び第三項、第六十七条第一項及び第三項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条並びに第七十五条の項中「第六十二条、第六十四条第一項及び第三項」を「第六十二条第一項、第六十四条第一項及び第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項中

罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間
裁判長又は受命裁判官	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間

を  
加える。  
第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第一項第二号  
裁判長又は受命裁判官  
裁判長

第七十三条第三項	第一項各号又は前項各号	第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する第一項各号
前二項	第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する第一項	
公訴事実の要旨	罰金が完納されていない旨	

第五百九条第三項の次に次の一項を加える。  
第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。  
第五百十条第一項中「有効期間及びその期間

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

れば」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、搜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官(第五百十六条の規定により検察事務官に処分をさせる場合にあつては、検察官及び検察事務官)の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨  
第五百十条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。  
前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。  
一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。  
二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置(当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。  
第五百十一条第三項中「同条第一項」を「同条第一項第二号及び第三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。  
第五百十三条第一項中「第二百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「ついで、第一百十条を「執行」と、第一百十条第一項」に、「執行」とを「執行」と、第一百十条第一項第二号及び第二項第二号中「第七十七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長とあるのは「裁判官」と、第二百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」とに、「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」を「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」を「第一項」とに、「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「第五百九条」を「第五百九条第一項」に改め、同条第六項中「第一百十条」を「第一百十条第一項」に、「者」とを「者」と、「第一百十条第一項第二号中「第七十七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判官」と、第二百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第六項において準用する第二項」とに、「第一項」を「第一項」に、「第五百十三条第六項」を「第五百十三条第六項」に、「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「第五百九条」を「第五百九条第一項」に改め、同条第七項中「第二百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第一百十条、第一百十一条の二前段」を「第一百十条第一項、第一百十一条の二前段」に、「執行」とを「執行」と、第一百十条第一項第二号及び第二項第二号中「第七十七条第三項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五百十一条第四項において読み替えて準用する第五百十条第三項(第二号に係る部分に限る。)」と、「裁判長」とあるのは「裁判長又は

裁判官」と、第二百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第七項において準用する第一項」とに改め、同条第十項中「者」との下に、「第二百二十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三条第十項において準用する第二項」とを加える。

第五百十五条第四項中「第四項」を「第六項」に、「第六百六十八条第二項」を、「第六百六十八条第四項」に改める。

第八編 雑則

第五百十七条 この法律における主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令とする。

(刑法の一部改正)

第三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(電子計算機損壊等公務執行妨害)

第九十五条の二 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以上の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百十五条第一項を次のように改める。  
行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。  
一 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名(以下この章、第六百六十五条及び第六百六十七条において「印章等」という。)を使用し

て公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画(以下この章において「文書等」という。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為

二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等(印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第六百六十五条及び第六百六十七条において同じ。)を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等(文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為

第九十五条第二項中「又は公務員」を「若しくは公務員」に、「又は署名した文書又は図画」を「若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に改める。

第九十六条中「文書を」「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「印章又は署名」を「印章等又は電磁的記録印章等」に改める。

第九十七条第二項中「又は旅券」を「若しくは旅券」に、「させた」を「させ、又は電磁的記録文書等その他の電磁的記録であつて、免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として用いられるものに不実の記録をさせた」に改める。

第九十八条第一項中「文書を」「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「又は前条第一項」を「同条第一項」に、「供した」を「供し、又

は同条第二項の電磁的記録を人の事務処理の用に供した」に改める。

第九十九条第一項を次のように改める。  
行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三年以上五年以下の拘禁刑に処する。

一 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造し、又は偽造した他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為

二 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造する行為

第九十九条第二項中「又は署名した権利、義務又は」を「若しくは署名した権利、義務若しくは」に、「文書又は図画」を「文書等又は他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書又は図画」を「文書等又は電磁的記録文書等」に改める。

第一百零一条中「公務所を」「公務所」に、「検案書又は」を「検案書若しくは」に、「した」を「し、又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であつて、診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若しくは一部として用いられるものに虚偽の記録をした」に改める。

第一百零一条第一項中「文書を」「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「記載」を「記載若しくは記録」に改める。

第一百零五条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

電磁的記録記号(記号として表示されることとなる電磁的記録をいう。次項において同じ。)を加え、同条第二項中「記号」の下に「若しくは電磁的記録記号」を加える。

第六百六十七条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。  
前項の規定により宣誓をさせる場合においては、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が、起立して、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面又はその旨を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の内容を朗読し、検察審査員及び補充員をして、当該書面に署名押印させ、又は当該電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらせなければならない。

第十六条第三項及び第四項を削る。

第二十二条の次に次の一項を加える。  
招集状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十三条中「検察審査員及び補充員に対する」を削り、「場所及び」を「及び場所並びに」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二十四条中「因り」を「より」に、「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条中「の申立」を「の申立て」に、「且つ申立の理由を明示しなければ」を「又は法務省

令で定めるところにより電磁的方法(電子情報処理組織)検査審査会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第四十条において同じ。)と審査の申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により、かつ、その理由を明示してしなければ」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。  
検査審査会は、前項の規定により検察官に意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検査審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、相当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

第三十五条の二第二項中「前条を」前条第一項に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十七条第二項中「その呼出を」第一項の規定による呼出し」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検査審査会は、前項の規定により審査申立人又は証人を尋問する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検査審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、相当と認めるものに審査申立人又は証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

第三十八条に次の一項を加える。

検査審査会は、前項の規定により相当と認める者から法律その他の事項に関し専門的助言を徴する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検査審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、相当と認めるものに当該相当と認める者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、専門的助言を徴することができる。

第三十八条の二中「意見書」の下に「電磁的記録をもつて作成するものを含む。」を加える。

第四十条中「附した議決書を」付した議決書(電磁的記録をもつて作成するものを含む。第四十一条の七第一項において同じ。)」に、「謄本」を「謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることを証明がされたもの」に、「七日間」を「七日間、議決の要旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、議決の要旨が記載された書面を」に、「議決の要旨を揭示し、且つ」を「揭示し、又は議決の要旨を当該検査審査会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置き、かつ」に、「申立を」申立て」に、「かかる」を「係る」に改める。

第四十一条第一項及び第二項中「議決書の謄本」を「規定による」に改める。

第四十一条の二第二項中「より当該議決に係る議決書の謄本」を「よる」に改める。

第四十一条の六第二項に次のただし書を加える。

ただし、検察官に異議がない場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検査審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、相当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べる機会を与えれば足りる。

「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に、「その議決書の謄本を」当該議決書の謄本又は当該議決書に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一であることを証明がされたもの(第四十一条の九第二項において「起訴議決書謄本等」という。))に改める。

第四十一条の九第一項中「議決書の謄本」を削り、同条第二項中「場合」を「規定による指定があつた場合」に、「議決書の謄本」を「起訴議決書謄本等」に、「第四十一条の七第三項ただし書」を「第四十一条の七第三項に、「前項の規定により裁判所がした」を「当該」に改める。

第四十三条第二項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

第五十条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の五」に改める。

第五条の二第二項以後段として次のように加える。

この場合において、当該記録の全部又は一部が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第二章第一節に次の二条を加える。  
(電子情報処理組織による申立て等)

第五条の四 検察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以下この条及び次条において「申立て等」という。)については、口頭である場合を除き、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。この場合において、当該申立て等がこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものであるときにおけるこの法律その他の当該申立て等に関する法令の規定の適用については、当該法令に特別の定めがある場合を除き、当該方法によりされた当該申立て等は、当該書面をもつてされたものとみなす。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、検察官又は弁護士である付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第五条の五 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六条の五の見出し中「鑑定嘱託を」を「鑑定嘱託等」に改め、同条第一項中「捜索」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。次項及び第十五条において同じ。)、捜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項及び第十五条において単に「電磁的記録提供命令」という。)」に改め、同条第二項中「(昭和二十三年法律第三十一号)を削り、「捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」に、「これを」を「ついで」に改める。

第六条の六第一項中「とともに」を「及び電磁的記録と共に」に改め、同条第二項中「証拠物」の下に「電磁的記録であるものを含む。第二十二條の二第三項及び第四十五條の三第二項において同じ。」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 呼出状及び同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十二條に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項の同行状について準用する。

第十五條の見出しを「(検証、押収、捜索等)」に改め、同条第一項中「又は捜索」を「捜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同条第二項中「及び捜索」を「捜索及び電磁的記録提供命令」に、「これを」を「ついで」に改める。

第二十六條第五項を次のように改める。

5 第十一条第三項の規定は第二項の呼出状及び前二項の同行状について、第十三條の規定は前二項の同行状について、それぞれ準用する。

第三十二條の四第二項後段を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項の申立書の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 抗告受理の申立てを受けた原裁判所は、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを高等裁判所に送付しなければならない。

一 抗告受理の申立てが第五条の四第一項の方法によりされた場合 ファイルに記録されている申立書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)

二 抗告受理の申立てが申立書の差出しによりされた場合 当該申立書に記載されている事項を記録した電磁的記録(第五条の五ただし書の場合にあつては、当該申立書)

第三十二條の五第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第六條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「新法第四十六條」を「刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十六條第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑事訴訟法第四十六條第二項の規定により訴訟関係人から同項に規定する書面又は電磁的記録の提供を請求する場合の費用の額は、当分の間、当該書面については用紙一枚につき六十円、当該電磁的記録については一件につき八千四百円とする。

(刑事補償法の一部改正)

第七條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第九條の次に次の二條を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

第九條の二 代理人が弁護士であるときは、当該代理人は、申立て、請求その他の裁判所に對してする申述であつてこの法律に規定する

もの(以下この条及び次条において「申立て等」という。)については、口頭である場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と当該代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、同項の代理人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第九條の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第十四条中「聞き」を「聴き」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)をもつて決定書を作成しなればならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならぬ。

3 前項の場合において、裁判所は、決定書の謄本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録を、検察官及び請求人に送達しなればならない。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第八条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「当該被疑者を」を「入国警備官に対し、当該被疑者を引き渡すとともに」に、「とともに入国警備官に引き渡す」を「並びに電磁的記録を提供する」に改め、同項第二号中「書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す」を「入国警備官に対し、書類及び証拠物並びに電磁的記録を提供する」に改める。

第七十三条の三第一項中「在留カード」の下に「又は入国警備官として表示されて行使されることとなる在留カード電磁的記録(次項及び第三項において「在留カード等」という。)」を加え、同条第二項及び第三項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード等」に改める。

第七十三条の四第一項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード(偽造され、又は変造された前条第一項の在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「ともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」と共に「に」に改める。

第十二条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて」に、「刑事訴訟法を」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して」を「について同条第三項の規定による措置をとつて」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第十三条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百二条の二

第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という)に、「は」を「は」、検察官若しくは司法警察官が「に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から合衆国軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第十六条第四項中「勾引」の下に「ついで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名とあるのは「事項」と読み替へるものとする。

第十六条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十七条の見出しを「書類等の提供等」に改め、同条中「又は証拠物を」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを

一時貸与し、若しくは引き渡すこと。  
二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十九条第一項中、「若しくは」を「若しくは」に、「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)

第十条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下」を「次条第三項及び第四項、第六条の二第一項並びに第六条の三第二項を除き、以下」に、「けん騒」を「けん騒」に改める。

第三条第二項中「あたる」を「該当する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第一項に該当する行為を直接に知り得

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所に対し、同項の規定による制裁を科すべき旨の請求をすることができる。

一 裁判所が請求する場合 その裁判所を構成する裁判官所属の裁判所

二 裁判官が請求する場合 その裁判官所属の裁判所

4 前項の請求があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が、裁判をする。

一 裁判所が請求した場合 その裁判所を構成する裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

二 裁判官が請求した場合 その裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

第三条の次に次の一条を加える。  
(弁護士)の補佐  
第三条の二 裁判所は、制裁を科する裁判の手續が遅延するおそれがないと認める場合には、本人に事件につき弁護士の補佐を受けさせることができる。

2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けることができる。

第四条第四項中、「第八十五条第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五条第二項」及び、「第二十五條第二項」を削り、「第二百二十七條第二項」を「並びに」に改め、「並びに」を削り、「別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」を「同法第二百二十七條第二項中「第三百三十二條の十三」とあるのは、「法廷等の秩序維持に関する法

律第六條の五」とに改める。

第五條の見出し中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「申立て」を「申立て」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の抗告をする場合には、本人は、弁護士を代理人に選任することができる。

第六條第一項中「申立て」について高等裁判所を「申立て」について高等裁判所に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「誤」を「誤り」に改め、同項第三号中「申立て」を「申立て」に改め、同条第三項中「及び第三項」を、「第三項及び第四項」に改め、同条の次に次の四條を加える。  
(電子情報処理組織による申立て等)  
第六條の二 制裁を科する裁判に関する手續における申立て、請求その他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもつてするものとされてきているものであつて、裁判所又は裁判官に対してするもの(当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託裁判官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第六條の五を除き、以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用

して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法によりされた申立て等(次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。  
(電子情報処理組織による申立て等の特例)  
第六條の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等については、口頭でするときはこの限りでない。

一 第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士 当該本人を補佐する事件

二 第五条第四項(第六條第三項において準用する場合を含む。)の規定により代理人に選任された弁護士 当該代理人に選任された事件

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第六條の四 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。  
(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

第六條の五 裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならぬ。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第七條第三項を次のように改める。  
3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)第六十二條第二項、第六十四條(第一項各号を除く。)、第七十條第一項本文、第七十一條、第七十二條、第七十三條第一項前段及び第三項、第七十四條、第二百二十六條並びに第二百二十七條の規定は、収容状について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の四 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。  
(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

<p>第六十四条第一項</p>	<p>氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項</p>	<p>氏名、住居、年齢、監置の期間その他収容に必要な事項</p>
<p>第六十四条第二項及び第七十三条第一項第二号</p>	<p>裁判長又は受命裁判官</p>	<p>裁判官</p>
<p>第七十条第一項</p>	<p>検察官</p>	<p>裁判官</p>
<p>第七十二条第一項</p>	<p>裁判長</p>	<p>裁判官</p>
<p>第七十三条第三項</p>	<p>ついて第一項各号又は前項各号</p>	<p>ついて第一項各号</p>
<p>前二項</p>	<p>公訴事実の要旨及び令状</p>	<p>同項前段</p>
<p>号</p>	<p>第一項各号又は前項各号</p>	<p>同項各号</p>

別表を削る。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第十一条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二」を「いずれかに」に、「又は」を

「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。」又は「一」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「を添附し」を「(電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。)を添えて」に改め、同条第一号中「行なわれたを」行なわれたに改め、同条第二号中「行なわれたを」行なわれたに、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項中「引渡し」の請求に関する書面

の「を削り、「一」を「いずれかに」に改める。

第五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中、「有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに」を「及び」に、「を記載し、裁判官が記名押印しなれば」を「のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 拘禁許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状を返還しなければならない旨
- 二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手する許可状に記録された事項及び前条第五項

ることができず東京高等検察庁の検察官(次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁許可状による拘束をさせる場合にあつては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から拘禁許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならない旨

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。
- 5 拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京高等裁判所の裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 拘禁許可状が書面による場合 記名押印すること。
- 二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(拘禁許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第六条第二項中「これを」を削り、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 拘禁許可状が書面である場合 拘禁許可状を示すこと。
- 二 拘禁許可状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び前条第五項

(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第六条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十三条第三項中「ついて第一項各号又は前項各号」とあるのは「ついて第一項各号又は前項各号」とあるのは、「前二項」とあるのは「同項」と、「第一項各号又は前項各号」とあるのは、「同項各号」と読み替えるものとする。

第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「審査の請求」を付し、同条第一項中「判らぬ」を「分らない」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

- 2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該審査の請求に係る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。
- 3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したものとみなす。



第二十二條第五項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

第二十二條第七項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「謄本」を「謄本又はファイル」に記録された当該裁判書に係る電磁的記録に改める。

第二十三條第一項中「一」を「いずれかに」に、「関係書類を添付し」を「又は電磁的記録に關係書類を添えて」に改める。

第二十四條中「書面の」を削る。

第二十五條第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十六條第一項中「引渡し」の請求に関する書面を削り、「一」を「いずれかに」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第二十七條第一項中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録を送付して行う告知は、これを受ける者に異議があるときは、行うことができない。

第二十八條第一項中「書面の」を削る。  
(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)  
第十二條 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二

項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」と共に改める。

第四條第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一一條第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法を」同法に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五條第二項」を「第二百五條第三項」に改める。

第五條中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百一一條第二項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」というに、)は、」を「は、」に改め、検察官若しくは司法警察員が「に改め、同条ただし書中「検証の囑託」を「電磁的記録提供命令又は検証に、」又は裁判官からする「を若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に囑託して行う」に改める。

第八條第四項中「勾引」の下に「ついで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四條第二項第二号に係る部分に限る。」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。  
第八條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

れば」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九條の見出しを「書類等の提供等」に改め、同条中「又は証拠物を」若しくは「証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。  
二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。  
三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

第九條に次の一項を加える。  
2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一條第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

(交通事件即決裁判手続法の一部改正)  
第十三條 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「差出」を「提出」に改め、同条中「と同時に」を「を」する際は、併せて「に」、「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十條の見出し中「取調」を「取調べ」に改め、同条第三項中「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録に、「取調」を「取調べ」に改める。

第十一條中「差し出した」を「提出した」に、「証拠物を」証拠物並びに電磁的記録に、「取調」を「取調べ」に、「すべて」を「全て」に、「基づいて」を「基づいて」に改める。  
第十七條中「の外」を「のほか」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四條の第二項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)」のと、同項中「その他の」とあるのは、「交通事件即決裁判手続法その他の」とする。

第十七條に次の一項を加える。  
2 即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四條の三の規定は適用せず、同項の規定による同法第五十四條の四の規定の適用については、同条中「申立て等」が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。)、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立

て等」とあるのは「即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起が、裁判所の規則の定めるところにより、当該即決裁判の請求及びこれと同時にする公訴の提起」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」とする。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「引渡を」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「ともに」を「並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」と共に「に改める。

第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「についで同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百五条第三項」に改める。

第五条中「記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む)」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。))」に、「は」を「は、検察官若しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「検託の嘱託を」を「電磁的記録提供命令又は「検証」に、「又は裁判官からする」を若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意

を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第八条第四項中「勾引」の下に「ついで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第八条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九条の見出しを「書類等の提供等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたも

の作成して提供すること。  
第九条に次の一項を加える。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を再生し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条第一項中「提出」を「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用してその電磁的記録の提出」に改める。

(刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第十五条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三条第一項中「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「その申立ての書面」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に、「書面が送付された」を「送付がされた」に、「はじめから」を「初めから」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 参加の申立てが前項の書面によりされた場合 当該書面に記載されている事項を記録した電磁的記録(第十二条の規定により適用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第

百三十一号)第五十四条の四ただし書の場合にあつては、当該書面)

二 参加の申立てが第十二条の規定により読み替えて適用する刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されている前項の書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(第十二条の規定により適用する同法第五十四条の四ただし書の場合)にあつては、同条の記録媒体に記載されている同項の書面に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)

第三条第三項ただし書中「第一項ただし書を」を「同項ただし書」に改め、同条第六項中「きき」を「聴き」に改める。

第六条第一項中「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を削り、同条第二項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「さらに」を「更に」に改める。

第十条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「及び第四十条を」を「第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三」に、「代理人に」を「代理人について」に改める。

第十二条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この法律又は刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)」のと、同項中「その他」とあるのは、「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法その他」とする。

第十三条第三項中「きき」を「聴き」に改め、同条第五項中「行ない」を「行い」に改め、同条第八項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第九項中「行なう」を「行う」に改める。

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正)  
 第十六条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「さん橋賃」を「棧橋賃」に、「裁判所が相当を」を「裁判所書記官が相当」に、「裁判所が支給」を「裁判所書記官が支給」に、「において裁判所」を「において裁判所書記官」に改める。

第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

第八条第一項ただし書中「場合」の下に「同法第一百五十七條第五項又は第二百八十八條の二若しくは第三百十六條の七第二項(同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。)(の規定により尋問に立ち会い、又は期日に出席したものともなされる場合を含む。)」を加え、「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。  
 (成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第十七条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「職務強要」の下に「第九十五條の二(電子計算機損壊等公務執行妨害)」を加える。

(国際捜査共助等に関する法律の一部改正)

第十八条 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改める。

第四条中「又は」を「(電磁的記録を含む。)(又は

は)」に、「に關係書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に關係書類(電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第六條において同じ。))を添へ」に改める。

第五条第一項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「の提供」を「(電磁的記録を含む。以下この項及び第十四條第四項において同じ。)(の提供)」に、「その書類」を「その訴訟に關係する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六条及び第七條第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第八條第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「の物」の下に「又は電磁的記録」を、「証明書」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項、次条及び第十條第三号において同じ。)」を加える。

第十一條中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十二條中「又は押収物の還付」を「刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(を含む。)、押収物の還付、同項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(、次条において準用する同法第二百十八條第三項の規定による命令又は次条において準用する同法第二百二十二條第一項において準用する同法第二百二十三條の二第一項の規定による複

写)」に改める。

第十四條第四項中「書面の」を「書面又は電磁的記録の」に、「当該書類」を「当該訴訟に關係する書類」に、「謄本を」を「謄本若しくは当該訴訟に關係する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に關係する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの(第二号において「当該訴訟に關係する書類等」という。))」に、「(共助の要請に關係する書面を法務大臣に返送しなければ)」を「(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 共助の要請に關係する書面の送付を受けた場合 当該書面を法務大臣に返送すること。  
 二 共助の要請に關係する電磁的記録の送付を受けた場合 当該訴訟に關係する書類等を送付することができない旨を法務大臣に通知すること。

第十五條及び第十六條第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八條第一項第二号及び第八項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第九項中「提示を」の下に「求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提示を」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

第十九條第一項第一号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十條第一項中「受領許可証の下に」(電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。))を加え、同条第四項中「受領許可証を示して」を「、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 受領許可証が書面である場合 受領許可証を示すこと。  
 二 受領許可証が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可証に記録された事項を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。  
 2 受入移送拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)  
 第十九條 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の謄本及び当該電磁的和解記録の内容の全部を証明した電磁的和解記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次の一項を加える。

2 前項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録した電磁的記録を保管する方法によることができる。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による再審保存記録(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)の保存について準用する。

第四条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「保管記録」の下に「その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。」を、「謄本」の下に「又はその内容を記録した電磁的記録」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録の閲覧については、第二項の規定を準用する。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項及び第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「裁判書」の下に「(電磁的記録を含む。別表において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保管記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、前項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを視聴させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法によるものとする。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「、第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第二項及び第五項」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九条第四項中「又は第二項」を「から第三項

まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定による刑事参考記録(その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。)の保存について準用する。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第二十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「特別永住者証明書」の下に「又は特別永住者証明書として表示されて行使されることとなる特別永住者証明書の電磁的記録(次項及び第三項において「特別永住者証明書等」という。)」を加え、同条第二項及び第三項中「偽造又は変造の特別永住者証明書」を「偽造され、又は変造された特別永住者証明書等」に改める。

第二十七条第一項中「偽造又は変造の特別永住者証明書」を「偽造され、又は変造された特別永住者証明書(偽造され、又は変造された前条第一項の特別永住者証明書の電磁的記録が記録されたものを含む。)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部

改正)

第二十一条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、「に係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「に改め、同条の次に次の一条を加える。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第十七条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(不正競争防止法の一部改正)

第二十二条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同法第四十条の二第二項に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状に

記載すべき事項を電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。)の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合(当該措置に係る個人特定事項(同法第二百七十一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。)の全部について同法第二百七十一条の五第一項の規定があつた場合を除く。)においては、前項後段の規定は、適用しない。この場合において、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、同法第二百七十一条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の規定があつたときは、最高裁判所規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならぬ。

一 刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。

第二十六条第二項中「及び搜索」を「電磁的記録提供命令(第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。)、搜索及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)」に、「記載した書面並びに押収した物」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押収した物及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)」により提供させた電磁的記録に、「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」に改める。

第二十七条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第二十八条中「又は」を「若しくは」に、「朗読」を「朗読又は同法第三百七条の二第一項若しくは第二項の規定による電磁的記録の内容の朗読」に改める。

第三十三条中「第十九条を」第十八条の三及び第十九条に、「一章第一節」とあるのは、「を」に係る登記等とあるのは「に係る登記若しくは登録」と、「一章第一節」とあるのは「に改め、同条の次に次の一条を加える。

(没収の裁判の執行における移転命令違反) 第三十三条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正) 第二十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

(特定電子移転財産権の没収の裁判の執行) 第十八条の三 第二十七条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準ずる者がいないもの(権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要するものを除く。)であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの(以下この条及び第三十条の二において「特定電子移転財産権」という。)の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第二項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を檢察官に移転する方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。)であつてこれを他の者に移転することができるもの(以下「特定電子移転財産権を檢察官に移転させる方法」という。)により行うことができる。

(没収の裁判の執行における移転命令違反) 第十八条の四 正当な理由がなく、前条ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第十九条第二項中「抄本を」抄本(裁判書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該裁判書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記載されている事項と同一であることを証明がされたもの)に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十条中「登記又は登録(以下「及び」という。)を削る。

第二十二條第三項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 没収保全命令又は附帯保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 没収保全命令又は附帯保全命令を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。

二 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置 没収保全命令又は附帯保全命令に記載された事項を電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面、書面その他のものに表示し

たときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

5 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記載しなければならぬ。

第二十三条第二項中「関係書類」の下に「電磁的記録を含む。」を加え、同条第七項中「檢察庁の掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を檢察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を檢察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置くことにより」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて更新の裁判の裁判書を作成しななければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記載しななければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

9 前項の規定による公告の期間は、同項の措置を開始した日から七日間とする。

第二十四条第二項中「命令」を「没収保全命令」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記載された当該没収保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第二十七条第二項中「及び」を「(没収保全命令が電磁的記録である場合にあつては、ファイル

六七

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

に記録された当該没収保全命令に係る電磁的記録（以下同じ。）及び「以下」を「裁判書が電磁的記録である場合にあつては、ファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録。以下」に改め、同条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第五項中「登記事項証明書」を「旨及び最高裁判所規則で定める事項」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第三十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
（特定電子移転財産権の没収保全）

第三十条の二 特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、特定電子移転財産権の権利者に送達しなければならない。

3 特定電子移転財産権の没収保全命令の執行は、特定電子移転財産権を検察官の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であつてこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官の管理に移させる方法により行うことができる。

4 特定電子移転財産権の没収保全の効力は、前項本文の規定により特定電子移転財産権が検察官の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。  
（没収保全における移転命令違反）  
第三十条の三 正当な理由がなく、前条第三項ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。  
第三十一条第一項中「前条」を「第三十条の二」に、「財産権」を「財産に係る権利」に改める。  
第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。第三十九条の二において同じ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて決定の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。  
第三十九条第二項中「命令の謄本」を「附帯保全命令の謄本（当該附帯保全命令が電磁的記録である場合にあつては、当該附帯保全命令に記録されている事項を記載した書面であつてその内容が当該附帯保全命令に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。次条において同じ。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（謄本の提出に代わる措置）  
第三十九条の二 検察官は、第三十八条第三項の規定による裁判書の謄本の提出又は前条第二項の規定による附帯保全命令の謄本の提出に代えて、最高裁判所規則の定めるところにより、当該裁判書又は当該附帯保全命令に係

る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、検察官は、これらの謄本を提出したものとみなす。  
第四十一条第一項中「命令」を「附帯保全命令」に改める。  
第四十二条第四項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条第五項中「第二十二條第四項及び第五項」を「第二十二條第六項及び第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 追徴保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。  
一 追徴保全命令を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。  
二 追徴保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（追徴保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

6 追徴保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。  
第四十三条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。  
第四十四条第二項中「追徴保全命令の謄本」を「当該追徴保全命令の謄本又はファイルに記録された当該追徴保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第五十条第一項中「書類の」を削り、「第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条及び第百十二条第二項」を「第百九条の四」に改める。

改め、同項後段を次のように改める。  
この場合において、同法第百九条の第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。  
第五十条第二項を次のように改める。  
2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。  
第五十三条に次の一項を加える。

2 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の準用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは、没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの請求」と、「当該書面に記載され、又は当該とあるのは「当該と読み替えるものとする。  
第七十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項第七号中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改める。  
第七十三条第一項中「第八條第二項」の下に「及び第三項、第八條の二」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

改め、同項後段を次のように改める。  
この場合において、同法第百九条の第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。  
第五十条第二項を次のように改める。  
2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。  
第五十三条に次の一項を加える。

2 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の準用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」とあるのは、没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの請求」と、「当該書面に記載され、又は当該とあるのは「当該と読み替えるものとする。  
第七十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項第七号中「記録命令付差押え、搜索」を「搜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改める。  
第七十三条第一項中「第八條第二項」の下に「及び第三項、第八條の二」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

改め、同項後段を次のように改める。  
この場合において、同法第百九条の第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。  
第五十条第二項を次のように改める。  
2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。  
第五十三条に次の一項を加える。

2 第五十三条第二項の規定は、この章の規定による没収保全及び追徴保全の請求について準用する。

別表第一第四号中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印公文書変造」を「有印公文書等偽造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書等偽造」に改め、同表第十号中「裁判」を「若しくは同法第九十五条の二(電子計算機損壊等公務執行妨害の罪(裁判))に改める。

別表第三第二号又中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書等偽造」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 傍受令状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)によることができる。

第六条の見出しを「傍受令状の記載事項等」に改め、同条第一項中「有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、

同項ただし書中「記載すれば」を「記載し、又は記録すれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傍受令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず傍受令状を返還しなければならない旨  
二 傍受令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず検察官又は司法警察官の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)から傍受令状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 傍受令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。  
一 傍受令状が書面による場合 記名押印すること。  
二 傍受令状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(傍受令状に記載された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第七条第二項を次のように改める。  
2 前項の規定による延長の裁判をする場合において、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。  
第七条に次の一項を加える。

3 前項の裁判書には、延長する期間及び理由

を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 前項の裁判書を書面をもって作成する場合 記名押印すること。  
二 前項の裁判書を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置(同項の裁判書に記載された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第十条の見出しを「傍受令状等の提示」に改め、同条第一項中「傍受令状」の下に「(一)について」を加え、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傍受令状が書面である場合 傍受令状を示すこと。  
二 傍受令状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、傍受令状に記載された事項及び第六条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第十条第二項を次のように改める。  
2 前項の規定は、傍受ができる期間が延長された場合における第七条第二項の裁判書について準用する。この場合において、前項第二号中「第六条第二項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは、「第七条第三項(第二号に

係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第十五条及び第十六条中「記載されて」を「記載され、又は記録されて」に改める。  
第十八条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。  
第十九条中「に記載された」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に改める。

第二十条第一項中「の記載する」を「又は第七条第二項の裁判書の記載し、又は記録する」に改める。  
第二十一条第八項中「実施は、傍受令状に記載された」を「実施は、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に、「ときは、傍受令状に記載された」を「ときは、傍受令状又は同項の裁判書に記載され、又は記録された」に改め、同条第九項中「に記載された傍受が」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受が」に改め、同項ただし書中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二十三条第三項中「記載」を「記載又は記録」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十八条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「する時」を「を請求する時」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三十条第一項第五号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十九条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

別表第二第二号ハ中「第二百三十六条第一項」を「第二百三十六条」に改め、同号ト中「第二百四十六条第一項」を「第二百四十六条」に、「第二百四十九条第一項」を「第二百四十九条」に改める。

〔犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正〕

第二十五条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第四条第四項中「前条第二項」を「前条第一項後段、第二項」に改める。

第五条第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第六条第一項中「請求書」の下に「電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十一条第二項及び第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十六条及び第十七条第一項中「記載を」記載又は記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「記載を」記載」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「記載した」を「記録した」に、「記載は」を「記録は」に改める。

第二十条第一項中「記載された」を「記録された」に、「対し」を「対し」、最高裁判所規則で定めるところにより、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項ただし書中「及び謄写」を「謄写及び複写」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 非電磁的和解記録の閲覧等(和解記録中次号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付をいう。)の請求
- 二 電磁的和解記録(和解記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第四項及び第六項において同じ。)に備えられたファイル(第三十二条第一項第二号及び第四十四条第一項第二号において単に「フ

イル」という。)に記録された事項に係る部分をいう。第四項において同じ。)の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(同項において「電磁的和解記録の閲覧等」という。)の請求

三 和解に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第二十条第二項中「前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付」を「前項各号に掲げる」に、「第九十二条第一項から第八項まで」を「第九十二条」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

- 4 電磁的和解記録の閲覧等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。
- 一 電磁的和解記録の閲覧 電磁的和解記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものを閲覧する方法
- 二 電磁的和解記録の複写 電磁的和解記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四号及び第六項において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法
- 三 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した書面の交付 電磁的和解記録に記載されている事項の全部又は一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が

電磁的和解記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを交付する方法

四 電磁的和解記録の内容の全部又は一部を証明した電磁的記録の提供 電磁的和解記録に記載されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的和解記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する方法その他の最高裁判所規則で定める方法

5 和解に関する事項を証明した書面の交付については、当該事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付する方法によるものとする。

6 和解に関する事項を証明した電磁的記録の提供については、当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して手続の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によるものとする。

第二十一条中「(第三百三十三条の第二項及び第六項を除く。)」を削り、同条の表第三百三十三条第二項の項を削り、同表第三百三十三条第三項の項中「及び」をいう。以下この章において同じ。を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等(非電磁的和解記録の閲覧等)同法第二十

条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。又は電磁的和解記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。に)に改め、同表第三百三十三條の二第一項の項中「第三百三十三條の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に係る」を削り、

「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の二第二項及び第三項の項を削り、同表第三百三十三條の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、同項の前に次のように加える。

第三百三十三條の二第五項	電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分)	電磁的和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項第二号に規定する電磁的和解記録)
第三百三十三條の二第五項及び第六項	電磁的訴訟記録等から	電磁的和解記録から

第二十一條の表第三百三十三條の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。

第二十二條第一項中「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定に係る」に改め、「同条第二十一條の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。」のうち起訴状抄本等(同法第二百七十一條の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。)に記載がないものを「除く」に、「訴因変更等請求書面(同法第三百二十二條第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十六條第一項において同じ。)に記載された」を「同条第一項の規定に係る」に、「のうち訴因

変更等請求書面抄本等(同法第三百二十二條の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十六條第一項において同じ。)に記載がないもの(同法第三百二十二條の二第四項)を「同条第四項に改め、同条第三項中及び第三百三十三條の四を、第五項及び第六項並びに第三百三十三條の四」に改め、同項の表第三百三十三條の二第二項の項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等(非電磁的和解記録の閲覧等(同法第二十条第一項第一号に規定する非電磁的和解記録の閲覧等をいう。又は電磁的和解記録の閲覧等(同項第二号に規定する電磁的和解記録の閲覧等をいう。をいう。第三百三十三條の四第二項において同じ。))に改め、同項

第三百三十三條の二第五項	申立てが	決定が
第三百三十三條の二第五項及び第六項	電磁的訴訟記録等(電磁的訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分)	電磁的和解記録(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項第二号に規定する電磁的和解記録)
第三百三十三條の二第五項及び第六項	電磁的訴訟記録等から	電磁的和解記録から

第二十二條第三項の表第三百三十三條の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、同表第三百三十三條の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第三百三十三條の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求する」を「以下この条において「証拠収集処分申立事件」という。の記録について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 非電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中次号に規定する電磁的処分記録を除いた部分)をいう。以下この号及び次項において同じ。の閲覧等(非電磁的処分記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本

若しくは抄本の交付をいう。の請求

- 二 電磁的処分記録(証拠収集処分申立事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分)をいう。の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供(第四項において「電磁的処分記録の閲覧等」という。の請求
- 三 証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求
- 第三十二條第二項中「同項に規定する記録」を「非電磁的処分記録」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「証拠収集処分申立事件の」に、「及び」を「複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。
- 4 第二十条第四項の規定は電磁的処分記録の閲覧等について、同条第五項の規定は証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第三十三條を次のように改める。





2 前項の場合において、当該職員は、その前に掲げる措置をとらせるものとする。

一 第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印すること。

二 前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(東京地方裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。))と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。を使用して当該審査の請求に係る事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

第八条に次の二項を加える。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京地方裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京地方裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるとき

は、この限りでない。

第九条中「前条を」前条第一項に改める。

第十条第二項中「前項を」第一項に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもって裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条中「前条第二項を」前条第三項に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「ともに」を「共に」に改める。

第十四条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十五条を次のように改める。

(受入移送命令の方式)

第十五条 第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に關係書類の謄本又は關係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

2 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、又は記録しなければならない。

3 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 記名

押印すること。

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置をとること。

第十九条第四項中「同法第七十三条第一項前段中「裁判所」を「同項前段中「裁判所」に改め、「刑事施設」との下に、「同項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「法務省令」と、「第六十条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第四項(第二号に係る部分に限る。)」の規定による措置に係る東京地方検察庁の検察官」とを加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「勾引状」を「勾引状」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「東京地方検察庁の検察官が記名押印しなければならない」又は記録しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京地方検察庁の検察官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 受入収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置(受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき、併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。)をとること。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の受入収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

2 前項の指揮は、書面又は電磁的記録により

行い、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの及び關係書類の謄本又は關係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 当該書面の謄本

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 当該命令に係る事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第二十一条中「及び第九項から第十一項まで」を「第六項及び第十一項から第十三項まで、第五百十三條の二に、「第四百八十七條を」第四百八十七條第一項に改める。

第三十条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条第一項中「署名押印しなければならない」を「署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければならない」に改め、同条第二項中「署名押印した」を「署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとつた」に、「書面を」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十五条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十六条中、「第三項及び第四項を」及び「第三項から第六項まで」に、「引渡しの」を「引渡し」の「に」、「第五項を」第六項に、「第十六条第四項を」第十六条第五項に、「示して」を「とつて」に改める。

第三十九条第一項中「本条を」この条に改め、同条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第四項中、「第三項及び第四項を」及び「第三項から第六項まで」に、「引渡しの」を「引渡し」の「に」、「第五項を」第六項に、「示して」を「とつて」に改める。

に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「とつて」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)第二十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第十五条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第二十三条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。)」に、「結果を記載した書面」を「結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第二十四条第三項中「、搜索」を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。を含む。次項において同じ。)、搜索、同条第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項において単に「電磁的記録提供命令」という。))に改め、同条第四項中「搜索を」電磁的記録提供命令、搜索」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)  
第二十四条の二 検察官及び付添人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述であつてこの章に規定するもの(以下この条及び次条において「申立て等」という。))については、口頭である場合を除き、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(次項及び次条において単に「ファイル」という。))に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、検察官又は付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をするることができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)  
第二十四条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第二十六条に次の一項を加える。  
4 第一項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十八条第四項中「これを当該対象者に示した」を「対象者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつ

た」に改め、「一の場所に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。

一 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

二 同行状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同行状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二十八条第五項中「を所持しないためこれを示す」を「について前項各号に定める措置をとる」に、「前項」を「同項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に定める措置をとらなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(映像等の送受信による通話の方法による審判期日における審判)  
第三十一条の二 裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内(裁判官及び精神保健審判員が審判期日における審判を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以外にある場所であつて、適当と認められるもの)に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる。この場合において、その場所中に在席した対象者は、その審判期日出席したものとみなす。

2 保護者又は付添人は、裁判所が前項の規定により審判期日における審判を行うときは、対象者が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した

付添人は、その審判期日出席したものとみなす。

第三十二条第一項中「証拠物」の下に「電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。))」を加え、同条に次の一項を加える。

3 処遇事件の記録又は証拠物を、第一項の許可を受けて閲覧し若しくは謄写する場合又は前項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第三十九条に次の一項を加える。  
4 この節に規定する審判についての第三十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「対象者又はその保護者若しくは」とあるのは、「検察官及び」とする。

第四十五条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第八十五条第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下「を削り、含む」の下に「第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ」を加える。

第九十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第九十九条第一項及び第五項中「第百条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第七項中「第二十八條第四項から」を「第二十六條第四項、第二十八條第四項から」に改める。  
第百四条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。  
(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第二十八條 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項を次のように改める。

3 補充裁判員は、訴訟に関する書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第六十五條において同じ。))を含む。以下この項において同じ。及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。))を閲覧することができる。この場合において、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第三十一條第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。  
第三十二條に次の一項を加える。

3 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、

その裁判員等選任手続の期日に出席したものとみなす。

一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内(裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。次号において同じ。)にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

第三十三條第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、裁判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八十八條第三項、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第九十七條第二項、第九十八條の三第二項、第九十九條第四項、第二百七十八條の三第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項中「第二百九十七條第二項」の下に、「第三百十六條の七第三項」を加え、同表第五百五十七條の四、第五百五十七條の六第一項、第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、第四百三十五條第七号ただし書の項中「第五百五十七條の四」を「第五百五十七條第四項、第五百五十七條の四」に改め、「第五百五十七條の六第一項」の下に

「第二百八十六條の三第一項、第三百十六條の三十四第五項」を加え、同条第二項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第六項」に改める。  
第六十五條の見出し中「記録媒体」を「電磁的記録」として改め、同条第一項中「記録媒体(映像及び音声を同時に記録することができるものをいう。以下同じ。))」を「録音及び録画を同時にを行う方法により電磁的記録として」に改め、同項ただし書中「記録媒体」を「電磁的記録」として改め、同条第二項中「同項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第三項中「記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「電磁的記録は、裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイル(第八十二條において単に「ファイル」という。)に記録して」に改め、同条第四項中「第四十條第二項、第八十條第二項及び第二百七十七條第二項を第四十條第三項、第八十條第三項及び第二百七十七條第三項」に改め、「訴訟記録に添付して」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録」に、「第三百五十五條第五項及び第六項」を「第三百七十七條の二第四項及び第五項」に改める。

第八十二條第一項中「第四十八條第三項」を「第四十八條第四項」に、「これを整理しなれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第二項中「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。  
第八十八條中を記載した書面を削る。  
(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正)

第二十九條 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二條第三項中「旨」を「旨を法務省令で

定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を「」に、「揭示する」を「揭示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機(入出力装置を含む。))の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「揭示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。  
(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)

第三十條 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條中「又は」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。又は、」に「関係書類を添付し」を若しくは「電磁的記録に係る書類(電磁的記録を含む。以下同じ。))を添へ」に改める。  
第六條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「の提供」を「電磁的記録を含む。以下この項及び第十條第四項において同じ。))の提供」に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第七條中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第九條第一項中「の証明書」の下に「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。))」を加える。  
第十條第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている

内容が当該訴訟に関する書類に記録されている

事項と同一であることを証明がされたものに改める。  
第十二条及び第十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一条ノ二第一項第二号中「記載シタル書面」とあるのは記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ第三号及第四号ニ於テ同じ)と、同項第三号中「記載シタル書面」とあるのは記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録と、「添付シタル」とあるのは「添へタル」と、同項第四号中「嘱託書」とあるのは「国際刑事裁判所が発スル協力請求書(電磁的記録ヲ含ム)と、「関係書類」とあるのは「関係書類(電磁的記録ヲ含ム)と、「添付スル」とあるのは「添へル」と読み替えるものとする。  
第十七条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第十八条第一項中「受領許可証の下に」電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項及び第三項において同じ。」を加える。  
第二十條第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第二十一條第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第五條第三項中「請求国の名称、有効期間」を「第五條第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改める。  
第二十二條第二項中「第三項」の下に、「第八條の二並びに第八條の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

条第二項とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二條第二項において準用する第八條第二項」と読み替えるものとする。  
第二十三條第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「の謄本」及び「平成十九年法律第三十七号」を削り、「又は第三号」との下に、「同法第十條第二項中「前項」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三條第一項」とを加え、「第三條第二号」を「同條第二号」に改め、「第四條第一項各号」とあるのは「同條第一項各号」と改め、「第八條第三項」を「第八條の三各号」に改める。  
第二十四條第七項、第二十五條第八項、第二十六條第六項及び第二十七條第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同條第四項第一号中「第五條第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一條第二項において準用する第五條第五項」と読み替えるものとする。  
第二十八條第一号中「決定の」を「決定について」に、「謄本」を「謄本又は同條第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十條第四項に規定する電磁的記録」に改める。  
第三十一條第一項中「第十六條第一項から第三項まで」を「第十六條(第五項を除く。）」に、「前條第五項」を「前條第六項」に改め、同條第二項中「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改める。  
第三十二條中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。  
第三十四條中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第三十五條第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「第五條第三項中「請

求国の名称、有効期間」を「第五條第四項中「引渡犯罪名、請求国の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改め、「引渡し」の請求に関する「を削り、「規定する」を「規定する書面又は電磁的記録の」に改め、同條第四項に後段として次のように加える。  
この場合において、同條第四項第一号中「第五條第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第三十五條第二項において準用する第五條第五項」と読み替えるものとする。  
第三十九條第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第四十四條第三項中、「第四項及び第六項並びに第二十三條第六項」を「から第六項まで及び第八項並びに第二十三條第七項」に、「同條第四項」を「同條第六項」に、「第二十三條第六項中」を「第二十三條第七項中」に改め、同條第五項中「第二十三條第七項及び」を「第二十三條第八項及び第九項並びに」に、「第二十三條第七項中」を「第二十三條第八項中」に改める。  
第四十六條第二項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第六項」に、「第二十三條第六項」を「第二十三條第七項」に、「第四項まで」を「第六項まで」に改め、「請求犯罪」との下に、「同條第五項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。）」と、同條第六項中「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」とを加える。  
第四十七條中「第八條第二項」の下に「及び第三項、第八條の二」を加える。  
第五十二條第一項第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。  
第六十四條の次に次の一条を加える。  
(電子計算機損壊等職務執行妨害)  
第六十四條の二 国際刑事裁判所職員が職務を

執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処す。

(更生保護法の一部改正)  
第三十一條 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))により、「を交付しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む」を「提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。  
ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。  
第四十四條に次の一項を加える。  
4 第二項の規定によりされた電磁的記録による通知(電気通信回線を通じてされたものに限る。は、刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。  
第四十六條第二項中「を交付しなければ」を「電磁的記録をもつて作成するものを含む」を「提供しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

第六十三条第七項中「第六十四条」を「第六十二

条第二項、第六十四条」に、「と、同法第六十四

条第一項」を「と、同法第六十四条第一項第

二号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職

員第七十条第二項の規定により刑事施設職員

が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施

設職員」とあるのは「保護観察官(更生保護法

第六十三条第六項ただし書の規定により警察官が

執行を嘱託された場合にあつては、保護観察官

及び警察官」と、同号、同条第二項及び同法第

七十三条第一項第二号」に改める。

第七十九条中「書面で」を「書面又は電磁的記

録により」に改める。

(少年院法の一部改正)

第三十二条 少年院法(平成二十六年法律第五

八号の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「含む」の下に、「次項に

おいて同じ」を加え、同条に次の一項を加え

る。

4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほ

(少年鑑別所法の一部改正)

第三十三条 少年鑑別所法(平成二十六年法律第

五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「書面で」を「書面又は電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によつては認識することができない方式で作

られる記録であつて、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。第七十八条第四

項において同じ)により」に改める。

第七十八条第三項中「含む」の下に、「次項に

おいて同じ」を加え、同条に次の一項を加え

る。

4 第一項ただし書の連戻状は、書面によるほ

か、最高裁判所規則の定めるところにより、

電磁的記録によることができる。

第七十九条第六項中「前条第三項」の下に「及

び第四項」を加える。

(日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との

間における相互のアクセス及び協力の円滑化に

関する日本国とオーストラリアとの間の協定の

て同条第三項の規定による措置をとつて、「に改

め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項

」を「第二百五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え(記録命令付差押

状の執行を含む)を「刑事訴訟法第百二条の二第

一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁

的記録提供命令により電磁的記録を提供させる

ことを含む。以下この条において単に「電磁的

記録提供命令」という)に改め、同条ただし書中

「検証を「電磁的記録提供命令又は検証に改め

る。

第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類

等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは

証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは

謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれ

を一時貸与し、若しくは引き渡す」を「これを

一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる

措置をとる」に改め、同条に次の各号を加え

る。

一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を

写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示

し若しくは再生したものを記載し若しくは記

録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求め、若し

くは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用す

る権限を有する者にその電磁的記録の提出」に

改める。

(日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北ア

イルランド連合王国の軍隊との間における相互

のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

との間の協定の実施に関する法律の一部改正)

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリ

テン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間

における相互のアクセス及び協力の円滑化に関

する日本国とグレートブリテン及び北アイル

ランド連合王国との間の協定の実施に関する法律(令

和五年法律第二十七号)の一部を次のように改

正する。

第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によつては認識することができない方式で作

られる記録であつて、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。以下同じ)を加

える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状

示して」に改め、同条第四項ただし書中「第

二百五十五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え(記録命令付差押

状の執行を含む)を「刑事訴訟法第百二条の二第

一項に規定する電磁的記録提供命令(当該電磁

的記録提供命令により電磁的記録を提供させる

ことを含む。以下この条において単に「電磁的

記録提供命令」という)に改め、同条ただし書中

「検証を「電磁的記録提供命令又は検証に改め

る。

第七条に次の一項を加える。

2 前項(第三号に係る部分に限る)の場合に

おいて、その保管する電磁的記録の閲覧は、

その内容を表示したものを閲覧し、又はその

記録提供命令」というに改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

第七条の見出し中「書類又は証拠物を」「書類等」に改め、同条中「又は証拠物を」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

第七條に次の一項を加える。  
第七條に次の一項を加える。

2 前項第三号に係る部分に限る。の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を再生したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複製し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九條第一項中「提出を」提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出に改める。

(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正)

第三十六條 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、令和五年法律第六十七号の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條を」「第十一條の二に、「第二十五條」を「第二十五條の三」に改める。

第八條第一項第二号中「次条第一項第二号及び第十條第一項第一号ロにおいて」を「以下」に改め、「第十條第一項第一号ロ」の下に「及び第十一條の二第一号ロ」を加える。  
第四章第二節に次の一條を加える。

第四條第二節に次の一條を加える。  
(対象電磁的記録の複写不許可決定)

第十一條の二 検察官は、保管電磁的記録(刑事訴訟法第二百十八條第一項又は第五百九條第一項の規定による電磁的記録提供命令(同法第二百二條の二第一項第一号ロに掲げる方法(電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。))による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七條第一項第四号において単に「電磁的記録提供命令」という。)により検察官、検察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であつて検察官が保管しているものをいう。以下この条及び第十二條の二において同じ。)が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

- イ 第九條第一項第二号に掲げる電磁的記録
- ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三條第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若し

くは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録

ハ 第九條第一項第三号に掲げる電磁的記録

二 次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二條第二項又は第五百十三條第六項において準用する同法第二百二條の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定による複写を許さないこととする決定をすること。

イ 当該保管電磁的記録  
ロ 当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録(ハにおいて「他の電磁的記録」という。)が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録

ハ 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この号(ロに係る部分に限る。)に規定する決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録

第十二條中「こと」を「こと(同法第二百二條第一項において準用する同法第二百二條第三項又は同法第五百十三條第一項において読み替えて準用する同法第二百二條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複製することを含む。)」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十二條の二 検察官は、保管電磁的記録が第十一條の二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると思料する場合において、同条第二号に規定する決定(以下「複写不許可決定」という。)をするときは、仮に当該保管電磁的記録

及び同号ロに規定する他の電磁的記録(以下「保管電磁的記録等」という。)の複写を許さないこととする決定をするものとする。この場合において、保管電磁的記録等は、刑事訴訟法第二百二條第二項又は第五百十三條第六項において準用する同法第二百二條の二第一項の規定により複写させることを要しない。

第十三條第一項中「より還付する」を「よる還付(同法第二百二條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。をする)」に改め、同条第二項中「より還付する」を「よる還付(同項において準用する同法第二百二條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。をする)」に改め、同条第三項中「第一項前段又は前項前段を」「前二項」に、「を還付する」を「について前二項に規定する還付をする」に改め、同条第七項中「を還付する」を「について刑事訴訟法の規定による還付(同法第二百二條第二項第一項において準用する同法第二百二條第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。をする)」に改める。

第十四條中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。  
ただし、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第十七條の見出しを「消去等決定等の名宛人及び聴聞の特例等」に改め、同条第一項中「又は第十一條」を「第十一條」に、「は、」を「複写不許可決定又は第十二條の二の規定による決定は、」に改め、同項に次の一号を加える。  
四 複写不許可決定又は第十二條の二の規定による決定をする場合 電磁的記録提供命令を受けた者

第十七条第二項中「又は消去命令」を、「消去命令又は複写不許可決定」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は消去命令」を、「消去命令又は複写不許可決定」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 検察官は、複写不許可決定(第十一条の二第二号八に係るものに限る。)を定める場合において、第十七条第一項第四号に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十一条の二第二号口に規定する他の電磁的記録を特定してこれの複写をしたい旨の申出があり、当該他の電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該他の電磁的記録の複写を許すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による複写を許さないことができる。

一 前項の申出をした者が同項の規定による複写に関する検察官の指示に従わないとき。

二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に対し、第十一条の二第二号口に規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、複写不許可決定において定めるものとする。

第十九条中「前条第一項」及び「同項」を「第十八条第一項及び前条第一項」に改める。

第二十条の見出しを「消去等決定等の方式等」に改め、同条第一項中「及び消去命令」を「消去命令、複写不許可決定及び第十二条の二の規定による決定」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をした場合 第十七条第一項第四号に定める者

第二十条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機(入出力装置を含む)の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第四章第四節に次の二条を加える。

第四十五条の二 検察官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める電磁的記録の複写を許さなければならない。

一 次に掲げる場合 保管電磁的記録等

イ 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、複写不許可決定をする必要がないと認められた場合

ロ 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により複写不許可決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができている期間を経過したとき。

ハ 複写不許可決定の取消しの訴え又は複

写不許可決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

二 イからハまでに掲げる場合のほか、検察官が、保管電磁的記録等について、保管の必要がないと認めた場合

二 複写不許可決定(第十一条の二第二号イ又はロに係るものに限る。)をした場合 保管電磁的記録のうち当該複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

三 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により複写不許可決定の一部を取り消し、又は変更する旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき 保管電磁的記録のうち、一部が取り消され、又は変更された後の複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

2 検察官は、前項の規定による複写を許された者の住所若しくは居所が分からないため、又はその他の事由により、同項の規定による複写をさせることができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項の規定による公告に係る電磁的記録について、公告の日から六月を経過しても複写の請求がないときは、検察官は、これを複写させることを要しない。

4 検察官は、保管電磁的記録等のうちに、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に複写させるべき電磁的記録があることが明らかなる場合には、これをその者に複写させなければならない。

5 前項の規定は、民事訴訟の手續に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(複写許可に係る電磁的記録の複写をしない場合の措置)

第二十五条の三 検察官は、第十八条の第二項又は前条第一項の規定により複写を許した電磁的記録について、複写を許した日から起算して六月を経過する日までに、その複写を許された者がその複写をしないときは、これを複写させることを要しない。

第二十六条第一項第一号中「又は消去命令」を「消去命令、複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定」に改める。

第四十条第一項第一号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改め、同項第三号中「について」を「若しくは保管電磁的記録等について」に改め、同条第二項中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

第四十四条第一号中「の申出」を「又は第十八条の二第一項の申出」に改め、同条第二号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第四項、第五条第四項、第十条第二項、第十八条第二項及び第三十九条〇及び第四十一条の規定、公布の日

二 第一条のうち、刑事訴訟法第三百七条の二の改正規定、同法中同条を第三百七条の三とし、第三百七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百二十一条第一項第一号及び第三百五十条の二十四第一項の改正規定、第三条の規定、第十七条の規定、第二十二條中不正競争防止法第二十八條の改正規定、第二

十三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)別表第一第四号及び第十号並びに別表第三第二号又の改正規定、第二十四条中犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第二第二号の改正規定並びに第三十条中国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八号、第二十一条第二項及び第二十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十三条の改正規定、第十二条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十四条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定(記載した書面)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)(二)に改める部分を除く。)、同法第三十三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十号の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十条の次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一条第一項及び第七十一条第一項第七号の

改正規定、第二十六条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(第四百八十七条)を第四百八十七条第一項に改める部分を除く。)、第二十七条中心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(次条第一項及び附則第十八条第一項において「医療観察法」という。))第二十四条第三項及び第四項の改正規定、第二十八条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五号第二項の改正規定、第三十四条中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六号の改正規定、第三十五号中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六号の改正規定並びに第三十六号中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八号第一項第二号の改正規定、同法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十号の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、第四十条第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の規定、附則第三十五号中

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十一条第七項の改正規定(及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四号)を、「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三号の二に改める部分に限る。))並びに附則第三十八号中財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第二十七条第二項ただし書の改正規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第八条中出入国管理及び難民認定法第七十三条の三及び第七十三条の四の改正規定並びに第二十条の規定 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五十九号)の施行の日

五 第二十三条中組織的犯罪処罰法第二十七条第五項の改正規定及び附則第十六条第二項の規定 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)の施行の日

六 第十条及び附則第十三条の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は附則第三条第一項に規定する特定日のいずれか遅い日 (記録命令付差押えに関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第十五条において「第三号施行日」という。))前に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の刑事訴訟法(以下この条において「第三号改正前刑事訴訟法」という。))、第五条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の少年法(同項において「第三号改正前少年法」という。))、第十八条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前

の国際捜査共助等に関する法律(同項において「第三号改正前国際捜査共助法」という。))、第二十三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の組織的犯罪処罰法(同項において「第三号改正前組織的犯罪処罰法」という。))又は第二十七条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の医療観察法(同項において「第三号改正前医療観察法」という。))の規定により記録命令付差押え(第三号改正前刑事訴訟法第九十九条の二に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。))に係る命令がされた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、第三号施行日前に第三号改正前刑事訴訟法、第三号改正前少年法、第三号改正前国際捜査共助法、第三号改正前組織的犯罪処罰法又は第三号改正前医療観察法の規定により記録命令付差押えに係る令状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

(公判調書等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に公訴の提起があった事件(以下「施行前刑事事件」という。))又は最高裁判所の定める刑事事件(以下「特定刑事事件」という。))であつて施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「特定日」という。))前に公訴の提起があったもの(以下「特定日前刑事事件」という。))に係る公判調書、公判前整理手続調書及び期日間整理手続調書(以下この条において「公判調書等」という。))については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における公判調書等については、この限りでない。

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案



(少年法の一部改正に伴う経過措置)  
第十条 申立て、請求その他の裁判所に対してする申述(以下この項並びに附則第十二条及び第十八条第一項において「申立て等」という。)であつて、施行前保護事件(施行日前にされた少年法第六条第一項の規定による通告又は同法第七條第一項の規定による報告に係る保護事件、施行日前に検察官、司法警察官、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致された保護事件及び施行日前に同法第五十五条の規定により移送された保護事件をいう。以下同じ。)又は特定日前保護事件(最高裁判所が定める保護事件であつて、特定日前にされた同法第六條第一項の規定による通告又は同法第七條第一項の規定による報告に係るもの、特定日前に検察官、司法警察官、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致されたもの及び特定日前に同法第五十五条の規定により移送されたものをいう。以下この項及び次条において同じ。)に係るものについては、第五条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の少年法第五條の四及び第五條の五の規定は、適用しない。ただし、施行前保護事件又は特定日前保護事件とこれらの事件以外の保護事件の審判を併せて行う場合における施行日以後施行日後に併せて行うこととなつた場合にあつては、それ以後の申立て等については、この限りでない。

併せて審判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。  
(刑事補償法の一部改正に伴う経過措置)  
第十二条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に関する補償請求の手續に係る申立て等については、第七条の規定による改正後の刑事補償法第九条の二及び第九条の三の規定は、適用しない。ただし、当該手續を施行前刑事事件又は特定日前刑事事件以外の刑事事件に関する補償請求の手續と併せて行う場合における施行日以後(施行日後に併せて行うこととなつた場合)にあつては、それ以後の申立て等については、この限りでない。  
(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 第十条の規定による改正後の法廷等の秩序維持に関する法律(次項において「新法廷等秩序維持法」という。)第四條第四項(民事訴訟法第二百五條第二項、第二百五條第二項(同法第二十八條第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十一條の二第二項及び第二百三十一條の三第二項の規定を準用する部分に限る。の)の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第六号施行日」という。)以後に行われた法廷等の秩序維持に関する法律第二條第一項に該当する行為(以下この条において「対象行為」という。)に係る制裁を科する裁判に関する手續における証人の尋問その他の証拠調べについて適用し、第六号施行日前に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手續における証人の尋問その他の証拠調べについては、なお従前の例による。

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十四条 施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る刑事訴訟費用等に関する法律第二條第一号又は第三号に掲げる旅費、日当及び宿泊料(以下この条において「旅費等」という。)の額については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件と施行日以後に公訴の提起があつた事件を併せて審判する場合又は施行前保護事件と施行日以後にされた少年法第六條第一項の規定による通告若しくは同法第七條第一項の規定による報告に係る保護事件若しくは施行日以後に検察官、司法警察官、警察官、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致され、若しくは同法第五十五条の規定により移送された保護事件の審判を併せて行う場合における旅費等の額については、この限りでない。  
(不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置)  
第十五条 第三号施行日から施行日の前日までの間における第二十二條の規定(附則第一条第三号に規定する改正規定に限る。)による改正後の不正競争防止法第二十六條第二項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「提供させた電磁的記録」とあるのは「提供させた電磁的記録を記録した記録媒体」とする。

(組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六条 第二十三條の規定(附則第一条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の組織的犯罪処罰法(以下この条及び附則第二十一條第一項において「新組織的犯罪処罰法」という。第二十三條第八項及び第九項(他の法律においてその例による場合を含む。))の規定は、施行日以後に公訴の提起があつたため没収保全が効力を失つた場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。  
2 第二十三條の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の組織的犯罪処罰法第二十七條第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に没収保全の登記をした場合について適用し、同日前に没収保全の登記をした場合については、なお従前の例による。  
3 新組織的犯罪処罰法第五十條第二項(第三十條の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(附則第二十一條において「新国際刑事裁判所協力法」という。))第四十七條において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。)において準用する民事訴訟法第百條第二項の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する送達報告書の提出については、適用する。

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき保護事件を定めるに当たつては、保護事件に関する手續における情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が通減するよう適切に定めるものとする。

2 新法廷等秩序維持法第六條の二から第六條の五までの規定は、第六号施行日以後に行われた対象行為に係る制裁を科する裁判に関する手續における申立て、請求その他の申述について、適用する。

16 新組織的犯罪処罰法第五十條第一項において準用する民事訴訟法第百十一條から第百十三條までの規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達について適用し、施行日前に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、施行前刑事事件又は特定刑事事件における送達報告書の提出については、新組織的犯罪処罰法第五十條第一項において準用する民事訴訟法第百條第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(以下「犯罪被害者等保護法」という。)

第二十五条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法(次項において「新犯罪被害者等保護法」という。)

3 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る新犯罪被害者等保護法第四十五条において準用する民事訴訟法第三十二条の四第一項の処分

4 施行前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件(以下この項において「施行前損害賠償命令事件」という。)

係る損害賠償命令の申立てに係る事件(以下この項において「特定日前損害賠償命令事件」という。)

第十八条 医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件(以下この条において単に「処遇事件」という。)

「施行前処遇事件」という。)

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき処遇事件を定めるに当たっては、処遇事件に関する手続

第十九条 施行前処遇事件又は特定日前処遇事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。

録については、この限りでない。

第二十条 第二十九条の規定による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十二条第三項の規定は、施行日以後に

第二十一条 新国際刑事裁判所協力法第四十四条第五項において準用する新組織的犯罪処罰法第二十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理が開始された場合における

2 第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における新国際刑事裁判所協力法第六十四条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

第二十二条 施行日前に開始した第三十六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)

された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第十七条第三項において読み替えて適用する行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第四項(同法第二十二條第三項において読み替えて準用する場合を含む。)

2 第三十六条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同法第十一条の規定による命令又は同法

第二十三条 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「判決の原本にその旨を附記しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合、当該裁判書又は当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつた旨を付記すること。

行の免除又は復権があつた旨を記録すること。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百条第二項中「謄本」を「謄本(判決が電磁的記録である場合にあつては、当該電磁的記録)」に改め、同条第三項中「判決の謄本の」を削る。(国会法の一部改正)

第二十五条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項中「の写し」の写し(令状が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))である場合にあつては、令状に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第百条第二項において同じ。)に改める。

第百条第二項中「の写し」を「の写し」に改め、同条第五項中「付した」を「付した」に改める。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十六条 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「これらの規定を」同法第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「裁判所書記官」とあり、並びに同法第七条に改める。

(旅券法の一部改正)

第二十七条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第百五十五条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

(破壊活動防止法の一部改正)

第二十八条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「及び証拠物」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))を含む。」及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。))に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

第二十八条第二項中「の求」を「の求め」に改める。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「及び第五百三十三条第六項から第八項まで」を、「第五百三十一條の二及び第五百三十三条第七項から第十項まで」に改める。

一 民事訴訟法第百八十九条第三項

二 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百二十一条第三項

(総合法律支援法の一部改正)

第三十条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号及び第三十九条の三第二項第二号中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「宿泊料及び」

を「及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた」に改める。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 附則第十四条の規定は、施行前刑事事件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法

第三十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号又は第三十九条の三第二項第二号に定める旅費、日当及び宿泊料の額について準用する。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正)

第三十二条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十一条第四号中「が刑事施設に到達した」を若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。

第二百八十六条中「刑事訴訟法」の下に「第六十一条第二項、」を加え、「第二百八十六条の二」を「第二百五条第二項、第二百八十六条の二」に、「並びに第四百八十一条第二項」を、「第四百八十一条第二項並びに第四百九十四条の六第二項」に改める。

(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正)

第三十三条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「書類」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。」を加える。

(特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

一 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第十条第一項第一号ロ

二 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)第九条第一項第一号ロ

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百五十八条第七項中「新刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に、「第四百八十四条」を「第四百八十四条第一項」に改める。

第四百九十一条第七項中「及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条を」、「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百十三條の二」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中「第四百八十七條」を「第四百八十七條第一項」に改める。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号  
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案  
被害の防止に関する法律案

第九十二条中少年法目次の改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第五條の三中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改める。

第九十二条中少年法本則に二章を加える改正規定を削る。

第九十三条中犯罪被害者等保護法目次の改正規定を削り、犯罪被害者等保護法第四十七条の改正規定を次のように改める。

第四十七條第一項中「別表第三の一の項」を「別表第二の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)」並びに別表第三の一の項から三の項を「別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。

第四十八條第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三条第二項及び別表第二の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に三条を加える改正規定を削る。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第三十七條 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第二項第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十八條 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項ただし書中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、同法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十一條及び」を「第二百四十一條第一項及び第三項並びに」に改め、「それぞれ」を削り、「読み替えるもの」を、「同法第五百十七條中、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令」とあるのは「及び財務省令」に改める。  
(政令への委任)

第三十九條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(電磁的記録提供命令等における留意事項)

第四十條 電磁的記録提供命令(第一條の規定による改正後の刑事訴訟法第五十二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう)により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被害事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならない。  
(映像等の送受信に係る取組の推進)

第四十一條 政府は、被告人又は被疑者(以下「被告人等」という。)にあって、弁護人又は弁護人を委任することができる者の依頼により弁護人となる者(以下「弁護士でない者」という。)にあって、弁護士等(以下「第二項の許可があつた後に限る。)」(以下「弁護人等」という。)の援助を受けることが重要であることに鑑み、同法第三十九條第一項の規定による接見のほか、身体拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとする。

審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
令和七年五月十五日  
内閣委員長 和田 政宗  
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監視委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法律案施行のため、本年度は別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。  
一 通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとり、効果的に制度を運用すること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視されるのではないかとの国民の懸念を払拭できるよう、積極的な広報活動等により制度に対する国民の理解醸成を図ること。  
二 両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、政省令や基本方針等の策定に当たっては、基幹インフラ事業者等や産業界はもとより、有識者や労働界等の関係者の意見を幅広く丁寧に聴取し、最大限反映させること。  
三 インシデント報告等において経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。  
四 基幹インフラ事業者等が顧客情報を漏えいした等いわれのない誹謗中傷を受けることがないよう、情報の安全管理措置を始めた運用に万全を期すこと。また、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分配慮すること。  
五 当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えない旨を基本方針等に明記すること。

六 内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。特に、当事者協定に基づく選別後通信情報の利用及び提供については、犯罪捜査目的ではなく、サイバーセキュリティ対策に係る場合に限定すること。

七 サイバー攻撃による被害を防止するため、内閣総理大臣が整理・分析を行った情報については、基幹インフラ事業者等に対し、積極的に提供すること。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国等とも十分に連携し、その対応に万全を期すこと。

八 協議会の構成員の在り方、提供する情報の内容や取扱い等の運用については、基幹インフラ事業者等のみならず中小企業や地方公共団体を含む関係者の意見を幅広く聴取し、各主体が協議会への参加の意義を実感できる仕組みとなるよう制度設計を進めること。

九 協議会を活用した官民の情報共有においては、重要経済安保情報保護活用法に基づくセキュリティ・クリアランス制度の活用も図りながら、機微情報も含め迅速に提供し、サイバー対処能力を効果的に向上させること。また、それにより安定的な経済活動や我が国の技術的優位性を確保し、産業競争力の強化につなげていくこと。

十 政府の体制整備に当たっては、両法の実効性のある運用に必要な人員及び組織体制を確保・構築するとともに、通信情報の取得、自動選別等に必要な設備等の整備のために十分な予算を確保すること。あわせて、政府に協力を行う電気通信事業者が生じ得る通信ネットワーク運営に関する負担について、先進諸外国の例も参考にしながら、その回避策について責任を持って検討すること。

十一 今般の新制度には多くの行政機関が関与す

ることに鑑み、省庁間連携に万全を期すこと。特に、インテリジェンス機能については、内閣官房の新組織は関係機関と緊密に連携し、サイバー安全保障分野における情報やその他の外部情報等を効果的に収集、分析する体制を構築し、その強化を図ること。

十二 アクセス・無害化措置において、内閣官房の新組織は警察及び防衛省・自衛隊と緊密に連携し、事案の状況変化に対応して円滑かつ適正に行われるよう、各措置の内容について十分に把握した上で総合調整機能を果たすこと。また、緊密な連携を確保するための共同訓練等により、運用に万全を期すこと。

十三 通信防護措置の発令を迅速に行う重要性を踏まえ、状況の判断に資する各種情報の収集・分析体制を十分に構築すること。

十四 警察におけるアクセスメasures・無害化措置が適正に行われることを担保するため、公安委員会は警察からの報告を適時に受けて厳格な監督を行うとともに、警察は関係する記録を保存し、事後的な検証に努めること。

十五 アクセス・無害化措置の実施に当たれる警察や自衛隊については、サイバー分野の高度な専門教育や同盟国・同志国等との共同演習などを通じ、専門性を継続的に高めるよう、必要な取組を推進すること。

十六 外務大臣は、アクセスメasures・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応できる実効性のある体制を構築すること。また、国家安全保障会議四大臣会合等において、アクセスメasures・無害化措置を行う際の外交上の観点からの懸念点を共有するなど適切に関与すること。

十七 外国に所在する攻撃サイバー等へのアクセスメasures・無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われることを担保する観点から、緊急状態を援用する際には国家責任条文第二十五条の要件を満たして同措置を行うこと。すなわち、国際

法上の評価を行う外務大臣は、緊急状態を援用する場合、同措置が、重大かつ急迫した危険から不可欠の利益を守るための唯一の手段であること、及び他国の不可欠の利益を深刻に侵害しないことを満たしているかについて検討し、同措置の実施主体との協議に反映させること。

十八 外国に所在する攻撃サイバー等へのアクセスメasures・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセスメasures・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともに、サイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。

十九 サイバー通信情報監視委員会は、通信情報の取得やアクセスメasures・無害化措置に関する承認等について、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正かつ速やかに行う体制を構築すること。

二十 サイバー通信情報監視委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、衆議院における修正の趣旨を踏まえ、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、政府全体として誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

二十一 サブライチエーンへのサイバー攻撃に対する強靱性を高めるため、基幹インフラ事業者等のみならず、サブライチエーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイズ等の経済的、人的支援を強化すること。特に、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業については支援を適切に行うこと。

二十二 サイバーセキュリティ人材の確保及び育成については、経営層にサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促し、同人材の地位向上や処遇改善につなげる取組を通じて強力に推進すること。

二十三 国産技術を核としたサイバー対処能力の向上のため、機器の開発を含めて支援するとともに、AI等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。また、新たな技術を活用したサイバー攻撃への対処策について、不断に検討を行い、迅速に措置を講ずること。

右決議する。  
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
令和七年四月八日  
衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

目次  
第一章 総則(第一条—第三条)  
第二章 特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等(第四条—第十条)  
第三章 当事者協定(第十一条—第十六条)  
第四章 例外通信目的送信措置(第十七条—第二十条)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案  
（小字及び―は衆議院修正）

第五章 当事者協定又は外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い  
(第二十一条―第三十一条)

第六章 特定外内通信目的送信措置及び特定内  
外通信目的送信措置(第三十二条、第  
三十三条)

第七章 特定外内通信目的送信措置又は特定内  
外通信目的送信措置により取得した取  
得通信情報の取扱い(第三十四条―第  
三十六条)

第八章 総合整理分析情報等の提供(第三十七  
条―第四十四条)

第九章 協議会(第四十五条)

第十章 サイバー通信情報監視委員会  
第一節 設置等(第四十六条―第六十二条)  
第二節 検査等(第六十三条―第七十条)  
第十一章 雑則(第七十一条―第七十八条)  
第十二章 罰則(第七十九条―第八十六条)

附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高  
度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術  
の活用、国際情勢の複雑化等に伴い、そ  
のサイバーセキュリティが害された場合に国家  
及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは  
経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国  
等の重要な電子計算機のサイバーセキュリ  
ティを確保する重要性が増大していることに鑑み、  
重要電子計算機に対する特定不正行為による被  
害の防止のための基本的な方針の策定、特別社  
会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制  
度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正  
行為による被害の防止のための通信情報の取  
得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通  
信情報監視委員会による審査及び検査、当該通  
信情報等を分析した結果の提供等について定め

ることにより、重要電子計算機に対する不正な  
行為による被害の防止を図ることを目的とす  
る。

(定義)  
第二条 この法律において「サイバーセキュリ  
ティ」とは、サイバーセキュリティ基本法(平成  
二十六年法律第四号)第二条に規定するサイ  
バーセキュリティをいう。

2 この法律において「重要電子計算機」とは、次  
の各号のいずれかに該当する電子計算機(当該  
電子計算機に組み込まれたプログラム(電子計  
算機に対する指令であつて、一の結果を得るこ  
とができるように組み合わせられたものをいう。  
第四十二条第一項及び第二項において同じ。)を  
含む。以下同じ。)をいう。

一 次に掲げる者が使用する電子計算機のうち、  
そのサイバーセキュリティが害された場合にお  
いて、当該者における重要情報(日米  
相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和  
二十九年法律第六十六号)第一条第三項に  
規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関  
する法律(平成二十五年法律第八号)第三条  
第一項に規定する特定秘密、防衛省が調達す  
る装備品等の開発及び生産のための基盤の強  
化に関する法律(令和五年法律第五十四号)第  
二十七条第一項に規定する装備品等秘密又は  
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法  
律(令和六年法律第二十七号)第三条第一項に  
規定する重要経済安保情報である情報をい  
う。第三号において同じ。)の管理又は重要な  
情報システムの運用に関する事務の実施に重  
大な支障が生ずるおそれがあるものとして政  
令で定めるもの(次号に該当するものを除  
く。)

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関  
若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、  
宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第

八十九号)第四十九条第一項若しくは第二  
項に規定する機関、国家行政組織法(昭和  
二十三年法律第二十号)第三条第二項に  
規定する機関若しくは会計検査院又はこれ  
らに置かれる機関  
ロ 地方公共団体  
ハ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成  
十一年法律第三号)第二条第一項に規定  
する独立行政法人をいう。ホにおいて同  
じ。)  
ニ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法  
(平成十五年法律第十八号)第二条第一項  
に規定する地方独立行政法人をいう。ホに  
おいて同じ。)  
ホ 法律により直接に設立された法人、特別  
の法律により特別の設立行為をもつて設立  
された法人(独立行政法人を除く。又は特  
別の法律により設立され、かつ、その設立  
に關し行政庁の認可を要する法人(地方独  
立行政法人を除く。))のうち、政令で定める  
もの  
ニ 特定社会基盤事業者(経済施策を一体的に  
講ずることによる安全保障の確保の推進に関  
する法律(令和四年法律第四十三号)第五十  
条第一項に規定する特定社会基盤事業者をい  
う。次項において同じ。)が使用する電子計算  
機のうち、そのサイバーセキュリティが害さ  
れた場合において、同条第一項に規定する特  
定重要設備の機能が停止し、又は低下するお  
それがあるものとして政令で定めるもの(当  
該特定重要設備の一部を構成するものを含  
む。)  
三 重要情報を保有する事業者(第一号ハから  
ホまでに該当する法人を除く。)が使用する電  
子計算機のうち、そのサイバーセキュリティ  
が害された場合において、当該事業者におけ  
る重要情報の管理に関する業務の実施に重大

な支障が生ずるおそれがあるものとして政令  
で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

3 この法律において「特別社会基盤事業者」と  
は、特定社会基盤事業者のうち、前項第二号に  
該当する重要電子計算機(以下「特定重要電子計  
算機」という。)を使用するものをいう。

4 この法律において「特定不正行為」とは、次の  
各号のいずれかに該当する行為をいう。  
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第六十  
八条の二第二項の罪に当たる行為  
二 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁  
止等に関する法律(平成十一年法律第二百十  
八号)第二条第四項に規定する不正アクセ  
ス行為をいう。第八十条第一項において同じ。)

三 電子計算機を用いて行われる業務に係る刑  
法第二編第三十五章の罪に当たる行為であつ  
て、当該電子計算機のサイバーセキュリ  
ティを害することによって行われるもの(当該電  
子計算機に接続された電気通信回線の機能に  
障害を与えることによつて行われるものを含  
む。)

5 この法律において「特定侵害事象」とは、重要  
電子計算機に対する特定不正行為により、当該  
重要電子計算機のサイバーセキュリティが害さ  
れることをいう。

6 この法律において「通信情報」とは、次の各号  
のいずれかに該当する情報をいう。  
一 事業電気通信役務(電気通信事業者(電気通  
信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二  
条第五号に規定する電気通信事業者をいう。  
以下同じ。))が営む電気通信事業(同条第四号  
に規定する電気通信事業をいう。第十七条第  
一項において同じ。))により提供される同法第  
二条第三号に規定する電気通信役務をいう。  
以下同じ。))によつて媒介される通信により送  
受信が行われる情報であつて、当該電気通信  
事業者が管理しているもの(第三号、第十一

条第三項及び第十七条第一項において「媒介  
中通信情報」という。

二 当事者設備(通信の当事者が使用する電気  
通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規  
定する電気通信設備をいう。以下同じ。))をい  
う。以下この号において同じ。))から事業電気  
通信役割に係る電気通信設備に送信される情  
報若しくは事業電気通信役割によって媒介さ  
れた通信により当事者設備に送信された情報  
又はこれらの情報の送受信に係る電気通信  
(同条第一号に規定する電気通信をいう。以  
下同じ。))の通信履歴に係る情報であつて、当  
該通信の当事者が管理しているもの(次号及  
び第十三条において「当事者管理通信情報」と  
いう。)

三 媒介中通信情報又は当事者管理通信情報を  
複製した情報であつて、内閣総理大臣が提供  
を受けたもの(その全部又は一部を複製し、  
又は加工したものを含み、第二十九条に規定  
する提供用選別後情報であるものを除く。以  
下「取得通信情報」という。)

7 この法律において「国外通信特定不正行為」と  
は、国外にある電気通信設備(以下「国外設備  
という。))を送信元とする電気通信の送信により  
行われる特定不正行為をいう。

8 この法律において「機械的情報」とは、通信情  
報のうち次に掲げるものをいう。

一 電気通信の送信元又は送信先である電気通  
信設備を識別するアイ・ピー・アドレス(電  
気通信事業法第六十四条第二項第三号に規  
定するアイ・ピー・アドレスをいう。第十一  
条第一項において同じ。)、通信日時その他の  
通信履歴に係る情報

二 電子計算機に動作をさせるべき指令を与え  
る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その  
他人の知覚によつては認識することができな

い方式で作られる記録であつて、電子計算機  
による情報処理の用に供されるものをいう。  
第二十二条第二項第三号において同じ。))に記  
録された情報(第十七条第一項及び第二項第  
二号並びに第二十二条第二項第二号において  
「指令情報」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機の  
動作の状況を示すために当該電子計算機が自  
動的に作成した情報その他のそれによつては  
通信の当事者が当該通信により伝達しようと  
する意思の本質的な内容を理解することがで  
きないと認められる情報として内閣府令で定  
める情報

9 この法律において「通信情報保有機関」とは、  
次に掲げる行政機関(サイバー通信情報監理委  
員会を除く。))をいう。

一 内閣府

二 第二十七条第三項又は第三十一条第一項若  
しくは第二項(これらの規定を第三十六条の  
規定により適用する場合を含む。))の規定によ  
り選別後通信情報(第二十三条第二項に規定  
する選別後通信情報をいい、第三十六条の規  
定により選別後通信情報とみなされるものを  
含む。以下この項において同じ。))の提供を受  
けた行政機関であつて、現に当該選別後通信  
情報(その全部又は一部を複製し、又は加工  
した選別後通信情報を含む。))を保有している  
もの

三 第三十八条第一項又は第二項の規定により  
選別後通信情報を含む総合整理分析情報(同  
条第一項に規定する総合整理分析情報とい  
う。)  
次条第二項第五号、第二十三条第四項第  
二号及び第三十条第五号において同じ。))の提  
供を受けた国の行政機関であつて、現に当該  
選別後通信情報(その全部又は一部を複製

し、又は加工した選別後通信情報を含む。))を  
保有しているもの  
(通信の秘密の尊重)

第二条の二 この法律の適用に当たっては、第一  
条に規定する目的を達成するために必要な最  
小限度において、この法律に定める規定に従  
つて厳格にその権限を行使するものとし、い  
やしくも通信の秘密その他日本国憲法の保障  
する国民の権利と自由を不当に制限するよう  
なことがあつてはならない。

(基本方針)

第三条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に  
対する特定不正行為による被害の防止のため  
の基本方針(以下この条において「基本方針」と  
いう。))の案を作成し、閣議の決定を求めな  
ければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定  
めるものとする。

一 重要電子計算機に対する特定不正行為によ  
る被害の防止に関する基本的な事項

二 第十三条に規定する当事者協定の締結に関  
する基本的な事項

三 通信情報保有機関における通信情報の取扱  
いに関する基本的な事項

四 第三十七条の規定による情報の整理及び分  
析に関する基本的な事項

五 総合整理分析情報の提供に関する基本的な  
事項

六 第四十五条第一項に規定する協議会(第二  
十九条及び第三十七条において単に「協議会」と  
いう。))の組織に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、重要電子計  
算機に対する特定不正行為による被害の防止  
に必要なる事項

内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の  
決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公  
表するものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本方針の変更に  
ついて準用する。

第二章 特別社会基盤事業者による特定侵  
害事象等の報告等

(特定重要電子計算機の届出)

第四条 特別社会基盤事業者は、特定重要電子計  
算機を導入したときは、主務省令で定めるとこ  
ろにより、特定重要電子計算機の製品名及び製  
造者名その他の主務省令で定める事項を特別社  
会基盤事業(特別社会基盤事業者が行う経済施  
策を一体的に講ずることによる安全保障の確保  
の推進に関する法律第五十条第一項に規定する  
特定社会基盤事業をいう。))を所管する大臣(以  
下「特別社会基盤事業所管大臣」という。))に届  
出なければならない。

2 特別社会基盤事業所管大臣は、前項の規定に  
よる届出を受けたときは、速やかに、当該届出  
に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとす  
る。

3 特別社会基盤事業者は、第一項の規定により  
届け出た事項に変更があつたときは、主務省令  
で定めるところにより、その旨を特別社会基盤  
事業所管大臣に届け出なければならない。た  
だし、その変更が主務省令で定める軽微なもので  
あるときは、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の規定による届出につ  
いて準用する。

(特定侵害事象等の報告)

第五条 特別社会基盤事業者は、特定重要電子計  
算機に係る特定侵害事象又は当該特定侵害事象  
の原因となり得る事象として主務省令で定める  
ものの発生を認知したときは、主務省令で定め  
るところにより、その旨及び主務省令で定める  
事項を特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理  
大臣に報告しなければならない。

(命令)

第六条 特別社会基盤事業所管大臣は、特別社会  
基盤事業者が第四条第一項若しくは第三項又は  
前条の規定に違反していると認めるときは、期

限を定めて、当該特別社会基盤事業者に対し、第四条第一項若しくは第三項の規定により届け出るべきものとされている事項を届け出るべきこと又は前条の規定による報告を行い、若しくはその報告の内容を是正すべきことを命ずることができ。

(内閣総理大臣の意見の陳述)

第七条 内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者が第四条第一項若しくは第三項又は第五条の規定に違反していると認めるときは、特別社会基盤事業所管大臣に対し、当該特別社会基盤事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として命令その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特別社会基盤事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができ。

(安全管理措置等)

第八条 特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣は、その取り扱う報告等情報(第四条第一項又は第三項の規定による届出又は第五条の規定による報告に係る情報をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該報告等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 報告等情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た報告等情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(報告又は資料の提出)

第九条 特別社会基盤事業所管大臣は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条の規定の施行に必要な限度において、特別社会基盤事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導及び助言)

第十条 特別社会基盤事業所管大臣は、第四条第一項及び第三項並びに第五条に定める措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特別社会基盤事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第三章 当事者協定

(特別社会基盤事業者との協定の締結)

第十一条 内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者との間で、内閣総理大臣が、当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報のうち外内通信情報(外内通信(当該通信に係るアイ・ピー・アドレスその他の電気通信設備を識別する符号(第七十三条第一項、第二十二條第二項第一号及び第七十三條第一項において「アイ・ピー・アドレス」という。)から判断して、国外設備から国内設備(国外設備以外の電気通信設備をいう。第十七條第一項及び第三十三條第一項において同じ。)に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。第二十二條第一項第一号、第三十二條第一項及び第三十五條第一項第一号において同じ。)により送受信が行われる情報に係る通信情報をいう。次条第一項において同じ。)に該当するものを用いて、当該特別社会基盤事業者が使用する特定重要電子計算機その他の電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報(第二号及び第十六條において「個別分析情報」という。)を当該特別社会基盤事業者に提供することを内容とする協定であつて、次に掲げる事項を含むものを締結することができる。

- 一 内閣総理大臣が提供を受ける通信情報の範囲並びに提供の方法及び期間に関する事項
- 二 内閣総理大臣からの個別分析情報の提供の要領に関する事項

三 通信情報の提供のために施設又は設備の整備が必要な場合にあっては、当該施設又は設備の整備に関する事項

四 協定を変更し、又は廃止する場合の手續に関する事項

五 第三十八條第三項に規定する同意をする場合にあつては、その旨

六 その他内閣府令で定める事項

2 内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、相互に、相手方に対し、前項の協定を締結することについて協議を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた内閣総理大臣又は特別社会基盤事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならない。

3 第一項の協定において、同項第一号に規定する提供の方法として、当該協定を締結する特別社会基盤事業者が管理する当該特別社会基盤事業者を通信の当事者とする媒介中通信情報であつて、当該特別社会基盤事業者が内閣総理大臣に提供することに同意した範囲のものが複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにする方法(電気通信事業法第四条第一項に規定する通信の秘密の確保に支障がない方法に限る。)を定めようとする場合には、当該協定は、内閣総理大臣、当該特別社会基盤事業者及び当該電気通信事業者により締結しなければならない。

(特別社会基盤事業者以外の事業電気通信役務の利用者との協定の締結)

第十二条 内閣総理大臣は、事業電気通信役務の利用者(事業電気通信役務を利用する者をいう。特別社会基盤事業者を除く。以下この項及び次条において「利用者」という。)との間で、内閣総理大臣が、当該利用者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けた上で、当該通信情報

のうち外内通信情報に該当するものを用いて、当該利用者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保を図るために必要な分析を行い、その分析の結果及びこれに関連する情報(第二号及び第十六條において「利用者個別分析情報」という。)を当該利用者提供することを内容とする協定であつて、次に掲げる事項を含むものを締結することができる。

一 内閣総理大臣が提供を受ける通信情報の範囲並びに提供の方法及び期間に関する事項

二 内閣総理大臣からの利用者個別分析情報の提供の要領に関する事項

三 通信情報の提供のために施設又は設備の整備が必要な場合にあっては、当該施設又は設備の整備に関する事項

四 協定を変更し、又は廃止する場合の手續に関する事項

五 第三十八條第三項に規定する同意をする場合にあつては、その旨

六 その他内閣府令で定める事項

2 前条第三項の規定は、前項の協定について準用する。

(電気通信事業者に対する協議の求め)

第十三条 内閣総理大臣は、当事者協定(第十一条第一項又は前条第一項の協定をいう。以下同じ。)に基づき通信情報の提供を受ける方法として、協定当事者(第十一条第一項の協定を締結する特別社会基盤事業者又は前条第一項の協定を締結する利用者)をいう。以下同じ。)に係る当事者管理通信情報を複製したものの提供を受ける方法をとることが困難な場合であつて、当該協定当事者が第十一条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)に規定する方法をとることに同意したときは、当該協定当事者に事業電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、当事者協定を締結することについて協議を求めることができる。この場合において

て、当該求めを受けた電気通信事業者は、正当な理由がない限り、当該求めに係る協議に応じなければならない。

(当事者協定を締結したときのサイバー通信情報監視委員会への通知)

第十四条 内閣総理大臣は、当事者協定を締結し、変更し、又は廃止したときは、遅滞なく、当該当事者協定又は変更の内容(当事者協定を廃止した場合にあっては、その旨)をサイバー通信情報監視委員会に通知しなければならない。

(通信情報の取得)

第十五条 内閣総理大臣は、その締結した当事者協定の定めるところに従い、当該当事者協定の協定当事者を通信の当事者とする通信情報の提供を受けることができる。

(通信情報の提供を受けた内閣総理大臣の措置)

第十六条 前条の規定により通信情報の提供を受けた内閣総理大臣は、当該取得通信情報に係る第二十三条第四項第一号に規定する選別後当事者通信情報を用いて、当該当事者協定の協定当事者が使用する電子計算機のサイバーセキュリティの確保に資する情報を得るための分析を行った上で、当該協定当事者に係る個別分析情報又は利用者個別分析情報を当該協定当事者に提供するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の分析においては、当該個別分析情報又は利用者個別分析情報の提供に必要な範囲内において、当該協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為に関する分析を行うものとする。

第四章 例外通信目的送信措置

(例外通信目的送信措置)

第十七条 内閣総理大臣は、例外通信(当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元及び送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信であつて、国内設

備を用いて媒介されるものをいう。第二十二條第一項第二号において同じ。)であつて、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為のうちその実行のために用いられる電子計算機、当該電子計算機に動作をさせるために用いられる指令情報その他の当該国外通信特定不正行為に関する実態が明らかでないために当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この項の規定による措置以外の方法によつては当該実態の把握が著しく困難であるものに關係するものが、特定の国外關係電気通信設備(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、他の電気通信設備との接続の状況その他の事項により、当該電気通信設備を用いて提供される事業電気通信設備が国外關係通信(当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して国外設備を送信元又は送信先とする電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。以下この項、第三十二條第一項及び第三十三條第一項において同じ。)を媒介している)と認められるものをいう。以下同じ。)を用いて提供される事業電気通信設備が媒介する国外關係通信に含まれるときは、当該国外通信特定不正行為と認めるときは、当該国外通信特定不正行為に関する第二十二條第二項に規定する選別の条件を定めるための基準(同項において「例外通信選別条件設定基準」という。)を定め、サイバー通信情報監視委員会の承認を受けて、当該国外關係通信により送受信が行われる媒介中通信情報(第三十二條第一項及び第三十三條第一項において「国外關係通信媒介中通信情報」という。)

の一部分(当該国外關係電気通信設備の伝送容量の百分の三十を上限とする。)が複製され、内閣総理大臣の設置する設備(第三十二條第一項及び第三十三條第一項において「受信用設備」という。)に送信されるようにするための措置(以下

「例外通信目的送信措置」という。)を講ずることができる。

2 二以上の国外通信特定不正行為が次に掲げる場合に該当する場合における前項の規定の適用については、これらを一の国外通信特定不正行為とみなす。

一 その実行のために用いられる電子計算機(電気通信回線に接続されているものに限る。次号において同じ。)の全部又は一部が共通すると疑うに足りる状況がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、電子計算機の動作をさせるために用いられる指令情報その他の国外通信特定不正行為の特徴が共通すると疑うに足りる状況がある場合

3 例外通信目的送信措置を講ずることができる期間(第十九條第一項において「措置期間」という。)は、六月とする。ただし、次条の規定による条件としてサイバー通信情報監視委員会が六月未満の期間を定めたときは、当該期間とする。

(サイバー通信情報監視委員会の承認)

第十八條 サイバー通信情報監視委員会は、前条第一項の承認の求めがあつた場合において、当該求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、当該承認を拒否するものとする。この場合において、サイバー通信情報監視委員会は、当該求めに係る例外通信目的送信措置の実施又は当該例外通信目的送信措置により内閣総理大臣が取得する取得通信情報の取扱いに関し、適当と認める条件を付することができる。

(措置期間の延長)

第十九條 内閣総理大臣は、措置期間が経過した後において更に当該例外通信目的送信措置を継続する必要があると認めるとき(引き続き第十七條第一項に規定する場合に該当する場合に限る。)、あらかじめサイバー通信情報監視委員会の承認を受けて、その措置期間を延長するこ

とができる。当該延長に係る措置期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の承認の求めについて準用する。

3 第一項の延長の期間は、六月とする。ただし、前項において準用する前条の規定による条件としてサイバー通信情報監視委員会が六月未満の期間を定めたときは、当該期間とする。

(電気通信事業者に対する協力の求め)

第二十條 内閣総理大臣は、例外通信目的送信措置の実施に関し、国外關係電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下この条、第三十二條第一項及び第三十三條第一項において「国外關係電気通信事業者」という。)に対し、当該国外關係電気通信設備に関する情報の提供、当該実施のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、当該国外關係電気通信事業者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第五章 当事者協定又は例外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

(定義)

第二十一條 この章において取得通信情報に係る「対象不正行為」とは、第十五條の規定により取得した取得通信情報である場合にあっては重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為又は協定当事者が使用する電子計算機に対する特定不正行為をい、例外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合にあっては当該例外通信目的送信措置に係る第十八條の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいう。

(自動選別の実施)

第二十二條 内閣総理大臣は、第十五條の規定又は例外通信目的送信措置により取得通信情報を

取得したときは、当該取得通信情報の中から次に掲げる要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であつて、その選別が完了する前に当該取得通信情報が何人にも閲覧その他の知得をされない自動的な方法(第三十五条第一項において「自動的方法」という。)で行われるもの(以下「自動選別」という。)を講じなければならない。

一 第十五条の規定により取得した取得通信情報については、外内通信により送受信が行われたものであること。

二 外内通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、外内通信により送受信が行われたものであること。

三 当該取得通信情報に係る対象不正行為に關係があること。

2 前項第三号に掲げる要件を満たす取得通信情報を選別するための自動選別は、次の各号のいずれかに該当する情報のうち二以上のものを選別の条件に用いて行うものでなければならない。この場合において、外内通信目的送信措置により取得した取得通信情報についての選別の条件は、外内通信選別条件設定基準に従つて定められたものでなければならない。

一 当該取得通信情報に係る対象不正行為に關係がある電気通信の送信元又は送信先であることと認めるに足りる状況のある電気通信設備のアイ・ピー・アドレス等

二 当該取得通信情報に係る対象不正行為の実施に用いられるものと認めるに足りる状況のある指令情報

三 前二号に掲げる情報のほか、当該情報を選別の条件に用いて自動選別を行うことにより当該取得通信情報に係る対象不正行為に關係がある電気通信、電子計算機又は電磁的記録の探査が容易になると認めるに足りる状況のある情報

ある情報

3 内閣総理大臣は、自動選別が終了したときは、直ちに、当該自動選別により得られた取得通信情報を除き、自動選別の対象となつた取得通信情報の全てを消去しなければならない。(利用及び提供の制限)

第二十三条 内閣総理大臣は、取得通信情報の自動選別を行う場合を除き、自動選別を行う前の取得通信情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 内閣総理大臣は、第四項の規定による場合を除き、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為(対象不正行為であつて当該国外通信特定不正行為に該当しないものを含む。)による被害を防止する目的(以下「特定被害防止目的」という。)以外の目的のために、自動選別により得られた取得通信情報(当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報(第二十九条に規定する提供用選別後情報となつたものを除く。)を含む。以下「選別後通信情報」という。)を自ら利用してはならない。

3 内閣総理大臣は、次項の規定による場合を除き、選別後通信情報を提供してはならない。

4 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、選別後通信情報を、特定被害防止目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができない。

一 第十五条の規定により取得した取得通信情報についての自動選別により得られた選別後通信情報(第三十八条第三項において「選別後当事者通信情報」という。)を、当該当事者協定の協定当事者の同意を得て、自ら利用し又は提供する場合  
二 第二十七条第三項若しくは第二十八条(これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。)の規定により選別後通信情報を提供し、又は第三十八条第一項若しくは第

二項の規定により選別後通信情報を含む総合整理分析情報を提供する場合

三 第三十七条第一項、第十九条第一項(第三十条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の承認を求めるときに、サイバー通信情報監視委員会に提供する場合

四 第六十三条第一項又は第二項の規定による検査に際し、サイバー通信情報監視委員会に提供する場合

五 第六十四条第二項の規定により提供する場合

(非識別化措置等)

第二十四条 内閣総理大臣は、特定記述等(電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第三号に規定する電子メールアドレスをい)、ドメイン名(電気通信事業法第六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。))以外の部分に限る。))その他の特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められる情報(公開されていない他の情報との照合(容易に行うことができるものに限る。))により特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められるものを含む。)をいう。以下この項及び次項において同じ。

2 当該選別後通信情報を取り扱うときは、当該選別後通信情報について、当該特定記述等の全部又は一部を他の符号(特定記述等となるものを除く。)に変換することその他の方法によつて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするための措置(以下この条、第三十条第二号及び第六十三条第一項において「非識別化措置」という。))を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、選別後通信情報について前項の規定により非識別化措置を講じた場合において、当該選別後通信情報と選別後通信情報以外の情報であつて特定記述等を含むものとの照合による分析を行うことが特定被害防止目的の達成のために特に必要があると認めるときは、当該選別後通信情報について、その必要限度において、当該非識別化措置を講じた特定記述等の復元その他の当該特定記述等を利用することができるようにするための措置(以下この条、第三十条第二号及び第六十三条第一項において「再識別化措置」という。)を講じることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による再識別化措置を講じた選別後通信情報について、再識別化措置の必要がなくなつたときは、直ちに、再び非識別化措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により再識別化措置を講ずる場合を除き、特定の個人を識別するために、第一項又は前項の規定により非識別化措置が講じられている選別後通信情報を他の情報と照合してはならない。(選別後通信情報の保存期間等)

第二十五条 内閣総理大臣は、選別後通信情報が記録された文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。))を含む。以下この項において同じ。)を作成し、又は取得したときは、当該選別後通信情報を得るための自動選別が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して二年を超えない範囲内(次項の規定により保存期間を延長した選別後通信情報が記録された文書を作成し、又は取得した場合においては、当該延長後の保存期間の満了の日までの期間を超えない範囲内)で、当該選別後通信情報の保存期間を設定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合又は第二十三条

第四項各号(第三十六条の規定により適用する場合を含む。)に掲げる場合(これらの場合に該当することとなることが合理的に予測される状況にある場合を含む。)は、二年を超えない範囲内において保存期間(この項の規定により延長した保存期間を含む。以下この条において同じ。)を延長することができる。

3 内閣総理大臣は、保存期間の満了の前であつても、選別後通信情報を保存する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、当該保存を終了することを決定するものとする。この場合において、保存期間は、その決定がされた日に満了したものとみなす。

4 内閣総理大臣は、選別後通信情報の保存期間が満了したときは、できる限り速やかに、当該選別後通信情報を消去しなければならない。(安全管理措置等)

第二十六条 内閣総理大臣は、選別後通信情報の取扱いの業務を行わせる職員を定めることとその他の取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 取得通信情報の取扱いに関する事務に従事する内閣府の職員(サイバー通信情報監理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局の職員を除く。)又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た取得通信情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(関係行政機関の分析への協力)  
第二十七条 内閣総理大臣は、自動選別又は選別後通信情報の分析(以下この項において「自動選別等」という。)を行うために必要があると認めるときは、防衛大臣その他の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この条において同じ。)に対し、自動選別等に関する専門的知識

を有する職員による技術的援助、自動選別等の実施に用いる電子計算機の貸与その他の必要な協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の協力を行う関係行政機関の長が当該協力を行う場合において必要があると認めるときは、当該関係行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。(外国の政府等に対する選別後通信情報の提供)

第二十八条 内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により内閣総理大臣が選別後通信情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、選別後通信情報を提供することができる。(提供用選別後情報の作成)

第二十九条 内閣総理大臣は、選別後通信情報を加工して、協議会の構成員その他の者にこれを提供したとしてもその通信の当事者の通信に係る権利利益の保護に支障を生ずるおそれがないものとして内閣府令で定める基準を満たすもの(第三十六条及び第三十七条において「提供用選別後情報」という。)を作成することができる。

第三十条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨をサイバー通信情報監理委員会に通知しなければならない。

- 一 自動選別を行ったとき。
- 二 非識別化措置又は再識別化措置を講じたとき。
- 三 第二十五条第一項又は第二項(これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。)の規定により保存期間を設定し、又は延長したとき。

四 第二十五条第四項(第三十六条の規定により適用する場合を含む。)の規定により選別後通信情報を消去したとき。

五 第二十七条第三項若しくは第二十八条(これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。)の規定により選別後通信情報を提供し、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により選別後通信情報を含む総合整理分析情報を提供したとき。

第三十一条 通信情報保有機関が次の各号に掲げる行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長(通信情報保有機関が合議制の機関である場合にあつては、当該通信情報保有機関。以下同じ。)が特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、当該通信情報保有機関の長は、当該各号に定める行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。

- 一 国家公安委員会 警察庁
- 二 警察庁 国家公安委員会又は都道府県警察
- 三 都道府県公安委員会 都道府県警察
- 四 都道府県警察 警察庁又は都道府県公安委員会

2 通信情報保有機関が次の各号に掲げる行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長が特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、当該通信情報保有機関の長は、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第六条の二第二項(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項又は第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による処置に関する事務の実施に必要な範囲内で、当該各号に定める行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができる。

- 一 警察庁 サイバー通信情報監理委員会又は防衛省
- 二 防衛省 サイバー通信情報監理委員会又は警察庁
- 三 都道府県警察 サイバー通信情報監理委員会

3 第二十三条第二項から第四項まで、第二十四条第二項から第四項まで、第二十五条、第二十六条及び第二十八条から前条までの規定は、通信情報保有機関の長(第二十九条第九項第二号若しくは第三号に該当する行政機関の長又は当該行政機関であるものに限る。)による選別後通信情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条第三項中「次項」とあるのは「次項又は第三十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十六条の規定により適用する場合を含む。)」と、同条第四項中「次に」とあるのは「第一号、第二号、第四号又は第五号に」と、同項第二号中「第二十七条第三項若しくは第二十八条(これらの規定を)」とあるのは「特定被害防止目的の達成のために内閣総理大臣に選別後通信情報を提供し、第二十八条」と、「第三十一条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十一条第四項」と、第二十四条第二項中「できる」とあるのは「できる」と、第三十一条第三項に規定する通信情報保有機関の長は、内閣総理大臣に対し、当該再識別化措置に必要な情報の提供を求めることができる。」と、同条第三項中「再び非識別化措置を講じなければならない」とあるのは「非識別化措置を講ずるとともに、前後後段の規定により内閣総理大臣から提供された情報を消去しなければならない」と、第二十五条第二項中「又は第二十三条第四項各号」とあるのは、「第二十三条第四項第一号、第二号、第四号若しくは第五号」と、「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合又は第三十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

六条の規定により適用する場合を含む。の規定により提供する場合」と、第二十八条中「外国」とあるのは「あらかじめ内閣総理大臣の同意を得て、外国」と、前条中「次」とあるのは「第二号から第五号まで」と、同条第五号中「第二十七号第三項若しくは第二十八条」とあるのは「第二十八号若しくは次条第一項若しくは第二項」と、「第三十八号第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十八号第四項」と読み替えるものとする。

第六章 特定内外通信目的送信措置及び特定内外通信目的送信措置

(特定内外通信目的送信措置)

第三十二条 内閣総理大臣は、内外通信であつて、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の国外設備を送信元とし、又は当該国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の機械的情報(外国の政府又は国際機関、関係行政機関その他の関係機関から自動選別以外の方法で取得した情報であつて機械的情報に相当するものを含む。次条第一項及び第三十五条第二項第二号において同じ。)が含まれているもの(以下この項及び同条第二項において「特定内外通信」という。)の分析をしなければ当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この項の規定による措置以外の方法(次条第一項に規定する特定内外通信目的送信措置を除く。)によつては当該特定内外通信の分析が著しく困難である場合において、必要と認めるときは、この項の規定による措置により取得通信情報を取得した場合における第三十五号第二項に規定する選別の条件を定めるための基準(同項において「特定内外通信選別条件設定基準」という。)を定め、サイバー通信情報監視委員会の承認を受けて、国外関係電気通信事

業者の設置する特定の国外関係電気通信設備であつて当該国外関係電気通信設備を用いて媒介される国外関係通信に当該特定内外通信が含まれると疑うに足りるものにより送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信設備に送信されるようにするための措置(以下「特定内外通信目的送信措置」という。)を講ずることができる。

2 第十七条第三項及び第十八条から第二十条までの規定は、前項の規定により内閣総理大臣が特定内外通信目的送信措置を講ずる場合について準用する。この場合において、第十七条第三項及び第十九条第三項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条第一項」とあり、及び第十九条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(特定内外通信目的送信措置)

第三十三条 内閣総理大臣は、内外通信(当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して、国内設備から国外設備に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。第三十五条第一項第二号において同じ。)であつて、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の国外設備を送信先とし、又は当該国外通信特定不正行為に用いられていると疑うに足りる状況のある特定の機械的情報が含まれているもの(以下この項及び同条第二項において「特定内外通信」という。)の分析をしなければ当該国外通信特定不正行為による重要電子計算機の被害を防止することが著しく困難であり、かつ、この項の規定による措置以外の方法によつては当該特定内外通信の分析が著しく困難である場合において、必要と認めるときは、当該措置により取得通信情報を取得した場合における同条第二項に規定する選別の条件を定めるための基準(同項において「特定内外通信選別条件設定

定基準」という。)を定め、サイバー通信情報監視委員会の承認を受けて、国外関係電気通信事業者の設置する特定の国外関係電気通信設備であつて当該国外関係電気通信設備を用いて媒介される国外関係通信に当該特定内外通信が含まれると疑うに足りるものにより送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信設備に送信されるようにするための措置(以下「特定内外通信目的送信措置」という。)を講ずることができる。

2 第十七条第三項及び第十八条から第二十条までの規定は、前項の規定により内閣総理大臣が特定内外通信目的送信措置を講ずる場合について準用する。この場合において、第十七条第三項及び第十九条第三項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条第一項」とあり、及び第十九条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

第七章 特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

第三十四条 この章において取得通信情報に係る「対象不正行為」とは、特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合に於ては当該特定内外通信目的送信措置に係る第三十二条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいい、特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報である場合に於ては当該特定内外通信目的送信措置に係る前条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る国外通信特定不正行為をいう。

(定義)

第三十五条 内閣総理大臣は、特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を選択して記録する措置の実施)

第三十五条 内閣総理大臣は、特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を選択して記録する措置の実施)

取得通信情報を取得したときは、当該取得通信情報の中から次に掲げる要件を満たす機械的情報であるもののみを選択して記録する措置であつて、自動的方法で行われるものを講じなければならぬ。

一 特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、内外通信により送受信が行われたものであること。

二 特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報については、内外通信により送受信が行われたものであること。

三 当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係があると認められるに足りる状況のあるものであること。

2 前項第三号に掲げる要件を満たす取得通信情報を選択するための同項の措置は、次の各号のいずれかに該当する情報を選択別の条件に用いて行うものでなければならない。この場合において、特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報についての選別の条件は、それぞれ特定内外通信選別条件設定基準又は特定内外通信選別条件設定基準に従つて定められたものでなければならない。

一 第三十二条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る特定内外通信の送信元となる特定の国外設備に係る情報又は第三十三条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る特定内外通信の送信先となる特定の国外設備に係る情報

二 第三十二条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る特定内外通信に含まれる特定の機械的情報又は第三十三条第二項において準用する第十八条の規定による承認に係る特定内外通信に含まれる特定の機械的情報

3 内閣総理大臣は、第一項の措置が終了したと

内閣総理大臣は、第一項の措置が終了したと

きは、直ちに、当該措置により得られた取得通信情報を除き、当該措置の対象となつた取得通信情報の全てを消去しなければならない。

(取得通信情報の取扱いに関する規定の適用)

第三十六条 内閣総理大臣が特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を取得した場合には、特定内外通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報を外外通信目的送信措置により取得した取得通信情報と、前条第一項の措置を自動選別と、当該措置により得られた取得通信情報(当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報(提供用選別後情報となつたものを除く。を含む。))を選別後通信情報とそれぞれみなして、第二十三条から第三十一条までの規定を適用する。

第八章 総合整理分析情報等の提供

(内閣総理大臣による情報の整理及び分析)

第三十七条 内閣総理大臣は、報告等情報、選別後通信情報(前条の規定により選別後通信情報とみなされるものを含む。以下同じ。)、提供用選別後情報、協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、当該情報の整理及び分析を行うものとする。この場合において、選別後通信情報については、特定被害防止目的の達成のために必要があると認められる場合に限り、当該整理及び分析を行うことができる。

(行政機関等に対する情報提供)

第三十八条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、前条の規定により整理又は分析した情報(以下「総合整理分析情報」という。)を提供するものとする。

2 前項に規定するもののほか、内閣総理大臣

は、総合整理分析情報が第三十一条第二項に規定する事務に資すると認めるときは、警察庁及び防衛省に対し、これを提供するものとする。

3 前二項の場合において、内閣総理大臣は、総合整理分析情報に選別後通信情報が含まれるときは、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合(当該選別後通信情報が選別後当事者通信情報である場合にあつては、あらかじめ当該選別後当事者通信情報に係る協定当事者の同意を得た場合に限り。に限り、前二項の規定による提供をすることができる。

4 第一項の規定により総合整理分析情報の提供を受けた総務大臣は、当該総合整理分析情報により、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為に関係する電気通信が電気通信事業者若しくはその利用者(電気通信事業法第二条第七号に規定する利用者をいう。の電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信元又は送信先とするものであると疑うに足る状況がある場合であつて、当該国外通信特定不正行為のおそれへの対処を求めるときは、当該総合整理分析情報の全部又は一部を提供することができる。この場合において、当該電気通信事業者が選別後通信情報の保護に関し必要な措置を講じていると総務大臣が認めるときは、その提供する総合整理分析情報には選別後通信情報を含めることができる。

(外国の政府等に対する情報提供)

第三十九条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務を遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により国の行政機関が提供用総合整理分析情報(総合整理分析情報であつて選別後通

信情報を含まないものをいう。以下同じ。)を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、当該提供用総合整理分析情報を提供することができる。

(特別社会基盤事業者に対する情報提供)

第四十条 第三十八条第一項の規定により総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業所管大臣は、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、特別社会基盤事業者に対し、周知等用総合整理分析情報(提供用総合整理分析情報であつて秘密を含まないものをいう。以下同じ。)を提供することができる。

2 前項の規定により周知等用総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業者は、当該周知等用総合整理分析情報を活用して、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(電子計算機を使用する者に対する周知等)

第四十一条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、重要電子計算機を使用する者、重要電子計算機に対する特定不正行為に用いられるおそれのある電子計算機を使用する者その他の者に対し、周知等用総合整理分析情報を提供し、又はこれを公表その他の適切な方法により周知することができる。

(電子計算機等供給者に対する情報提供等)

第四十二条 内閣総理大臣又は重要電子計算機として用いられる電子計算機若しくは当該電子計算機に組み込まれるプログラム(以下この条において「電子計算機等」という。)の供給(電子計算機等を他人の情報処理の用に供する役務の提供を含む。以下この条において同じ。)を行う事業を所管する大臣(以下「電子計算機等供給事業所管大臣」という。)は、総合整理分析情報その

他の情報により電子計算機等における脆弱性(電子計算機のサイバーセキュリティを害するおそれがある電子計算機又は電子計算機に組み込まれるプログラムに含まれる要因)当該電子計算機の通常予見される使用形態によらないことにより生ずるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を認知したときは、必要に応じ、当該電子計算機等に係る電子計算機等供給者(電子計算機等の供給を行う者をいう。以下この条及び第四十五条第二項において同じ。)に対し当該電子計算機等における脆弱性に関する周知等用総合整理分析情報その他の情報(選別後通信情報又は秘密を含むものを除く。)を提供するとともに、当該情報又は当該脆弱性への対応方法について、公表その他の適切な方法により周知することができる。

2 電子計算機等供給事業所管大臣は、総合整理分析情報その他の情報により特定重要電子計算機として用いられる電子計算機又は当該電子計算機に組み込まれるプログラム(以下この項及び次項において「特定電子計算機等」という。)における脆弱性を認知した場合であつて、当該脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のために必要があると認めるときは、当該特定電子計算機等に係る電子計算機等供給者に対し、当該被害を防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

3 内閣総理大臣又は特別社会基盤事業所管大臣は、総合整理分析情報その他の情報により特定電子計算機等における脆弱性を認知した場合であつて、当該脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止を図るため必要があると認めるときは、当該特定電子計算機等に係る電子計算機等供給者に対し前項の要請を行うよう、電子計算機等供給事業所管大臣に対し意見を述べることができる。

の場合において、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら当該電子計算機等供給者に対し、当該意見を述べた旨を通ずることができる。

4 内閣総理大臣又は電子計算機等供給事業所管大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、電子計算機等供給者に対し、その供給を行った電子計算機等に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

5 前項の規定により報告又は資料の提出の求めを受けた電子計算機等供給者は、その求めに応じるよう努めなければならない。

6 前各項の規定は、国外に所在する電子計算機等供給者が、国内に所在する者に対し電子計算機等の供給を行った場合についても、適用する。

(情報提供に関する配慮)  
第四十三条 次の各号に掲げる大臣は、当該各号に定める情報を提供するときは、通信の当事者その他の者の権利利益の保護に配慮しなければならない。

一 内閣総理大臣 総合整理分析情報、提供用総合整理分析情報又は周知等用総合整理分析情報

二 総務大臣 総合整理分析情報

三 特別社会基盤事業所管大臣 周知等用総合整理分析情報

四 電子計算機等供給事業所管大臣 提供用総合整理分析情報又は周知等用総合整理分析情報

(安全管理措置等)  
第四十四条 内閣総理大臣及び要管理提供用総合整理分析情報(提供用総合整理分析情報であつて秘密を含むものをいう。以下この条において同じ。)の提供を受けた国の行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつて

は、当該行政機関。第七十一条において同じ。)は、その取り扱う要管理提供用総合整理分析情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該要管理提供用総合整理分析情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 要管理提供用総合整理分析情報の取扱いに関する事務に従事する国の行政機関の職員又はその職にあつた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た要管理提供用総合整理分析情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第九章 協議会  
第四十五条 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織するものとする。

2 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、協議会に、重要電子計算機を使用する者、電子計算機等供給者その他の内閣総理大臣が必要と認める者とその同意を得て構成員として加えることができる。

3 協議会は、第一項の目的を達成するため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に資する提供用総合整理分析情報その他の情報(選別後通信情報を含むものを除く。第二号及び次項において「被害防止情報」という。)を共有するとともに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

一 当該被害の防止のための対策に関する事項

二 被害防止情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、当該被害の防

止のために必要な事項  
4 協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、協議会で知り得た被害防止情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。

5 協議会は、第三項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に必要の情報に関する資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

6 構成員は、前項前段の規定による協議会の求めに応じて資料を提出するときは、当該資料の取扱いに関し意見を付すことができるものとし、意見を付した構成員以外の構成員は、その意見に配慮しなければならない。ただし、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

7 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十章 サイバー通信情報監理委員会  
第一節 設置等

(設置)  
第四十六条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、サイバー通信情報監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)  
第四十七条 委員会は、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のため

の措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うことを任務とする。  
(所掌事務)  
第四十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十七条第一項、第十九条第一項(第三十二條第二項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む)、第三十二條第一項又は第三十三條第一項の承認及び当該承認の求めに対する審査に関すること。

二 第六十三條第一項又は第二項の規定による検査に関すること。

三 第六十六條第一項の規定による通知、第六十七條第一項の規定による要求及び第六十八條の規定による勧告に関すること。

四 警察官職務執行法第六條の二第四項(自衛隊法第八十九條第一項、第九十一條の三、第九十二條第二項又は第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。)の承認及び当該承認の求めに対する審査並びに警察官職務執行法第六條の二第十項(自衛隊法第八十九條第一項、第九十一條の三、第九十二條第二項又は第九十五條の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認及び勧告に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)  
第四十九條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)  
第五十條 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

3 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、人格が高潔であるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

一 裁判官であつた者その他の法律に關して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者

二 サイバーセキュリティ又は情報通信技術に關して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者

4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者  
(任期等)

第五十一条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第五十二条 委員長及び委員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 第五十条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第十二章、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四条第一項から第三項まで又は電気通信事業法第七十九条の規定により刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第五十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第五十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。  
(会議)

第五十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第五十二条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。  
(専門委員)

第五十六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。  
(事務局)

第五十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。  
(政治運動等の禁止)

第五十八条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。  
(秘密保持義務)

第五十九条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

第六十条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(国会に対する報告)

第六十一条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2 前項の報告には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。

一 第十七条第一項の承認の求め及び当該承認並びに第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれに係る件数(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 第三十二条第一項の承認の求め及び当該承認並びに同条第二項において準用する第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

三 第三十二条第一項の承認の求め及び当該承認並びに同条第二項において準用する第十九条第一項の承認の求め及び当該承認のそれぞれの件数

四 第六十三条第一項及び第二項の規定による検査の結果の概要

五 第六十六条第一項の規定による通知、第六十七条第一項の規定による要求及び第六十八条の規定による勧告のそれぞれの件数及び概要

六 警察官職務執行法第六十二条に規定するサイバー危害防止措置執行官により行われた同条第四項の承認の求め及び同条第九項の通知並びに当該承認のそれぞれの件数

七 前号の通知に係る警察官職務執行法第六十二条第二十項の勧告の件数及び概要

八 自衛官により行われた自衛隊法第八十九条第一項、第九十一条の三、第九十二条第二項及び第九十五条の四第一項において準用する警察官職務執行法第六十二条第二十項の勧告の件数及び概要

(規則の制定)

第六十二条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、サイバー通信情報監理委員会規則を制定することができる。

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

第二節 検査等

(検査)

第六十三条 委員会は、自動選別若しくは第三十五条第一項の規定による措置、非識別化措置又は再識別化措置が行われたときは、速やかに、その指定する委員長若しくは委員又は職員(以下この条及び第六十五条第二項において「指定職員等」という。)に、これらの措置が第五章又は第七章の規定を遵守して行われたかどうかを検査させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、指定職員等に、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いについて、この法律の規定(第十八条(第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により付した条件を含む。以下この節において同じ。が遵守されているかどうかを継続的に検査させなければならない。

3 指定職員等は、委員会の定めるところにより、前二項の規定による検査(以下単に「検査」という。)の状況又は結果を委員会に報告しなければならない。

4 指定職員等は、検査の結果、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いに関し、この法律の規定に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び当該違反の概要を委員会に報告しなければならない。

5 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る事実を確認し、必要があると認めるときは、第六十六条第一項の規定による通知その他の措置を講じなければならない。

(資料の提出の要求及び実地調査)

第六十四条 委員会は、第十七条第一項、第十九条第一項(第三十二条第二項及び第三十三条第

二項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の承認の求めに対する審査、検査、第六十六条第一項の規定による通知、第六十七条第一項の規定による要求又は第六十八条の規定による勧告の実施に当たり、必要があると認めるときは、通信情報保有機関の長に対し、資料(選別後通信情報その他の第三十七条に規定する情報又は総合整理分析情報であるものを含む。)の提出若しくは説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

2 通信情報保有機関の長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、他の法令の規定による制限のある場合を除き、その求めに応じなければならない。

(通信情報保有機関による協力)  
第六十五条 前条第二項に定めるもののほか、通信情報保有機関は、検査に対し、協力しなければならない。

2 通信情報保有機関は、取得通信情報の処理のために使用する情報システムその他の検査の対象となる事務のために用いる情報システムについて、指定職員等が検査の的確かつ円滑な実施に必要な利用を行うことができるようにしておかなければならない。

(通知)  
第六十六条 委員会は、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いがこの法律の規定に違反していると認めるときは、当該通信情報保有機関の長に対し、その旨を通知するものとする。

2 通信情報保有機関の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る取得通信情報の利用の停止その他の当該違反行為の是正及び再発の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(懲戒処分の要求)

第六十七条 委員会は、通信情報保有機関の職員が故意又は重大な過失によりこの法律の規定に違反して取得通信情報を取り扱ったことにより取得通信情報が漏えいしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。

2 委員会は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をすることが適当かどうか直ちに調査してこれについて措置するとともに、その結果を委員会及び人事院に通知しなければならない。

4 第二項の規定及び前項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、通信情報保有機関の職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。

(勧告)

第六十八条 委員会は、通信情報保有機関における取得通信情報の取扱いがこの法律の規定に違反することを防止するため必要があると認めるときは、通信情報保有機関の長に対し、当該取扱いその他の事項に関し、必要な勧告をすることができる。

(安全管理措置)

第六十九条 委員会は、サイバー通信情報監理委員会規則で定めるところにより、その取り扱う取得通信情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(評価)

第七十条 委員会は、定期的検査の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、検査の実施方法を変更することその他の必要な措置を講じなければならない。

第十一章 雑則

(協力の要請等)

第七十一条 内閣総理大臣は、この法律の規定を施行するために必要があると認めるときは、行政機関の長その他の関係者(委員会を除く。次項において同じ。)に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、内閣総理大臣、国の行政機関の長、独立行政法人情報処理推進機構(次条第一項及び第二項において「情報処理推進機構」という。)の長、国立研究開発法人情報通信研究機構の長その他の関係者は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(事務の委託)

第七十二条 内閣総理大臣は、第三十七条に規定する事務(選別後通信情報を取り扱うものを除く。又は第四十一条に規定する事務の一部を、情報処理推進機構その他当該事務について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するものとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

2 内閣総理大臣又は電子計算機等供給事業所管大臣は、第四十二条第一項に規定する事務の一部を、情報処理推進機構その他当該事務について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するものとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

3 内閣総理大臣又は電子計算機等供給事業所管大臣は、前二項の規定による委託を受けた者(以下この条及び次条において「受託者」という。)からの求めに応じて、当該委託に係る事務を実施するために必要な提供用総合整理分析情

報その他の情報及び資料(選別後通信情報を含むものを除く。)の提供を行うことができる。

4 受託者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 受託者の役員又は職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収)

第七十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の事務の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、その必要な限度で、同項の規定による受託者に対し、報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣又は電子計算機等供給事業所管大臣は、前条第二項の事務の適正な実施を確保するため必要と認めるときは、その必要な限度で、同項の規定による受託者に対し、報告を求めることができる。

(権限の委任)

第七十四条 第二章、第四十条第一項、第四十二条第三項又は第四十三条(第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)に規定する特別社会基盤事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、第二章、第四十条第一項、第四十二条第三項又は第四十三条の規定による特別社会基盤事業所管大臣としての権限(金融庁の所掌に係るものに限る。政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

(主務省令)

第七十五条 第二章における主務省令は、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣の発する命令とする。

(協議)

第七十六条 内閣総理大臣は、第二条第八項第三号、第二十六条第一項又は第二十九条に規定する内閣府令を定めるときは、あらかじめ、委員会に協議しなければならない。

(経過措置)

第七十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国際約束の誠実な履行)

第七十八条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

第十二章 罰則

第七十九条 通信情報保有機関又は委員会において取得通信情報の取扱いに関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った取得通信情報が記録されたデータベース(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)により記録された情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは

人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の取得通信情報を保有する通信情報保有機関若しくは委員会の管理を害する行為により、取得通信情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第八十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第二項(第三十一条第三項において準用する場合及び第三十六条の規定により適用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者
- 二 第五十九条の規定に違反して取得通信情報に関する秘密を漏らし、又は盗用した者
- 三 第八十二条 第八八条第二項、第四十四条第二項、第四十五条第七項、第五十九条又は第七十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者(前条第二号に該当する者を除く。)

第八十三条 第六条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第九条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第七十九条、第八十条第一項、第八十一条及び第八十二条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十条第一項、第八十

三条又は第八十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第一章及び第七十六条から第七十八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第十章第一節(第四十八号第四号○を除く。第六十一条第二項、第七十一条、第八十二条、第五十九条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)及び第八十五条、第八十二条に係る部分に限る。並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三章から第七章まで、○第六十一条第二項(第一号から第五号までに係る部分に限る。)、第七十九条から第八十一条まで、第八十五条(第八十二条に係る部分を除く。)、及び第八十六条(第八十条第一項に係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 内閣総理大臣及び特別社会基盤事業者は、前条第四号に掲げる規定の施行の日(次項において「第四号施行日」という。)前においても、第十一号第二項の規定の例により、相互に、相手方に対し、同条第一項の協定を締結することについて協議を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、第四号施行日前において

も、第二十条(第三十二条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、**国外通信目的送信措置**、**特定内外通信目的送信措置**又は**特定内外通信目的送信措置の実施**に關し、**国外関係電気通信設備**を設置する**電気通信事業者**に対し、**必要な協力を求めることができる。**

(委員長及び委員の任命に係る準備行為)

第三条 第五十条第三項の規定による委員長及び委員の任命に關し必要な行為は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができ。

(特定重要電子計算機の届出に關する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に**特定重要電子計算機**を導入している**特別社会基盤事業者**に対する**第四条第一項の規定の適用**については、同項中「**特定重要電子計算機を導入したときは**」とあるのは、「この法律の施行の日から六月以内」とする。

(委員の任期に關する経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第五十一条第一項本文の規定にかかわらず、四人のうち、二人は三年、二人は五年とする。

2 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年を目途として、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱い等の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年五月十五日

内閣委員長 和田 政宗

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に關する法律の施行に伴い、**重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に關する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行おうとするものである**。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案の施行のため、令和七年度一般会計予算(内閣所管(内閣官房))において、職員基本給七十八億三千四百五十万五千円の内数として内閣サイバー官に係る経費が計上されている。

附帯決議

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとり、効果的に制度を運用すること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視され得るのではないかとの国民の懸念を払拭できるよう、積極

的な広報活動等により制度に対する国民の理解醸成を図ること。

二 両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、政省令や基本方針等の策定に当たっては、基幹インフラ事業者等や産業界はもとより、有識者や労働界等の関係者の意見を幅広く丁寧に聴取し、最大限反映させること。

三 インシデント報告等において経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。

四 基幹インフラ事業者等が顧客情報を漏えいした等いわれない誹謗中傷を受けることがないよう、情報の安全管理措置を始めた運用に万全を期すこと。また、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分留意すること。

五 当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えない旨を基本方針等に明記すること。

六 内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。特に、当事者協定に基づく選別後通信情報の利用及び提供については、犯罪捜査目的ではなく、サイバーセキュリティ対策に係る場合に限定すること。

閣総理大臣が整理・分析を行った情報については、基幹インフラ事業者等に対し、積極的に提供すること。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国等とも十分に連携し、その対応に万全を期すこと。

八 協議会の構成員の在り方、提供する情報の内容や取扱い等の運用については、基幹インフラ事業者等のみならず中小企業や地方公共団体を含む関係者の意見を幅広く聴取し、各主体が協議会への参加の意義を実感できる仕組みとなるよう制度設計を進めること。

九 協議会を活用した官民の情報共有においては、重要経済安保情報保護活用法に基づくセキュリティ・クリアランス制度の活用も図りながら、機微情報も含め迅速に提供し、サイバー対処能力を効果的に向上させること。また、それにより安定的な経済活動や我が国の技術的優位性を確保し、産業競争力の強化につなげていくこと。

十 政府の体制整備に当たっては、両法の実効性のある運用に必要な人員及び組織体制を確保・構築するとともに、通信情報の取得、自動選別等に必要な設備等の整備のために十分な予算を確保すること。あわせて、政府に協力を行う電気通信事業者に生じ得る通信ネットワーク運営に關する負担について、先進諸外国の例も参考にしながら、その回避策について責任を持つて検討すること。

十一 今般の新制度には多くの行政機関が関与することに鑑み、省庁間連携に万全を期すこと。特に、インテリジェンス機能については、内閣官房の新組織は関係機関と緊密に連携し、サイバー安全保障分野における情報やその他の外部情報等を効果的に収集、分析する体制を構築し、その強化を図ること。

十二 アクセス・無害化措置において、内閣官房

の新組織は警察及び防衛省・自衛隊と緊密に連携し、事案の状況変化に対応して円滑かつ適正に行われるよう、各措置の内容について十分に把握した上で総合調整機能を果たすこと。また、緊密な連携を確保するための共同訓練等により、運用に万全を期すこと。

十三 通信防護措置の発令を迅速に行う重要性を踏まえ、状況の判断に資する各種情報の収集・分析体制を十分に構築すること。

十四 警察におけるアクセス・無害化措置が適正に行われることを担保するため、公安委員会は警察からの報告を適時に受けて厳格な監督を行うとともに、警察は関係する記録を保存し、事後的な検証に努めること。

十五 アクセス・無害化措置の実施に当たる警察や自衛隊については、サイバー分野の高度な専門教育や同盟国・同志国等との共同演習などを通じ、専門性を継続的に高めるよう、必要な取組を推進すること。

十六 外務大臣は、アクセス・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応できる実効性のある体制を構築すること。また、国家安全保障会議四大臣会合等において、アクセス・無害化措置を行う際の外交上の観点からの懸念点を共有するなど適切に関与すること。

十七 外国に所在する攻撃サイバー等へのアクセス・無害化措置が国際法上許容される範囲内で行われることを担保する観点から、緊急状態を援用する際には国家責任条文第二十五条の要件を満たして同措置を行うこと。すなわち、国際法上の評価を行う外務大臣は、緊急状態を援用する場合、同措置が、重大かつ急迫した危険から不可欠の利益を守るための唯一の手段であること、及び他国の不可欠の利益を深刻に侵害しないことを満たしているかについて検討し、同措置の実施主体との協議に反映させること。

十八 外国に所在する攻撃サイバー等へのアクセス・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセス・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともに、サイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。

十九 サイバー通信情報監視委員会は、通信情報の取得やアクセス・無害化措置に関する承認等について、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正にかつ速やかに行う体制を構築すること。

二十 サイバー通信情報監視委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、衆議院における修正の趣旨を踏まえ、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、政府全体として誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

二十一 サプライチェーンへのサイバー攻撃に対する強靱性を高めるため、基幹インフラ事業者等のみならず、サプライチェーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイスの等の経済的、人的支援を強化すること。特に、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業については支援を適切に行うこと。  
二十二 サイバーセキュリティ人材の確保及び育成については、経営層にサイバーセキュリティの重要性に対する理解を促し、同人材の地位向上や処遇改善につなげる取組を通じて強力に推進すること。

二十三 国産技術を核としたサイバー対処能力の向上のため、機器の開発を含めて支援するとともに、AI等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。また、新たな技術を活用したサイバー攻撃への対処策について、不断に検討を行い、迅速に措置を講ずること。  
右決議する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。  
令和七年四月八日  
衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一殿

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
(国家公務員法の一部改正)  
第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第五号の四中「及び内閣情報官」を、「内閣情報官及び内閣サイバー官」に改める。  
(警察官職務執行法の一部改正)  
第二条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。  
(サイバー危害防止措置執行官による措置)  
第六條之二 警察庁長官は、警察庁又は都道府県警察の警察官のうちから、次項の規定による処置を適正にとるために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官をサイバー危害防止措置執行官として指名するものとする。  
2 サイバー危害防止措置執行官は、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害することその他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。)に用いられる電気通信若しくはその疑いがある電気通信(以下この項及び第四項ただし書において「加害関係電気通信」という。)又は情報技術利用不正行為に用いられる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)若しくはその疑いがある電磁的記録(以下この項において「加害関係電磁的記録」という。)を認めた場合であつて、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、加害関係電気通信の送信元若しくは送信先である電子計算機又は加害関係電磁的記録が記録された電子計算機(以下この条において「加害関係電子計算機」と総称する。)の管理者その他の関係者に対し、加害関係電子計算機に記録されている加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の

動作に係るもの(適切に危害防止を図るために通常必要と認められる限度において、電気通信回線を介して当該加害関係電子計算機に接続して当該加害関係電子計算機に記録されたその動作に係る電磁的記録を確認することを含む。)をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

3 加害関係電子計算機が国内に設置されていると認める相当な理由がない場合における当該加害関係電子計算機の動作に係る前項の規定による処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるものとする。この場合において、当該サイバー危害防止措置執行官は、あらかじめ、警察庁長官を通じて、外務大臣に協議しなければならない。

4 サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとる場合には、あらかじめ、サイバー通信情報監理委員会の承認を得なければならない。ただし、当該加害関係電子計算機から重要電子計算機(重要電子計算機)に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項に規定する重要電子計算機をいう。)に対してその機能に重大な障害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある加害関係電気通信が現に送信されている場合その他の当該危害防止のためにはサイバー通信情報監理委員会の承認を得ると認めないとする特段の事由がある場合は、この限りでない。

5 第三項に規定する場合における前項の承認の求めは、第三項の規定による協議の結果を添えて行わなければならない。  
6 サイバー通信情報監理委員会は、第四項の承認の求めがあつた場合において、当該求めが第二項及び第三項の規定に照らして適切で

あると認めるときは、当該承認をするものとする。

7 サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとるに際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

8 サイバー危害防止措置執行官は、第二項の規定による処置をとつたときは、当該加害関係電子計算機の管理者に同項に規定する措置をとることを命じた場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該管理者に通知するものとする。ただし、当該加害関係電子計算機に係る危害の防止に支障がある場合及び当該管理者の所在が不明である場合は、この限りでない。

9 サイバー危害防止措置執行官は、第四項ただし書の規定によりサイバー通信情報監理委員会の承認を得ないで第二項の規定による処置をとつたときは、速やかに、当該処置についてサイバー通信情報監理委員会に通知しなければならない。

10 前項の規定による通知を受けたサイバー通信情報監理委員会は、当該通知に係る処置が第二項、第三項及び第四項ただし書の規定に照らして適切に行われたかどうかを確認し、第二項の規定による処置に係る事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認の結果に基づき、当該通知を行つたサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視總監若しくは道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。)に対し、必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

11 サイバー危害防止措置執行官は、この条の規定による措置の実施について、警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察

庁長官)の指揮を受けなければならない。(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「及び内閣情報官」を、「内閣情報官及び内閣サイバー官」に改め、同条第十四号の三の次に次の一号を加える。  
十四の四 サイバー通信情報監理委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第四十七号の三の次に次の一号を加える。  
非常勤の委員  
別表第一官職名の欄中「カジノ管理委員会委員長」を「カジノ管理委員会委員長」に、「及び内閣情報官」を、「内閣情報官及び内閣サイバー官」に、「カジノ管理委員会の常勤の委員」を「カジノ管理委員会の常勤の委員」を「サイバー通信情報監理委員会の常勤の委員」に改める。

(自衛隊法の一部改正) 第四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十二條第一項中「又は第八十一條の二第一項」を、「第八十一條の二第一項又は第八十一條の三第一項」に改め、「出動」の下に「その他の行動」を加える。

第八十一條の二の次に次の一條を加える。  
(重要電子計算機に対する通信防護措置) 第八十一條の三 内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第四項に規定する特定不正行為をい、電気通信

回線を介して行われるものに限る。以下この項及び第四項第一号において同じ。)であつて、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、次の各号のいずれにも該当することにより自衛隊が対処を行う特別の必要があるとき、部隊等に当該特定不正行為(当該特定不正行為を行つた者による同種の特定不正行為を含む。第一号において同じ。)による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機への被害を防止する措置であつて電気通信回線を介して行うもの(以下この条及び第九十一條の三において「通信防護措置」という。)をとるべき旨を命ずることができる。

一 当該特定不正行為により重要電子計算機に特定重大支障(重要電子計算機の機能の停止又は低下であつて、当該機能の停止又は低下が生じた場合に、当該重要電子計算機に係る事務又は事業の安定的な遂行に容易に回復することができない支障が生じ、これによつて国家及び国民の安全を著しく損なう事態が生ずるもの)をいう。次号において同じ。)が生ずるおそれが大きいと認めること。  
二 特定重大支障の発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること。  
三 国家公安委員会からの要請又はその同意があること。

2 前項の「重要電子計算機」とは、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第二条第二項に規定する重要電子計算機(同項第三号に該当するもの)にあつては、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和五

年法律第五十四号)第二十七条第一項に規定する契約事業者である者が次に掲げる情報を取り扱うために使用するものに限る。)をいう。

一 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密である情報  
二 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八十号)第三条第一項に規定する特定秘密(同法第五条第四項の規定により防衛大臣が保有させ、又は同法第八条第一項の規定により防衛大臣が提供したものに限る。)である情報  
三 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律第二十七号第一条に規定する装備品等秘密である情報

四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)第三条第三項に規定する重要経済安保情報(同法第十条第一項の規定により防衛大臣が提供し、又は同条第二項の規定により防衛大臣が保有させたものに限る。)である情報

3 第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等は、警察庁又は都道府県警察(次項第四号において「警察庁等」という。)と共同して当該通信防護措置を実施するものとする。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により部隊等に通信防護措置をとるべき旨を命ずる場合には、あらかじめ、防衛大臣と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、次に掲げる事項を指定しなければならない。  
一 通信防護措置により対処を行う特定不正行為及び防護の対象となる第二項に規定する重要電子計算機

二 通信防護措置として実施すべき措置に関する事項

三 通信防護措置の期間  
四 警察庁等と共同して通信防護措置を実施する要領その他の警察庁等との連携に関する事項  
五 その他必要な事項

5 内閣総理大臣は、前項第三号の期間内であっても、通信防護措置の必要がなくなつたと認められる場合には、速やかに、部隊等に通信防護措置の終了を命じなければならない。  
第八十六条中「第八十一条の二第一項」の下に「第八十一条の三第一項」を加える。  
第八十九条第一項中「」の規定は、「」を。第六

条の二を除く。の規定は「」に改め、「ついで」の下に「同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正とするために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものの職務の執行について、それぞれ」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「者」との下に「同法第六

条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とること」ができるものとする。この場合において、当該とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監視委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監視委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若し

は道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加える。  
第九十一条の二の次に次の一条を加える。  
第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害すること

その他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。))とあるのは「重要電子計算機(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。))に対する特定不正行為(同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。))と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該特定不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項

に規定する重要電子計算機をいう。))とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監視委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監視委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若し

は道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加える。  
第九十一条の二の次に次の一条を加える。  
第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害すること

その他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。))とあるのは「重要電子計算機(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。))に対する特定不正行為(同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。))と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該特定不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項

に規定する重要電子計算機をいう。))とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監視委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監視委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加える。  
第九十二条第二項中「及び第九十条第一項を「第六条の二を除く。及び第九十条第一項」に、「規定は、」を「規定は、」に、「海上保安庁法第十六条」を「同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正とするために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものが前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、「者」との下に「同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害すること

その他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。))とあるのは「重要電子計算機(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。))に対する特定不正行為(同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。))と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該特定不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項

に規定する重要電子計算機をいう。))とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監視委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監視委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加える。  
第九十二条第二項中「及び第九十条第一項を「第六条の二を除く。及び第九十条第一項」に、「規定は、」を「規定は、」に、「海上保安庁法第十六条」を「同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正とするために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものが前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、「者」との下に「同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害すること

その他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。))とあるのは「重要電子計算機(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。))に対する特定不正行為(同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。))と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該特定不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項

に規定する重要電子計算機をいう。))とあるのは「重要電子計算機」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監視委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監視委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若し

は道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加える。  
第九十二条第二項中「及び第九十条第一項を「第六条の二を除く。及び第九十条第一項」に、「規定は、」を「規定は、」に、「海上保安庁法第十六条」を「同法第六条の二第二項から第十一項までの規定は当該自衛官のうちこの項において準用する同条第二項の規定による処置を適正とするために必要な能力を有する部隊等として防衛大臣が指定する部隊等に属するものが前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、「者」との下に「同法第六条の二第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信

第九十一条の三 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、第八十一条の三第一項の規定により通信防護措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四十号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害すること

その他情報技術を用いた不正な行為(以下この項において「情報技術利用不正行為」という。))とあるのは「重要電子計算機(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十一条の三第二項に規定する重要電子計算機をいう。第四項において同じ。))に対する特定不正行為(同条第一項に規定する特定不正行為をいう。以下この項において同じ。))と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該特定不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとると」、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二項

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」とを加え、「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律を「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十二条第二項において準用する警察官職務執行法第七条及び自衛隊法に、「この項において準用する海上保安庁法」を「同法第九十二条第二項において準用する」に改め、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」とを削る。

第九十五条の四を第九十五条の五とし、第九十五条の三の次に次の一条を加える。

(自衛隊等が使用する特定電子計算機の警護のための権限)

第九十五条の四 警察官職務執行法第六条の二第二項から第十一項までの規定は、次に掲げる特定電子計算機(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第一項に規定する特定電子計算機をいう。)をサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第六条の二第二項中「サイバーセキュリティ」とあるのは

「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十五条の四第一項各号に掲げる特定電子計算機(第四項ただし書において「特定電子計算機」という。))に対するサイバーセキュリティ」と、「情報技術利用不正行為」とあるのは「当該情報技術利用不正行為」と、同条第三項中「処置は、警察庁の警察官であるサイバー危害防止措置執行官に限り、とることができるとする。この場合において、当該」とあるのは「処置をとる」と、「警察庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、同条第四項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、防衛大臣を通じて」と、同項ただし書中「に対し」とあるのは「である特定電子計算機に対し」と、同条第八項中「国家公安委員会規則」とあるのは「防衛省令」と、「その旨を」とあるのは「その旨を部隊等の長を通じて」と、同条第九項中「サイバー通信情報監理委員会」とあるのは「防衛大臣を通じてサイバー通信情報監理委員会」と、同条第十項中「当該通知を行ったサイバー危害防止措置執行官が所属する警察庁又は都道府県警察の警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長(次項において「警察庁長官等」という。))とあり、及び同条第十一項中「警察庁長官等(第三項に規定する場合にあつては、警察庁長官)」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

一 自衛隊が使用する特定電子計算機

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する特定電子計算機

2 前項第二号に掲げる特定電子計算機に対する同項の警護は、アメリカ合衆国の軍隊から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとす

る。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第五条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第六条 情報処理の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「第一号又は第二号に係る部分に限る。」を「若しくは重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号 第七十二条第一項若しくは第二項に改める。)

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正)

第七条 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 機構は、前二項の業務のほか、サイバーセキュリティ基本法第三十一条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による事務を行う。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第八条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を加える。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正)

第九条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会規則」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

(産業競争力強化法の一部改正)

第十一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四百四十七条第三項本文中「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加え、同項ただし書中「カジノ管理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に「サイバー通信情報監理委員会規則」を加える。

(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第十二条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 情報システム若しくはその一部を構成する電子計算機若しくはプログラム、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体(以下この項において「情報システム等」という。))の供給

者は、サイバーセキュリティに対する脅威により自らが供給した情報システム等に被害が生ずることを防ぐため、情報システム等の利用者がその安全性及び信頼性の確保のために講ずる措置に配慮した設計及び開発、適切な維持管理に必要な情報の継続的な提供その他の情報システム等の利用者がサイバーセキュリティの確保のために講ずる措置を支援する取組を行うよう努めるものとする。

第二十六條第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「又は」を「及び」に、「で発生した」を「におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価(情報システムに対する不正な活動であつて情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるものの監視及び分析並びに)」に改め、「を含む。」の下に「を含む。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成(当該基準の作成のための重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査を含む)及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に關すること。

第二十六條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
3 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、サイバーセキュリティ推進専門家会議の意見を聴かなければならない。  
一 サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするとき。

二 第一項第二号又は第三号の基準を作成し

ようとするとき。

三 第一項第二号又は第三号の評価について、その結果の取りまとめを行うおうとするとき。

第二十八條第一項中「内閣官房長官」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中、「第三号及び第五号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第五項を削る。

第三十條第二項中「次に掲げる者」第一号から第六号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。」を「副本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の一条を加える。  
(サイバーセキュリティ推進専門家会議)  
第三十條の二 本部に、サイバーセキュリティ推進専門家会議(以下この条において「専門家会議」という。)を置く。

2 専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 第二十六條第三項の規定により副本部長に意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものについて調査審議し、必要があると認めるときは、副本部長に意見を述べること。  
3 専門家会議の委員は、サイバーセキュリティに關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三十一條第一項第一号中「独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査」を「同号に規定する監査(独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。)」に、「又は同項第三号」を、「同項第三号に掲げる事務(同号に規定する調査に係るものに限る。)」又は同項第四号に、「独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティ

に關する重大な事象の原因究明のための調査」を「同号に規定する調査(独立行政法人及び指定法人に係るものに限る。)」に改め、同項第二号中「第二十六條第一項第四号」を「第二十六條第一項第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十六條第一項第四号に掲げる事務(同号に規定する活動の監視及び分析に係るものに限る。) 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人情報処理推進機構その他当該活動の監視及び分析について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

「第三十三條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、重要社会基盤事業者及びその組織する団体の代表者に対して、前項の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

第三十五條中「命を受けて内閣官房副長官補」を「内閣サイバー官」に改める。  
第三十六條中「内閣法」の下に「昭和二十二年法律第五号」を加える。

第十三條 サイバーセキュリティ基本法の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十四條」を「第二十三條」に、「第二十五條」を「第二十四條」に改める。  
第十二條第二項第三号中「の促進」を削る。  
第十四條の見出し中「の促進」を削り、同条中「関し」の下に、「重要な設備に係る電子計算機

の被害の防止のための情報の整理及び分析を行う」とともに「」を加える。  
第十七條を削り、第十八條を第十七條とし、第十九條から第二十四條までを一条ずつ繰り上げ、第四章中第二十五條を第二十四條とする。  
第二十六條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条を第二十五條とし、第二十七條を第二十六條とする。  
第二十八條第三項中「第二十六條第一項第二号から第四号まで及び第六号」を「第二十五條第一項第二号から第五号まで」に改め、同条を第二十七條とし、第二十九條を第二十八條とし、第三十條を第二十九條とする。  
第三十條の二第二項第一号中「第二十六條第三項」を「第二十五條第三項」に改め、同条を第三十條とする。  
第三十一條第一項第一号中「第二十六條第一項第二号」を「第二十五條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十六條第一項第四号」を「第二十五條第一項第四号」に改め、同項第三号を削る。

第三十八條中「第十七條第四項又は」を削る。(情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に關する法律の一部改正)  
第十四條 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に關する法律(令和四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第十四條本文中「カジノ管理委員会規則」の下に、「サイバー通信情報監視委員会規則」を加え、同条ただし書中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監視委員会」を、「カジノ管理委員会規則」の下に、「サイバー通信情報監視委員会規則」を加える。  
(内閣法の一部改正)  
第十五條 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律案

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 投票 一〇六  
者氏名

第十五条の二第二項第四号中「及び内閣情報官」を、「内閣情報官及び内閣サイバー官」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)  
第十七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「安全の確保」の下に、「国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査の遂行」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十七 重要電子計算機(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)第二十条第二項に規定するものをいう。第三項第二十七号の七において同じ。)に対する特定不正行為(同条第四項に規定するものをいう。同号において同じ。)による被害の防止のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づき重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務に属すること(他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。)

第四条第三項第五十九号の三の次に次の一号を加える。

五十九の四 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第四十八条に規定する事務

第十六条第二項中「カジノ管理委員会」の下に「サイバー通信情報監視委員会」を加える。

第六十四条の表カジノ管理委員会の項の次に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第三条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第八号の改正規定及び同法別表第一の改正規定(及び内閣情報官)を、「内閣情報官及び内閣サイバー官」に改める部分に限る。)、第五条、第七条、第十二条及び第十五条の規定並びに第十七条中内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定及び同条第三項第二十七号の六の次に一号を加える改正規定 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第八条から第十一条まで及び第十四条の規定並びに第十七条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前に第十三条の規定による改正前のサイバーセキュリティ基本法第十七条第一項のサイバーセキュリティ協議会の事務に従事していた者に係る当該事務に関する知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び施行日前に同法第三十一条第一項

第三号に掲げる事務の委託を受けた法人の役員又は職員であった者に係る当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(デジタル庁設置法の一部改正)

第五条 デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

投票者氏名

阿達 雅志君 青木 一彦君

青山 繁晴君 赤池 誠章君

赤松 健君 朝日健太郎君

有村 治子君 井上 義行君

石井 準一君 石井 浩郎君

石井 正弘君 石田 昌宏君

磯崎 仁彦君 猪口 邦子君

賛成者氏名 二〇九名

日程第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

サイバー通信情報監視 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律

委員会

サイバー通信情報監視

委員会

サイバー通信情報監視

委員会

サイバー通信情報監視

委員会

サイバー通信情報監視

委員会

サイバー通信情報監視

委員会

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号 投票者氏名

今井絵理子君	岩本 剛人君	松川 るい君	松下 新平君	秋野 公造君	伊藤 孝江君	反対者氏名	二一名
上野 通子君	白井 正一君	松村 祥史君	松山 政司君	石川 博崇君	上田 勇君	井上 哲士君	伊藤 岳君
江島 潔君	衛藤 晟一君	三浦 靖君	三原じゅん子君	河野 義博君	窪田 哲也君	岩淵 友君	紙 智子君
小川 克巳君	小野田紀美君	三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	佐々木さやか君	里見 隆治君	吉良よし子君	倉林 明子君
尾辻 秀久君	越智 俊之君	宮沢 洋一君	宮本 周司君	塩田 博昭君	下野 六太君	小池 晃君	大門実紀史君
大家 敏志君	太田 房江君	森 まさこ君	森屋 宏君	杉 久武君	高橋 次郎君	仁比 聡平君	山下 芳生君
岡田 直樹君	加田 裕之君	山崎 正昭君	山下 雄平君	高橋 光男君	竹内 真二君	山添 拓君	大島九州男君
加藤 明良君	梶原 大介君	山田 太郎君	山田 俊男君	竹谷とし子君	谷合 正明君	木村 英子君	天晶 大輔君
片山さつき君	神谷 政幸君	山田 宏君	山谷えり子君	新妻 秀規君	西田 実仁君	船後 靖彦君	山本 太郎君
北村 経夫君	こやり隆史君	山本 啓介君	山本佐知子君	平木 大作君	三浦 信祐君	伊波 洋一君	高良 鉄美君
小林 一大君	古賀友一郎君	山本 順三君	吉井 章君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君	齊藤健一郎君	浜田 聡君
古庄 玄知君	上月 良祐君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	安江 伸夫君	山口那津男君	神谷 宗賢君	
佐藤 啓君	佐藤 信秋君	若林 洋平君	渡辺 猛之君	山本 博司君	横山 信一君		
佐藤 正久君	酒井 庸行君	青木 愛君	石垣のりこ君	若松 謙維君	青島 健太君		
櫻井 充君	清水 真人君	石川 大我君	石橋 通宏君	浅田 均君	石井 章君		
自見はなこ君	白坂 亜紀君	打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君		
進藤金日子君	末松 信介君	小沼 巧君	大椿ゆうこ君	嘉田由紀子君	片山 大介君		
田中 昌史君	高橋 克法君	奥村 政佳君	鬼木 誠君	金子 道仁君	串田 誠一君		
高橋はるみ君	滝沢 求君	勝部 賢志君	川田 龍平君	柴田 巧君	高木かおり君		
滝波 宏文君	柘植 芳文君	木戸口英司君	岸 真紀子君	中条きよし君	藤巻 健史君		
鶴保 庸介君	堂故 茂君	熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君		
友納 理緒君	豊田 俊郎君	古賀 之士君	齋藤 嘉隆君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君		
中田 宏君	中西 祐介君	塩村あやか君	柴 慎一君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君		
永井 学君	長峯 誠君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	上田 清司君	川合 孝典君		
西田 昌司君	野上浩太郎君	田名部匡代君	高木 真理君	榛葉賀津也君	田村 まみ君		
野村 哲郎君	羽生田 俊君	辻元 清美君	徳永 エリ君	竹詰 仁君	堂込麻紀子君		
長谷川 岳君	長谷川英晴君	野田 国義君	羽田 次郎君	芳賀 道也君	浜口 誠君		
馬場 成志君	橋本 聖子君	広田 一君	福島みずほ君	浜野 喜史君	舟山 康江君		
比嘉奈津美君	藤井 一博君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君	梅村みずほ君	大野 泰正君		
藤川 政人君	藤木 真也君	三上 えり君	水岡 俊一君	寺田 静君	ながえ孝子君		
船橋 利実君	星 北斗君	水野 素子君	村田 享子君	長浜 博行君	平山佐知子君		
堀井 巖君	本田 顕子君	森本 真治君	森屋 隆君	宮口 治子君			
舞立 昇治君	牧野たかお君	横沢 高德君	吉川 沙織君				

日程第二 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	朝日健太郎君
有村 治子君	井上 義行君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君
北村 経夫君	こやり隆史君

小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中田 宏君	中西 祐介君
永井 学君	長峯 誠君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	長谷川英晴君
馬場 成志君	橋本 聖子君
比嘉奈津美君	藤井 一博君
藤川 政人君	藤木 眞也君
船橋 利実君	星 北斗君
堀井 巖君	本田 顕子君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
三浦 靖君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君	宮本 周司君
森 まさこ君	森屋 宏君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 太郎君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 啓介君	山本佐知子君
山本 順三君	吉井 章君

吉川ゆうみ君	和田 政宗君
若林 洋平君	渡辺 猛之君
秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	上田 勇君
河野 義博君	窪田 哲也君
佐々木さやか君	里見 隆治君
塩田 博昭君	下野 六太君
杉 久武君	高橋 次郎君
高橋 光男君	竹内 眞二君
竹谷とし子君	谷合 正明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
安江 伸夫君	山口那津男君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君	上田 清司君
川合 孝典君	榎葉賀津也君
田村 まみ君	竹詰 仁君
堂込麻紀子君	芳賀 道也君
浜口 誠君	浜野 喜史君
舟山 康江君	齊藤健一郎君
浜田 聡君	大野 泰正君
平山佐知子君	

反対者氏名

熊谷 裕人君	小西 洋之君
青木 愛君	石垣のりこ君
石川 大我君	石橋 通宏君
打越さく良君	小沢 雅仁君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君
奥村 政佳君	鬼木 誠君
勝部 賢志君	川田 龍平君
木戸口英司君	岸 眞紀子君

古賀 千景君	古賀 之士君
斎藤 嘉隆君	塩村あやか君
柴 慎一君	杉尾 秀哉君
田島麻衣子君	田名部匡代君
高木 真理君	辻元 清美君
徳永 エリ君	野田 国義君
羽田 次郎君	広田 一君
福島みずほ君	福山 哲郎君
牧山ひろえ君	三上 えり君
水岡 俊一君	水野 素子君
村田 享子君	森本 真治君
森屋 隆君	横沢 高徳君
吉川 沙織君	青島 健太君
浅田 均君	石井 章君
石井 苗子君	猪瀬 直樹君
嘉田由紀子君	片山 大介君
金子 道仁君	串田 誠一君
柴田 巧君	高木かおり君
中条きよし君	藤巻 健史君
松沢 成文君	松野 明美君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君
井上 哲士君	伊藤 岳君
岩渕 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	大島九州男君
木村 英子君	天島 大輔君
船後 靖彦君	山本 太郎君
伊波 洋一君	高良 鉄美君
梅村みずほ君	神谷 宗幣君
寺田 静君	ながえ孝子君
長浜 博行君	宮口 治子君

日程第三 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	朝日健太郎君
有村 治子君	井上 義行君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩本 剛人君
上野 通子君	白井 正一君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	越智 俊之君
大家 敏志君	太田 房江君
岡田 直樹君	加田 裕之君
加藤 明良君	梶原 大介君
片山さつき君	神谷 政幸君
北村 経夫君	こやり隆史君
小林 一大君	古賀友一郎君
古庄 玄知君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
櫻井 充君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	柘植 芳文君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
友納 理緒君	豊田 俊郎君
中田 宏君	中西 祐介君

令和七年五月十六日 参議院會議録第十九号 投票者氏名

齋藤 嘉隆君	塩村あやか君	伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	石井 正弘君	堀井 巖君
古賀 千景君	古賀 之土君	柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	石井 準一君	船橋 利実君
熊谷 裕人君	小西 洋之君	松沢 成文君	松野 明美君	有村 治子君	藤川 政人君
木戸口英司君	岸 真紀子君	高木かおり君	藤卷 健史君	赤松 健君	比嘉奈津美君
勝部 賢志君	川田 龍平君	串田 誠一君	柴田 巧君	青山 繁晴君	馬場 成志君
奥村 政佳君	鬼木 誠君	片山 大介君	金子 道仁君	阿達 雅志君	長谷川 岳君
小沼 巧君	大椿ゆうこ君	猪瀬 直樹君	嘉田由紀子君	賛成者氏名	野村 哲郎君
打越さく良君	小沢 雅仁君	石井 章君	石井 苗子君	阿達 雅志君	西田 昌司君
石川 大我君	石橋 通宏君	青島 健太君	浅田 均君	青木 一彦君	永井 学君
青木 愛君	石垣のりこ君	横山 信一君	若松 謙維君	赤池 誠章君	中田 宏君
若林 洋平君	渡辺 猛之君	山口那津男君	山本 博司君	有村 健君	友納 理緒君
吉川ゆうみ君	和田 政宗君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君	石井 治子君	鶴保 庸介君
山本 順三君	吉井 章君	三浦 信祐君	宮崎 勝君	神谷 宗幣君	滝波 宏文君
山本 啓介君	山本佐知子君	西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	高橋はるみ君
山田 宏君	山谷えり子君	谷合 正明君	新妻 秀規君	日程第四	田中 昌史君
山田 太郎君	山田 俊男君	竹内 真二君	竹谷とし子君	情報通信技術の進展等に対応するため	進藤金日子君
山崎 正昭君	山下 雄平君	高橋 次郎君	高橋 光男君	の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提	自見はなこ君
森 まさこ君	森屋 宏君	下野 六太君	杉 久武君	出、衆議院送付)	櫻井 充君
宮沢 洋一君	宮本 周司君	里見 隆治君	塩田 博昭君	賛成者氏名	佐藤 正久君
三宅 伸吾君	宮崎 雅夫君	窪田 哲也君	佐々木さやか君	齊藤健一郎君	佐藤 啓君
三浦 靖君	三原じゅん子君	上田 勇君	河野 義博君	神谷 宗幣君	古庄 玄知君
松村 祥史君	松山 政司君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	神谷 宗幣君	小林 一大君
松川 るい君	松下 新平君	吉川 沙織君	秋野 公造君	神谷 宗幣君	北村 経夫君
舞立 昇治君	牧野たかお君	森屋 隆君	横沢 高德君	神谷 宗幣君	片山さつき君
堀井 巖君	本田 顕子君	村田 享子君	森本 真治君	神谷 宗幣君	小川 一夫君
船橋 利実君	星 北斗君	水岡 俊一君	水野 素子君	神谷 宗幣君	尾辻 秀久君
藤川 政人君	藤木 真也君	牧山ひろえ君	三上 えり君	神谷 宗幣君	大家 敏志君
比嘉奈津美君	藤井 一博君	福島みずほ君	福山 哲郎君	神谷 宗幣君	岡田 直樹君
馬場 成志君	橋本 聖子君	羽田 次郎君	広田 一君	神谷 宗幣君	加藤 明良君
長谷川 岳君	長谷川英晴君	徳永 エリ君	野田 国義君	神谷 宗幣君	片山さつき君
野村 哲郎君	羽生田 俊君	高木 真理君	辻元 清美君	神谷 宗幣君	北村 経夫君
西田 昌司君	野上浩太郎君	田島麻衣子君	田名部匡代君	神谷 宗幣君	小林 一大君
永井 学君	長峯 誠君	柴 慎一君	杉尾 秀哉君	神谷 宗幣君	古庄 玄知君



山本 啓介君	山本 順三君	吉川 ゆうみ君	若林 洋平君	青木 愛君	石川 大我君	打越 さく良君	小沼 巧君	鬼木 誠君	川田 龍平君	岸 真紀子君	小西 洋之君	古賀 之士君	塩村 あやか君	杉尾 秀哉君	田名部 匡代君	一辻元 清美君	野田 国義君	広田 一君	牧山 ひろえ君	水岡 俊一君	村田 享子君	森屋 隆君	吉川 沙織君	伊藤 孝江君	上田 勇君	窪田 哲也君	里見 隆治君	下野 六太君	高橋 次郎君	竹内 真三君	谷合 正明君	西田 実仁君	三浦 信祐君
山本 佐知子君	吉井 章君	和田 政宗君	渡辺 猛之君	石垣 のりこ君	石橋 通宏君	小沢 雅仁君	奥村 政佳君	勝部 賢志君	木戸 英司君	熊谷 裕人君	古賀 千景君	齋藤 嘉隆君	柴 慎一君	田島 麻衣子君	高木 真理君	徳永 エリ君	羽田 次郎君	福山 哲郎君	三上 えり君	水野 素子君	森本 真治君	横沢 高德君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木 さやか君	塩田 博昭君	杉 久武君	高橋 光男君	竹谷 とし子君	新妻 秀規君	平木 大作君	宮崎 勝君

矢倉 克夫君	山口 那津男君	横山 信一君	青島 健太君	石井 章君	猪瀬 直樹君	片山 大介君	串田 誠一君	高木 かおり君	藤巻 健史君	松野 明美君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	榛葉 賀津也君	竹詰 仁君	芳賀 道也君	浜野 喜史君	齊藤 健一郎君	梅村 みずほ君	寺田 静君	長浜 博行君	宮口 治子君	安江 伸夫君	山本 博司君	若松 謙維君	浅田 均君	石井 苗子君	嘉田 由紀子君	金子 道仁君	柴田 巧君	中条 きよし君	松沢 成文君	柳ヶ瀬 裕文君	磯崎 哲史君	川合 孝典君	田村 まみ君	堂込 麻紀子君	浜口 誠君	舟山 康江君	浜田 聡君	大野 泰正君	ながえ 孝子君	平山 佐知子君	
伊藤 岳君	紙 智子君	倉林 明子君	大門 実紀史君	山下 芳生君	大島 九州男君	天島 大輔君	山本 太郎君	高良 鉄美君	一九名																																		

令和七年五月十六日 参議院会議録第十九号 投票者氏名

